

34 原子力災害対策について

【内閣府、外務省、農林水産省、経済産業省、原子力規制委員会】

【提案・要望の具体的内容】

(原子力発電施設の災害対策について)

- 1 地域住民の意見が反映できる体制を責任を持って構築すること
- 2 県域を越えた広域的連携に対する支援を行うこと
- 3 原子力防災対策に必要な資機材等の配備を行なうこと
- 4 安全基準の見直しを始めとした万全の安全対策を講ずること
- 5 情報開示を迅速に行い、科学的データによる安全性確保について責任ある説明を行うこと
- 6 玄海原子力発電所運転再開前に地域住民に対し説明を行なうこと
- 7 原子力安全協定の位置づけを明確化すること

(福島原発事故の影響について)

- 8 本県からの農林水産物等の輸出に関し、諸外国での輸入規制の長期化や過剰な規制を解消するため、国は関係国へ規制緩和等の働きかけを強化すること

(原子力艦の災害対策について)

- 9 応急対応範囲の見直しを行なうこと
- 10 防災対策に必要な資機材等の配備を行なうこと
- 11 原子力艦の防災訓練に米軍も参加すること



【1 地域住民の意見が反映できる体制の構築について】

○地域住民の意見が反映できる体制の構築とは

エネルギーの安定的な確保は国の責務であると考えます。UPZに含まれる地域の住民は、放射線に対する不安を常に抱えながら生活していかなければならず、地域住民の理解を得ることなく原子力施策は推進できません。

このため、常日頃から地域住民の意見を反映できる場が必要であり、これら意見を勘案のうえ、国が責任を持って運転再開等の判断を行う体制を構築することを望みます。

【2 県域を越えた広域的連携に対する支援について】

○県域を越えた広域的連携とは

県及び市町が地域防災計画を策定するにあたっては、避難体制の確立が必要であり、避難にあたっては原子力発電所から遠くに逃げるのが基本となります。

この際に考慮すべきこととして、県境を越えての避難、特に島民の県外への避難等が生じますが、これまで県域を越えた防災計画は策定されなかったことに鑑み、国においては離島からの搬送を含めた積極的な支援を行うことを望みます。

【3 原子力防災対策に必要な資機材等の配備を行なうこと】

○原子力防災対策に必要な資機材等の配備とは

長崎県では防災対策を必要とする範囲を30kmに拡大した地域防災対策の見直しを行ないましたが、これに伴い対象住民、防災関係機関及び防災要員が多数に及ぶことから、モニタリングポストを始めとした防災資機材等の整備を望みます。

【4 安全基準の見直しを始めとした万全の安全対策について】

○安全基準の見直しを始めとした万全の安全対策とは

原子力発電所の規制監督とその安全確保は国の責務であることから、政府、国会等で行なった事故の検証を踏まえ、安全基準の見直しを始めとした万全の安全対策を講ずることを望みます。

【5 情報開示、科学的データによる安全性確保のための責任ある説明について】

○安全性確保のための責任ある説明とは

原子力発電所におけるストレステストなど総合的安全評価を始めとしたこれまでの国の判断については、情報開示を迅速に行い、安全性の確保がなされているとの根拠を科学的データ等で明確に示し、責任ある説明を行なうことを望みます。

【6 玄海原子力発電所運転再開前の地域住民に対する説明について】

○運転再開前の地域住民への説明とは

長崎県は、玄海原子力発電所運転再開に関する地元説明会を開催してほしいとの要望を行なっておりますが、経済産業省からは「福島第一原子力発電所事故を受けて事業者に実施を指示した原子力発電所の安全確保策（緊急安全対策、シビアアクシデント対策）の内容及び総合的安全評価の結果等について、国としての見解をまとめた後、住民に対して説明を行いたい」との回答を頂いているところであります。

ひとたび原子力災害が発生した場合は、県民の生命・身体の安全はもとより、県内産業から県民の日常生活に至るまで広い範囲で多大な影響を被ることが懸念されるので、玄海原子力発電所運転再開前には地域住民に対し説明を行なうことを改めて望みます。

【7 原子力安全協定の位置づけの明確化について】

○原子力安全協定の位置づけの明確化とは

これまで立地自治体と電力事業者が締結していた「原子力発電所の安全確保に関する協定書」いわゆる安全協定の締結には法的根拠はなく、立地自治体と電力事業者との間で、立地の際の信頼関係に基づき締結する紳士協定であるとされていました。

原子力発電所における平常時・異常時における通報等は、地域住民の安全確保のため、立地自治体のみならず隣接自治体等にも必要とされる情報であり、隣接自治体等においても、立地自治体と同じ内容の協定が締結される必要があります。

このようなことから、安全協定のあり方を検証し、法制化を含めた安全規制上の位置づけを明確化するよう望みます。

【8 規制緩和等の働きかけ強化について】

○本県からの農林水産物等の輸出に関し、諸外国での輸入規制の長期化や過剰な規制を解消するため、国は関係国へ規制緩和等の働きかけを強化とは

日本からの海外への水産物輸出は、福島第一原子力発電所事故に関連し、諸外国・地域の規制措置が強化され、中国政府からは「放射性物質検査合格証明書」及び「原産地証明書」の添付が求められています。長崎魚市（株）の鮮魚輸出は平成23年5月31日から再開されましたが、県・長崎魚市では毎回の放射能検査や証明書の発行手続などの負担が生じており、規制の緩和が望まれます。韓国では本県産水産物から放射性物質が不検出である実績などから、放射性物質検査が省略されたことやEUなどでも日本産食品に対する規制を緩和しており、中国においても原産地証明のみで輸出が可能となるよう規制緩和を強く望むものです。

日本産農林水産物等に関する輸入規制が強化・長期化されないよう、また、規制が緩和されるよう、関係国等への働きかけを強化し、客観的データ等に基づく信頼度の高い情報の発信力強化など、海外消費者等に向けた風評の払拭策強化を要望します。

【9 応急対応範囲の見直しについて】

○応急対応範囲の見直しとは

原子力発電所における災害対策については国が見直しを行っておりますが、原子力艦の応急対応範囲については、国において未だ検討されておりません。福島第一原子力発電所事故における知見を踏まえ、原子力艦の災害対策においても応急対応範囲の見直しが必要であることから、国において早急に検討されるよう望みます。

【10 防災対策に必要な資機材等の配備について】

○防災対策に必要な資機材の整備とは

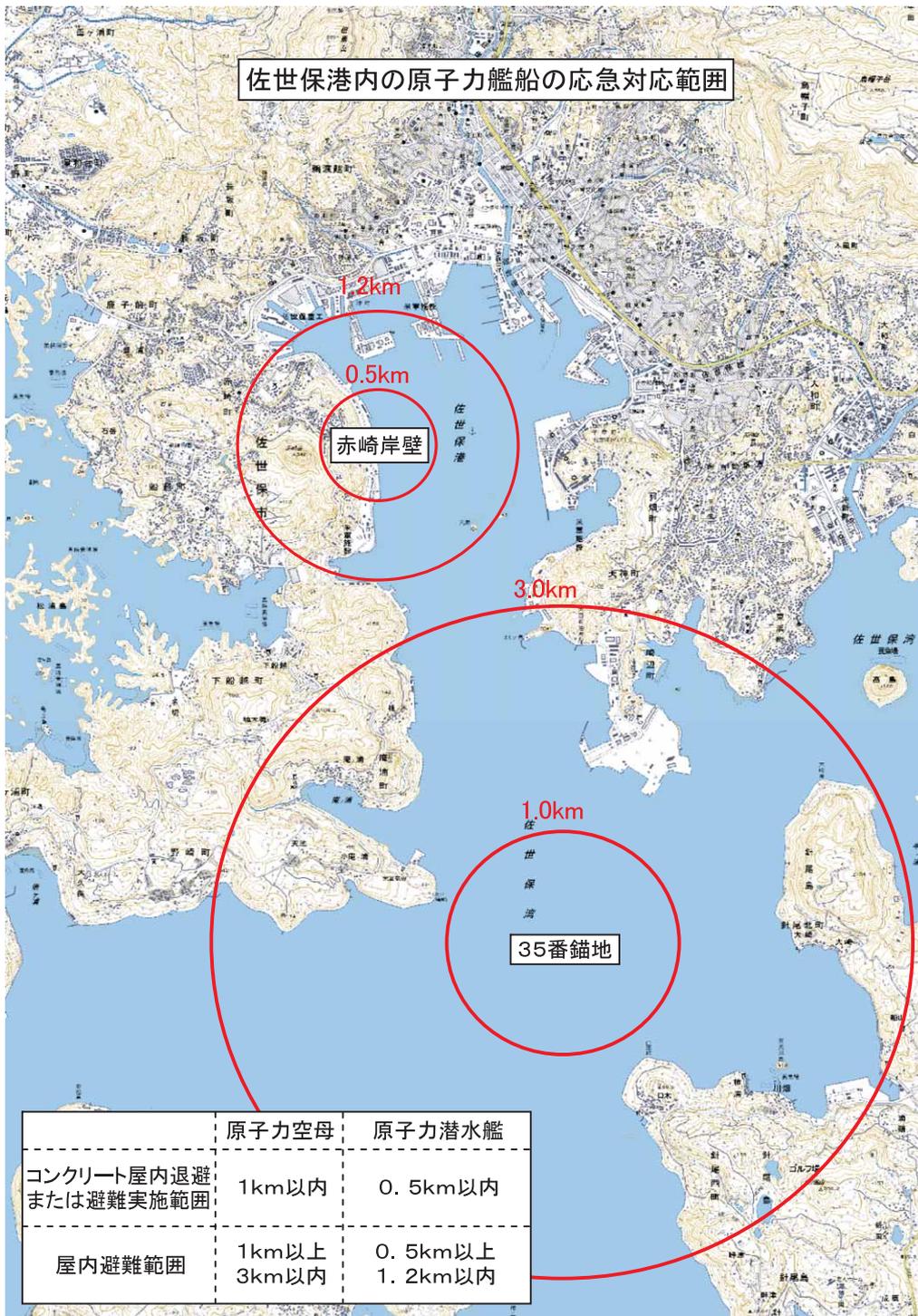
原子力艦の災害対策に備え、地域住民、防災関係機関及び防災要員等の活動に必要な防護服等の防災資機材について、国による整備を望みます。

【11 原子力艦の防災訓練に米軍が参加することについて】

○原子力艦の防災訓練に米軍が参加することとは

佐世保市では、原子力潜水艦が佐世保港内の赤崎岸壁に停泊中、異常な放射能値を検出したとの想定で、防災訓練を平成14年度から毎年度実施しておりますが、原子力潜水艦を所有する米軍は訓練に参加していません。

原子力艦の防災訓練を実効性あるものとするため、米軍の訓練参加を強く望みます。



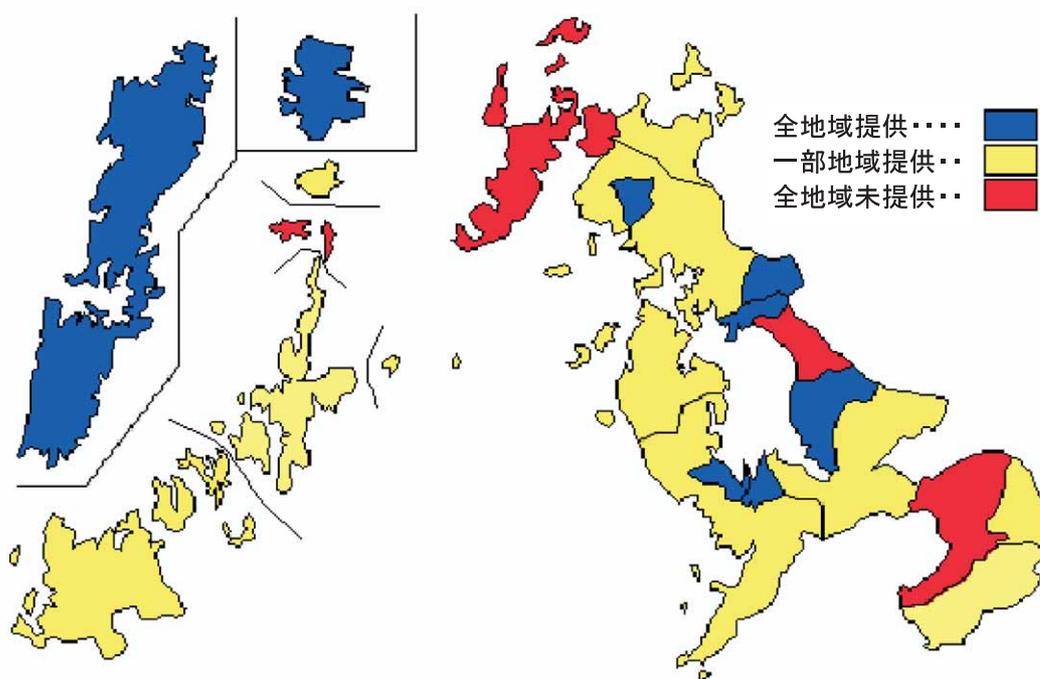
35 高速情報通信網の整備・維持及びテレビ難視聴の解消に係る支援策の充実強化について

【総務省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 条件不利地域における超高速ブロードバンド環境を実現するため、投資インセンティブとして電気通信事業者が行うサービス提供に必要な設備投資への直接的な財政支援制度を創設すること
- 2 条件不利地域においても携帯電話やブロードバンドサービス等が安定的に確保されるための支援施策を創設すること
また、市町が整備した情報通信基盤の維持管理に対する支援策を創設すること
- 3 地上デジタル放送移行に伴う緊急避難的措置に係る恒久対策の確実な実現をはじめとしたテレビ難視聴対策を継続・拡充すること

県内における超高速ブロードバンド環境



超高速ブロードバンド世帯カバー率
長崎県：84.8% (全国：97.3%)
※平成24年3月末現在
※超高速ブロードバンド：FTTH、下り30Mbps以上のケーブルインターネット等
(総務省)

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・ 人口の流出、高齢化の進展等が著しい地域においては、産業活性化や住民サービスの向上を図るうえで、ICTを活用し、地理的ハンディキャップを解消することが大変重要です。離島等においてはブロードバンド環境が一定整備されたものの、人口減少などにより利用料収入の増加が見込まれず、安定的に維持することが危惧される状況にあります。
- ・ 電気通信事業者による自主的な基盤整備は見込めない条件不利地域を抱える市町では、厳しい財政状況の中で情報通信基盤（超高速ブロードバンド網、携帯電話基地局、ケーブルテレビ等）を整備し、さらに完成後の管理・運営に多大な経費が継続的に発生するため、財政への過度の負担となる恐れがあります。
- ・ 地上デジタル放送移行に伴い、これまで受信できていたアナログ放送が視聴できない「新たな難視」地区のうち対策が進んでいない地区では、緊急避難的に衛星放送を視聴しています。
また、「新たな難視」対策が進む一方で、アナログ放送でも一部しか視聴できなかった地区が存在し、不公平感が生じています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・ 地域づくりや県民の利便性向上の観点から、超高速ブロードバンド環境の整備が課題となっておりますが、初期投資及び整備後の維持管理に多額の費用が必要であり、投資採算性の問題から、電気通信事業者による自主的な基盤整備は見込めない状況にあります。
- ・ 携帯電話不感エリアについては、ランニングコスト等整備後の維持管理の問題から整備が進まない地域が存在し、既にブロードバンドや携帯電話、ケーブルテレビ等が整備された地域においても同様の問題からその維持が危惧されています。
- ・ テレビ難視聴対策としての共聴施設等の設置については新設・維持管理費が、またケーブルテレビへの加入については利用料が住民の負担となっております。また、緊急避難的な衛星放送は東京地区の放送を送信することから、地域住民に必要な災害情報等が提供されません。
また、アナログ放送でも一部しか視聴できなかった地区の難視解消も図る必要があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

○直接的な財政支援制度の創設とは

超高速ブロードバンドサービスについては、将来的なサービス継続の観点から、運用にノウハウを持つ電気通信事業者の投資インセンティブを高め、整備を促進するための補助制度の創設を望みます。

○条件不利地域においてもサービスが安定的に確保されるための支援施策の創設とは

携帯電話不感エリアの環境整備促進と携帯電話やブロードバンド等の安定的なサービス提供を維持し、地域間格差是正のため、ユニバーサルサービスを含めた支援施策の創設を望みます。

○市町が整備した情報通信基盤の維持管理に対する支援策の創設とは

超高速ブロードバンド網の管理・運営に要する経費について、市町への支援策の創設を望みます。
また、市町が整備した情報通信基盤の維持管理について、ユニバーサルサービス制度の対象とするなど制度の見直しを行う支援策の拡充を望みます。

○テレビ難視聴対策の継続・拡充とは

「新たな難視」対策に係る上記の住民負担の軽減を図るために支援制度を創設すること、衛星放送による緊急避難的な難視聴対策を講じている地区においては、早期かつ確実に恒久的な対策を講じること、難視聴解消を目的とする施設の整備に対する支援の継続拡充を図ることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

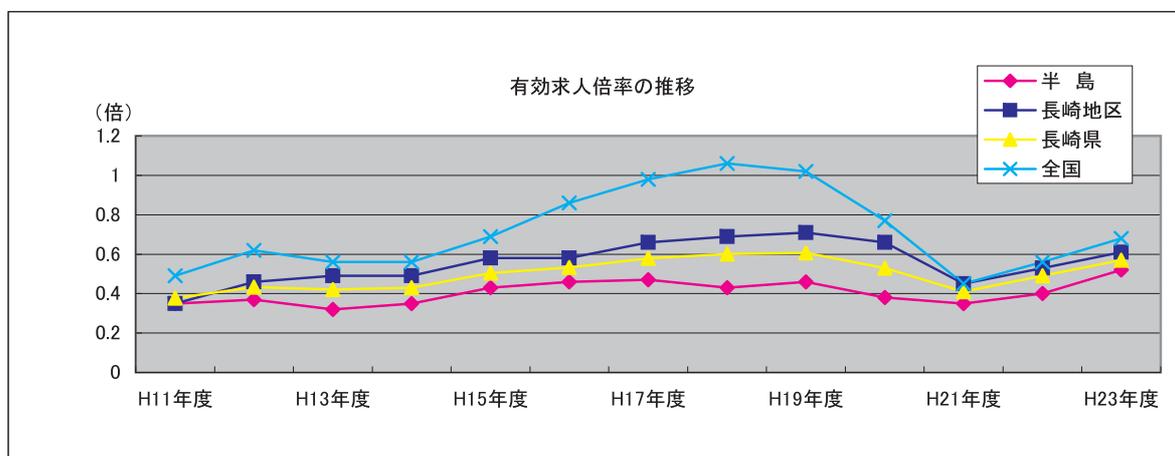
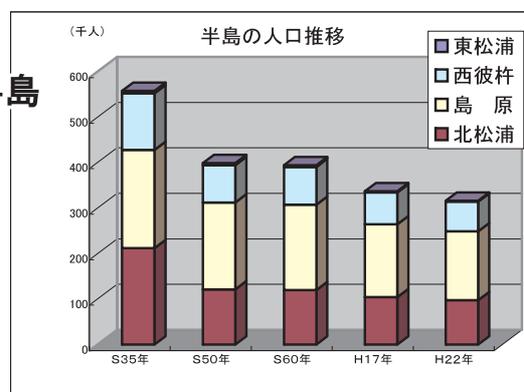
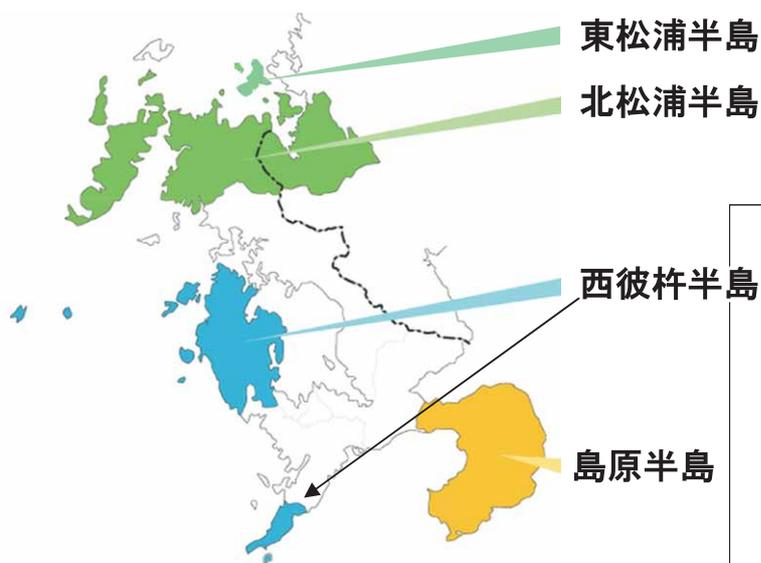
- ・ 前頁における超高速ブロードバンド環境の一部提供地域及び全未提供地域での環境が整備され、教育、危機管理、福祉をはじめとする様々な場面での利活用が可能となり、また、携帯電話不感エリアの解消が促進されるなど、住民生活の利便性向上を図ることができます。
- ・ テレビ難視聴対策が促進され、身近な生活情報や、緊急・災害情報など生活に密着した情報が県下同一に提供されることにより、住民生活の利便性向上を図ることができます。

36 半島振興対策の充実について

【総務省、国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 平成27年3月末をもって効力を失う半島振興法について、半島地域の特性や実情を踏まえた改正・延長を実現すること
- 2 半島振興計画に基づく事業の円滑な実施及び「半島対策事業債（仮称）」等の創設をはじめとする半島振興対策に係る地方財政措置の充実等による財源の確保を行うこと
- 3 西九州自動車道及び島原道路、西彼杵道路の整備促進を図ること



【1 半島振興法の改正・延長について】

○半島振興法の改正・延長とは

半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれない等の地理的な制約により、産業基盤や生活基盤が低位であることから、他地域と比べても人口減少や少子・高齢化が進行するなど、依然として多くの課題を抱えております。

一方で、半島地域には、豊かな自然環境や多くの歴史・文化的な地域資源が残されており、半島地域が自立した地域づくりを目指していくためには、それらの特性を活かした特色ある振興策が必要であります。

これらの状況を打開し、半島地域の更なる発展のためには、半島地域の特性や実情を踏まえた半島振興法の改正・延長がなされることを望みます。

【2 半島振興計画について】

○半島振興計画に基づく事業の円滑な実施とは

半島振興計画の内容は、今後の半島振興施策に関わる重要なものであるため、計画に基づく事業の優先的採択を望みます。

○半島振興対策に係る地方財政措置の充実等による財源の確保とは

半島地域は、交通通信施設の整備、産業振興・観光開発、水資源の開発・利用、生活環境の整備、高齢者福祉、教育・文化の振興等の面で一般の地域に比べ低位にあります。これらの地域の発展を阻害する要因を解消するための支援措置の充実を望みます。

○「半島対策事業債（仮称）」等とは

過疎地域に指定されていない半島地域の振興を図るため、過疎対策事業債における充当率や交付税措置率と同等の地方債の創設や半島地域の自立につながる施策に幅広く活用できる交付金の創設を望みます。

【3 道路の整備について】

○西九州道の整備促進とは

伊万里松浦道路の整備促進のため、予算確保がなされることを望みます。

特に、松浦市～佐々間の調査促進及び早期事業化を望みます。

○島原道路、西彼杵道路の整備促進とは

事業中区間完成のために必要な予算の確保を望みます。また、未着手区間の調査促進や新規事業採択を望みます。

37 地域公共交通確保維持改善のための制度の充実等について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 「地域公共交通確保維持改善事業」の各種補助事業が実施されるにあたり、国において十分に予算を確保し、県・市町の財政負担が増加することがないように支援制度の充実を図ること
- 2 地域公共交通の確保維持改善のため、以下のとおり制度の拡充等を図ること
 - (1) 離島航空路の維持・改善について
 - ・ 航空機燃料税の軽減措置の拡充
 - ・ 航行援助施設利用料の料金区分の見直し
 - ・ 地方自治体を実施する離島航空路線支援への地方交付税措置の拡充
 - ・ 補助対象路線の拡大
 - (2) 離島・半島航路の維持・改善について
 - ・ 本土と離島を結ぶ基幹航路及び有明海等半島航路への公的支援のための継続的な予算の確保
 - ・ 離島航路運営費等補助金の算出方法の見直し
 - ・ 離島住民運賃割引補助の実効性ある運用への改善
 - ・ 船舶更新費補助による運賃引き下げ実施航路に対する離島航路運営費等補助金の算出方法の特例
 - (3) 第三セクター鉄道並びに地方民営鉄道の施設整備及び維持確保について
 - ・ 地域公共交通バリア解消促進等事業における車両設備など重要施設整備の補助率嵩上げに係る要件の拡大
 - ・ 地域協議会で策定する生活交通ネットワーク計画に従って計画的に実施される施設整備の確実な事業採択及び補助率どおりの補助金交付
 - ・ 第三セクター鉄道等事業者に対する運営費補助制度の創設
 - (4) 生活交通（乗合バス等）の確保維持について
 - ・ 地域間幹線系統補助のさらなる要件緩和
 - ・ 地域内フィーダー系統補助制度について、市町が現在支援を行っている系統についても補助対象とすること
 - ・ 補助対象系統を主に運行する車両の購入に係る経費について一括で補助を受けられる制度を創設すること
 - (5) 原油価格高騰対策について
 - ・ 輸送事業の燃油費高騰に対する支援制度の創設等



長崎県内の離島航空路線を運航しているダッシュ8



交付金を活用した運賃低廉化航路
(長崎～五島航路 フェリー「椿」)



第三セクター鉄道（松浦鉄道）



地域間幹線系統を運航している乗合バス

【1 「地域公共交通確保維持改善事業」の各種補助事業が実施されるにあたり、県・市町の財政負担が増加することがないように支援制度の充実を図ることについて】

○県・市町の財政負担が増加することのないよう支援制度の充実を図ることとは

「地域公共交通確保維持改善事業」では、陸上交通、離島航路及び離島航空路について、生活交通ネットワーク計画に基づき、事前算定方式により運行（航）欠損額に対する助成が行われているところですが、燃油価格の高騰や突発的な修繕等により計画以上に欠損額が増加することがあることから、事業者や地方公共団体の負担とならないよう実績を踏まえた支援の実施と必要な予算の確保を望みます。

【2 地域公共交通の確保維持改善のため、以下のとおり制度の拡充等を図ることについて】

○航空機燃料税の軽減措置の継続拡充とは

航空機燃料税の本則が平成23年4月1日から3年間引き下げられることとなり、特定離島航空路線にかかる航空機燃料税が本則の4分の3に軽減される特別措置についても延長されましたが、将来においても継続するとともに、本土との交流を図るため、沖縄と同様の軽減措置（1/2）まで拡充することが重要です。

○航行援助施設利用料の料金区分の見直しとは

航行援助施設利用料については、現在、15トン未満が小型航空機と区分され、1機あたり120円の定額制が適用され低廉である一方、15トン以上については1トンあたり850円と大幅に高くなっています。

採算の厳しい離島航空路線を運航するダッシュ8の機材性能的に可能な範囲（16.5トン）まで小型航空機の料金区分を拡大することが必要です。

○地方自治体が実施する離島航空路線支援への地方交付税措置の拡充とは

本県では、平成21年度から新たに「離島航空路線確保対策補助金」として、安全整備や利用率保証の制度を創設していますが、これに際し、県・市で年間2億8千万円を超える負担増となり、その軽減が課題となっていることから地方交付税による支援を望みます。

○補助対象路線の拡大とは

補助対象路線の要件として、1島につき1路線のみとなっていますが、離島住民にとって複数の路線において日常拠点性が認められる場合は、離島の実態を踏まえ、要件が緩和されることを望みます。

○離島基幹航路及び有明海等半島航路への公的支援のための継続的な予算の確保とは

本県では、航路は海の国道であるとの観点から社会資本整備総合交付金を活用して、老朽船舶更新や長寿命化に要する経費を全額補助することにより、運賃低廉化に取り組んでいます。

今後も引き続き公的支援が可能となるよう必要な予算の確保を望みます。

○離島航路運営費等補助金の算出方法の見直しとは

離島航路運営費等補助金は実績収支差見込額に効率化係数を乗じた1/2を基礎として算出されますが、効率化係数は標準収支差をもとに算出されるため、実績収支差とは大きく差が出てくることとなります。航路維持存続を図るためには実際の収支差を基礎として補助する必要があります。現在は、県と市町で補助しておりますが、年々負担が大きくなっており、今後も安定的に航路を維持するためには、国においても実際の収益、費用を基礎として補助金額を算出されることが必要です。特に距離帯別標準キロあたり賃率の距離帯区分の細分化、燃料潤滑油費、船員費、船舶の減価償却費の実績値による費用算出を望みます。

○離島住民運賃割引補助の実効性ある運用への改善とは

平成23年度に創設された離島住民運賃割引補助は、航路寄港地の陸上交通運賃のうち、最も運賃水準の高い運賃までを割引限度としていますが、離島地域の陸上交通の運賃水準が高く、航路の全部又は一部の区間が割引対象にならない航路が多数あります。つきましては、より一層、離島住民の移動環境改善を図るため、本土地域を含めて航路寄港地の陸上交通運賃のうち、最も運賃水準の低い運賃までの割引を限度とされることを望みます。

○船舶更新費補助による運賃引き下げ実施航路に対する離島航路運営費等補助金算出方法の特例とは

本県においては、社会資本整備総合交付金を活用して船舶更新費用を補助し、航路運賃の引き下げを図っています。離島航路運営費等補助金は実際の収支差と標準収益、標準費用による収支差のいずれか小さい方の収支差を基礎として算出されますが、上記により運賃を引き下げた航路については、運賃引き下げ施策の趣旨を考慮し、運賃引き下げによる減収を反映した収支差を基礎として補助金額を算出されることを望みます。

○地域公共交通バリア解消促進等事業における車両設備など重要施設整備の補助率嵩上げに係る要件の拡大とは

本事業は、鉄道事業者が行う安全性の向上のための設備の整備等に対して補助を行うものですが、補助率の嵩上げについては、平成25年度から新たに、公設民営方式による上下分離等への事業構造の変更にかかる事業計画を事業者・市町村等が策定し、国の認定を受けて実施する「鉄道事業再構築事業」を行った場合に限り、補助率が現行の1/3から1/2まで嵩上げされることとなっています。安全運行維持のためには、老朽化した車両設備や線路設備などの重要施設の整備を優先的に行う必要がありますが、現行の補助率での実施は、経営が苦しい事業者には大きな負担となっているため、「鉄道事業再構築事業」の実施の有無に係わらず、経営が苦しい事業者が行うこれらの施設の整備について補助率の嵩上げを望みます。

○地域協議会で策定する生活交通ネットワーク計画に従って計画的に実施される施設整備の 確実な事業採択及び補助率どおりの補助金交付とは

事業の実施にあたっては、協議会において整備の目的・内容・効果、費用負担、整備順位等を議論し、「生活交通ネットワーク計画」を策定し、国土交通大臣に提出する必要があります。鉄道施設は、安全運行を維持するために常にメンテナンスが必要で、鉄道事業者は計画的に施設設備を更新していますが、計画どおりの補助が受けられないと脆弱な地方鉄道事業者では安全整備が遅れ、運行に支障が生じるため、十分な予算措置を講じられることを望みます。

○第三セクター鉄道等事業者に対する運営費補助制度の創設とは

生活交通路線を運行する地方バス路線や離島基幹航路については、本事業により欠損補助を行っていますが、第三セクター鉄道等については、大半が経常赤字になっているものの運行欠損は全て事業者や地方自治体が負担しており運行支援制度がありません。

今後も少子・高齢化等によって過疎化が進む地域にあって、鉄道は住民の重要な交通手段であると考えられるため、地方バス路線や離島航路と同様に運営費補助制度の創設を望みます。

○地域間幹線系統補助のさらなる要件緩和とは

本県の乗合バスの輸送人員はピーク時の約4割まで減少しており、特に人口減少が進む離島地域では輸送量の減少から補助要件の輸送量（15～150人）を下回り、国庫補助対象の路線から外れたことにより、地元自治体の負担が増加するケースも発生しています。

こうした中、国におかれては、平成25年度から地域協働推進事業の実施を前提とした幹線系統補助の要件緩和を講じられたところですが、その運用にあたっては地域の実態に即したものとさせていただくとともに、現在の輸送量要件の引き下げ（15～150人→9～150人）などさらなる補助要件の緩和を望みます。

○地域内フィーダー系統補助制度について、市町が現在支援を行っている系統についても補助対象とすることは

本事業では、平成23年度以降に公的支援を開始する系統であること等が補助の要件ですが、平成22年度以前から市町が住民の生活交通の確保維持のために支援を行っている系統が多数あることから、財政力の弱い市町にとって大きな負担であるとともに、本事業への申請件数の増加に繋がらず補助制度が十分に活用されない要因となっています。

平成22年度以前から市町が公的支援を行っている系統についても補助が受けられるように要件を見直されることを望みます。

○補助対象系統を主に運行する車両の購入に係る経費について一括して補助を受けられる制度 を創設することは

補助対象系統を運行するバス事業者が保有する車両の老朽化による安全性の低下や修繕費の増加、燃料効率の低下が懸念されています。

現在、「車両減価償却費等補助制度」により、車両購入費を5年間に分割して補助されていますが、事業者は車両購入費を一旦、全額負担する必要があり、経営状況が厳しく、資金繰りに苦慮する事業者にとっては購入資金を確保することができず、車両を更新することが難しいことから、車両の購入に係る経費について、一括で補助を受けられる制度の創設を望みます。

○輸送事業の燃油費高騰に対する支援制度の創設等とは

運行（航）欠損額に対する支援制度のない地域鉄道や離島のジェットフォイル航路及び有明海航路においては、燃油費高騰が続くと、運賃の値上げ（燃油サーチャージの付加を含む）や減便等を余儀なくされ、地域住民等利用者の利便性が大きく損なわれます。このような事態が生じないよう、これらの輸送事業について燃油費高騰に対する支援制度の創設または運行（航）欠損額に対する支援制度の適用を望みます。

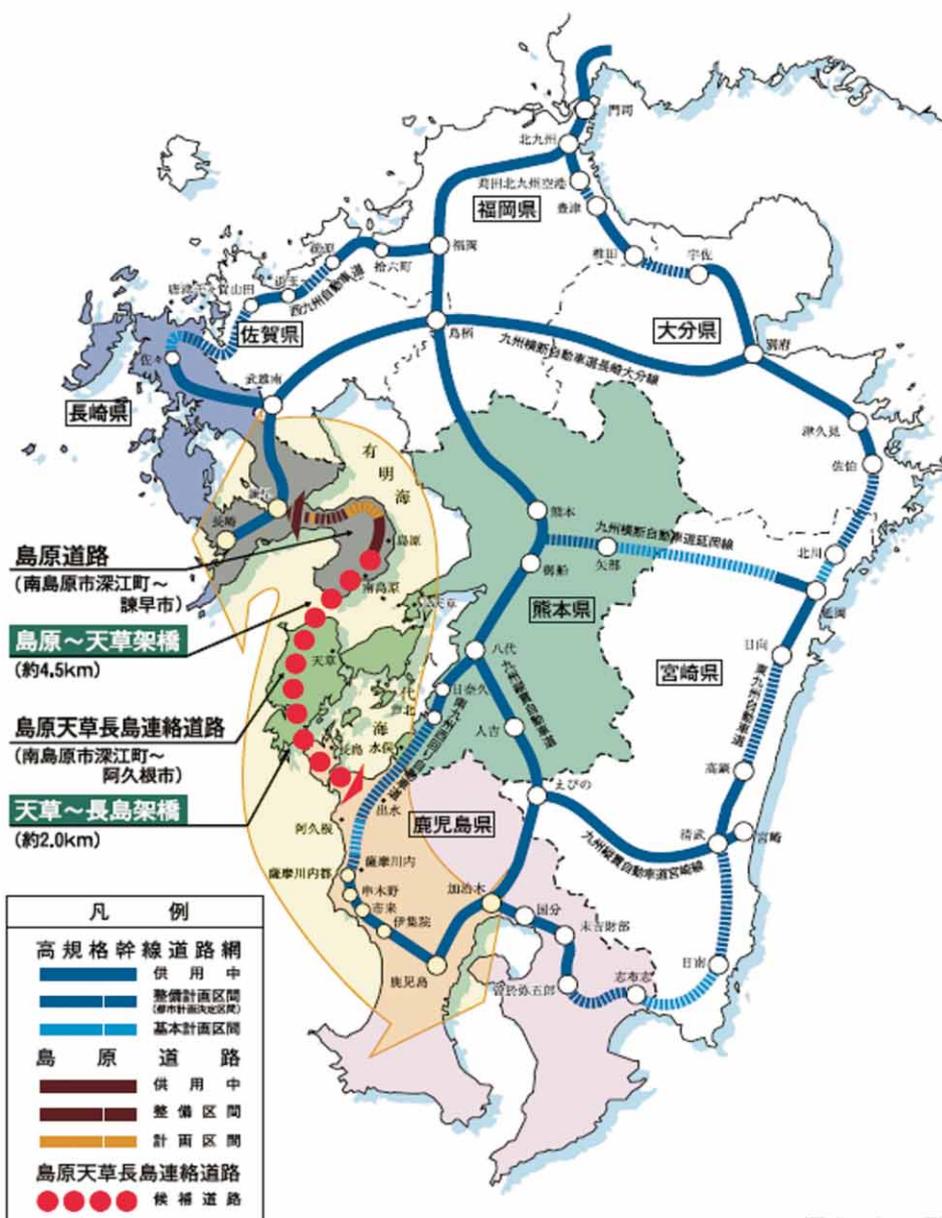
38 島原・天草・長島架橋構想の推進について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 島原・天草・長島架橋建設に資する調査を実施すること
- 2 地域高規格道路の計画路線である島原道路の整備促進と、候補路線である島原天草長島連絡道路を計画路線へ格上げすること

島原・天草・長島架橋構想、九州西岸軸構想



(平成24年11月)

39 長崎空港等の活用推進について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 長崎空港の運用時間の延長及び体制の強化を図ること
- 2 国による設置・管理空港（成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、羽田空港、伊丹空港を除く）及び幹線以外の地方路線に係る羽田空港の着陸料を平成14年度以前の軽減率に引き下げること



長崎空港

【1 長崎空港の運用時間の延長及び体制の強化について】

○長崎空港の運用時間の延長とは

長崎空港は大型航空機の離発着に必要な3,000m滑走路が整備され、騒音問題や気象障害が少ない信頼性と安全性に優れた海上空港であり、直近の高速道インターまで10分足らずの好条件に位置しています。このような長崎空港の特性を活かし、24時間運用等により夜間のチャーター便や貨物便を取り扱うことは地域経済並びに産業の振興に大きく貢献するものと期待されます。

○体制の強化とは

空港の運用時間の延長に伴い、航空管制やC I Q体制の整備が不可欠となりますので、関係官署の増員及び常駐化等の体制の強化を望みます。

【2 羽田空港の着陸料について】

○国による設置・管理空港及び幹線以外の地方路線に係る羽田空港の着陸料とは

平成21年7月1日から、長崎空港を出発する便の羽田空港着陸料が4分の3に軽減されましたが、さらなる軽減措置が必要です。

○平成14年度以前の軽減率に引き下げとは

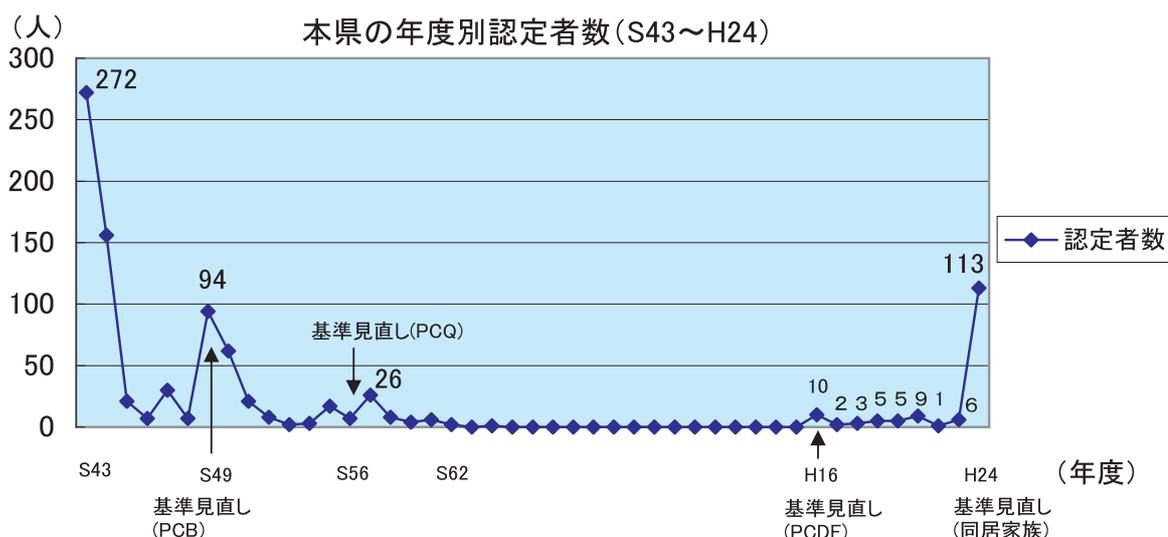
平成14年度までは、幹線以外の地方路線に係る羽田空港着陸料が3分の2に軽減されていましたが、今後とも地方路線の維持を図るために、着陸料の引き下げを望みます。

40 カネミ油症被害者の救済について

【厚生労働省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 国が実施する油症患者健康実態調査の結果を踏まえ、カネミ油症が原因であると認められる疾患を客観的に評価して診断基準に加えるなど、基準の見直しを検討すること
- 2 患者の通院に要する交通費の支払いについて、患者が希望する支払方法となるよう検討すること
- 3 「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づく支援策を実施するにあたり、地方公共団体の負担がないよう必要な人件費等の予算措置等を適切に講ずること



【1 診断基準の見直しについて】

○診断基準の見直しとは

カネミ油症事件は、昭和43年に本県及び福岡県を中心に西日本の広い範囲で発生し、ダイオキシンやPCBなどが混入した米ぬか油を摂取した約1万4千人が健康被害を訴えた食中毒事件です。

平成24年9月、「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（以下、「救済法」という。）が施行され、事件当時の同居家族で健康被害を受けた者が、家族内で認定結果が分かることのないよう、同年12月に油症診断基準の見直しが行われた結果、平成25年3月末時点の認定患者は、全国で2,178名、本県においては908名となっています。

また、新たな支援策として、認定患者には健康調査支援金の支給を伴う健康実態調査の実施や、原因企業から一時金が支給されるなど、救済法の施行により被害者が望んでいる恒久的な救済について大きく道が開かれました。

しかしながら、その一方で認定患者と同じ米ぬか油を摂取し、健康被害を訴えているにもかかわらず、家族内に認定患者がいない未認定者等については、救済法による支援の対象とならず、原因企業から一切の補償もなく、高齢化が進む中、医療費の負担も増大しており、さらなる被害者救済のため、診断基準の見直しを望みます。

【2 患者の通院に要する交通費の支払方法について】

○患者の通院に要する交通費とは

患者の通院に要する交通費については、カネミ倉庫（株）から支払われるものの、患者の立て替え払いが必要であり、また患者がカネミ倉庫（株）に請求しなければならないことから高齢者が多い患者にとって大きな負担になっています。

○患者が希望する支払方法とは

患者が希望する交通費の支払い方法について、カネミ倉庫（株）及び患者と協議する場を設け、現在の支払い制度の改善について検討していただくことを望みます。

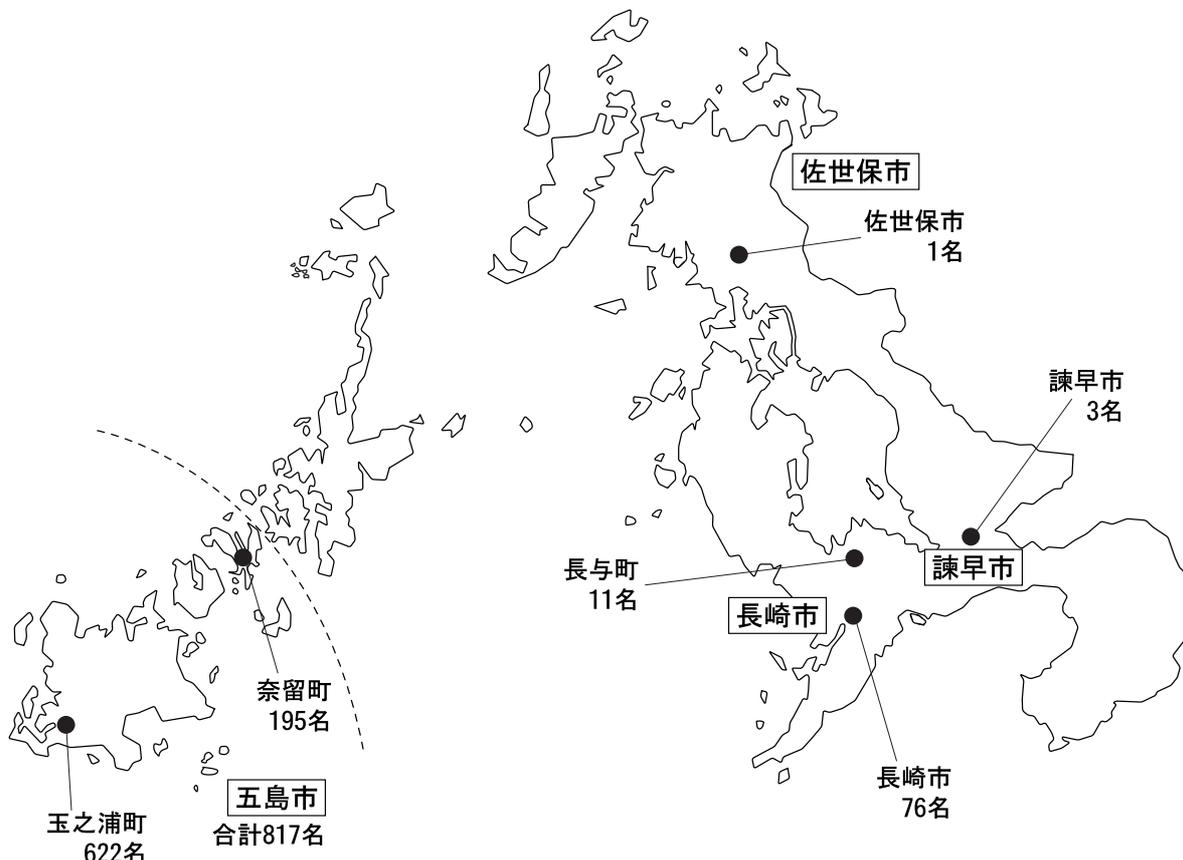
【3 法律に基づく支援策の実施について】

○地方公共団体の負担がないよう人件費等の予算措置等を適切に講ずることとは

救済法に基づく新たな支援策を実施するにあたり、国からの委託料は油症患者健康実態調査にかかる事務費だけとなっており、受託業務に見合った額となっていないため、支援（受託）事務に要する人件費等の本県の負担がないよう、適切な予算措置を講ずる等の配慮を望みます。

【参 考】

長崎県におけるカネミ油症認定状況（平成25年3月末現在908名）



全国および長崎県のカネミ油症被害状況（平成25年3月末現在）

		被害届出者数	認定患者数	生存認定患者数	
全 国		約 14,000 名	2,178 名	1,554 名	
長 崎 県		約 1,400 名 (全国比約 10%)	908 名 (全国比約 42%)	666 名 (全国比約 43%)	
内 訳	五島地区	約 560 名	・ H 16. 9 診断基準見直し前 754 名認定 ・ H 16. 9 診断基準見直し後 41 名認定 ・ H 24. 12 診断基準見直し後 113 名認定	本県在住	455 名
	長崎地区	約 350 名		他県在住	208 名
	その他	約 490 名		不明	3 名

※被害届出者数は昭和44年7月1日現在

41 漂流・漂着ごみの対策について

【農林水産省、国土交通省、環境省】

【提案・要望の具体的内容】

漂流・漂着及び海底ごみ対策に関する下記対策を確実に実施すること

- (1) 新たな恒久的財政支援措置の創設
- (2) 漂流・漂着及び海底ごみの一体となった処理体制の確立
- (3) 国外からの漂着ごみに対する外交上の適切な対応の実施

1) 平成23年度における海岸漂着物の回収・処理費用

・ 県管理海岸	1,150m ³	180,404千円
・ 市町管理海岸	15,518m ³	564,976千円
合 計	16,668m ³	745,380千円
・ 財 源	地域グリーンニューディール基金（環境省所管） 補助率 10/10	



対馬地区の海岸

2) 対馬における外国由来の海岸漂着物

回収された漂着ごみの外国製品の占める割合

- ・ ペットボトル 約70%（韓国52%、中国13%、その他3%）
- ・ ライター 約40%（韓国21%、中国16%、その他2%）

（環境省：「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」結果）



3) 危険物の漂着

①医療系廃棄物（注射器、薬瓶等）

- ・ H22年度回収量：全国総数28,830個、長崎県沿岸3,717個（全国3位）
※うち1,685個に外国語の表記（国籍不明の物あり）
- ・ H18年度回収量：全国総数26,643個、長崎県沿岸5,369個（全国1位）
※うち17個に外国語の表記（国籍不明の物あり）

②廃ポリタンク

- ・ H23年度漂着量 全国総数 9,723個、長崎県沿岸3,132個（全国1位）
- ・ H22年度漂着量 全国総数13,327個、長崎県沿岸2,383個（全国1位）
- ・ H21年度漂着量 全国総数22,194個、長崎県沿岸4,854個（全国1位）



注射器等（一部に注射針あり）



点滴パック（中国語表記）



廃ポリタンク

4) 流木の漂流・漂着（平成18年度）

回収された流木（県下14市町に漂流・漂着）

流木数 77,909本

撤去・処理量11,082m³

（大きい流木は直径1m、長さ5～6m）



【漂流・漂着及び海底ごみ対策について】

○新たな恒久的財政支援措置とは

海岸漂着物対策については、海岸漂着物処理推進法が制定され、海岸管理者等の責務が明確にされるとともに、平成21年度から平成23年度の3カ年については、地域グリーンニューディール基金により財政措置が行われました。平成25年度については、平成24年度補正予算により、従前と同様の支援内容による財政措置が講じられていますが、平成26年度までの期間限定であり、恒久的措置とはいえません。

漂着ごみ（海岸漂着物等）は繰り返し漂着することから、回収事業、発生抑制対策事業は、同基金事業終了後も継続して長期的に取り組む必要があります。

海岸漂着物処理推進法に基づいた長崎県海岸漂着物対策推進計画（地域計画）の回収事業等を実施するにあたり、恒久的な財政支援措置をしていただくことを望みます。

○創設とは

漂着ごみの回収事業費等について、地域グリーンニューディール基金事業（地域環境保全対策費等補助金：補助率10/10）と同等の補助制度の創設、若しくは交付税措置を望みます。

○漂流・漂着及び海底ごみの一体となった処理体制の確立とは

漂着ごみについては、海岸漂着物処理推進法の規定により、海岸管理者等において海岸が清潔に保たれるよう必要な措置を講じるとされていますが、漂流ごみ・海底ごみについては、処理責任が明確にされていません。

現在、主に市町や漁業者等が回収している漂流ごみ・海底ごみについても、国と地方公共団体の役割分担と処理責任を明確にした上で、効果的な対策、漂着ごみと一体的に回収・処理ができる総合的な制度の確立及び継続的な財政支援を望みます。

○外交上の適切な対応の実施とは

本県の漂着ごみ等は外国由来のものが多く、また、繰り返し漂着していることから、漂流ごみが発生しない対策が必要です。

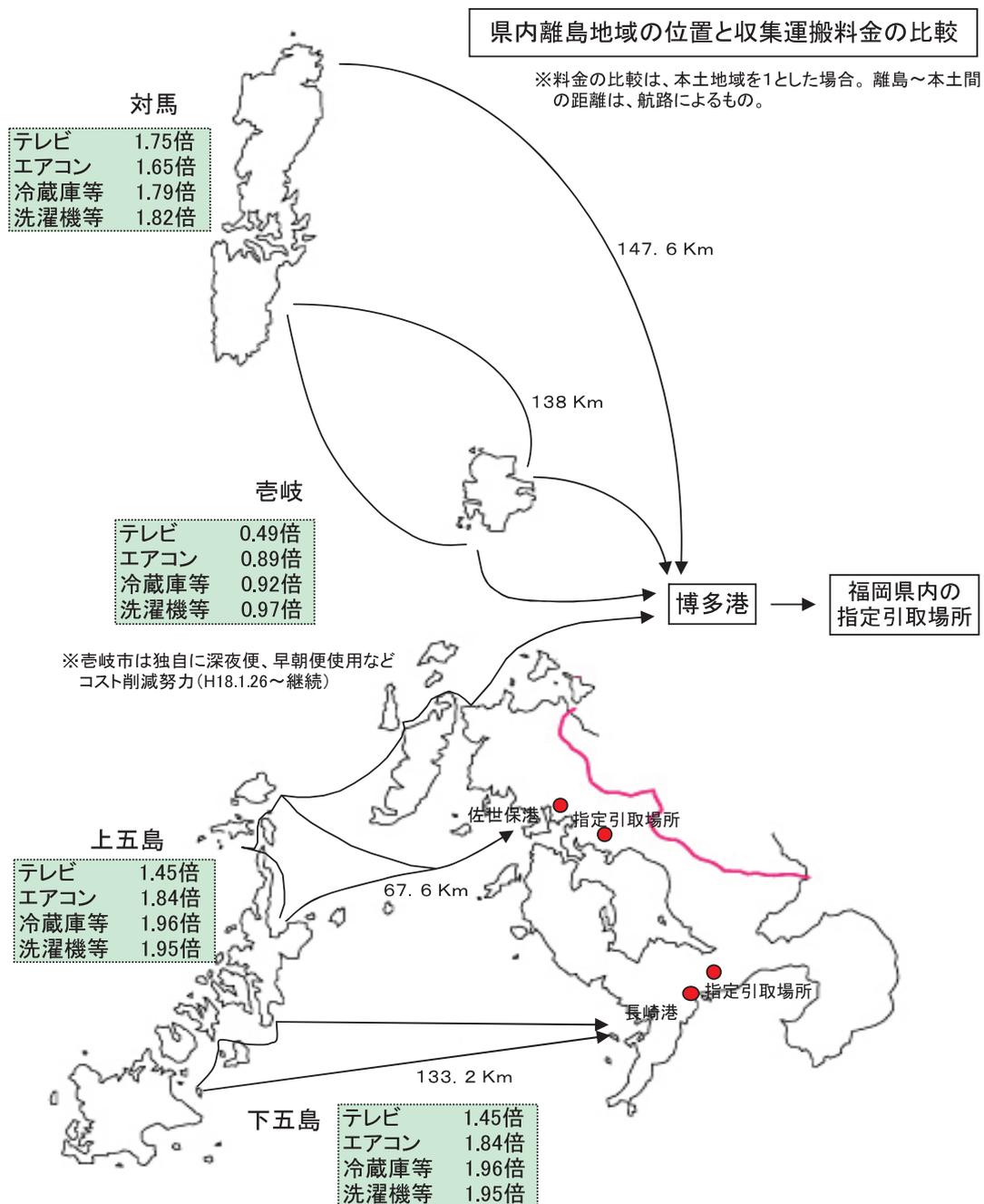
関係国に対して、早急に原因究明と発生抑制対策を講じるよう、外交ルートを通じて強く要請を行うことを望みます。

42 家電リサイクル法の施行に伴う離島地域の収集運搬に係る費用負担の軽減等について

【経済産業省、環境省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 不法投棄防止及び離島地域の費用負担軽減を目的としたメーカー等による助成措置について、地域の実情に十分対応した利活用しやすい制度への見直しを図り恒久的措置とすること
- 2 廃家電適正処理の一層の推進を図るため、再商品化等料金の前払い方式の導入など必要な制度の見直しを行うこと



【1 不法投棄防止及び離島地域の費用負担軽減を目的としたメーカー等による助成措置について地域の实情に十分対応した利活用しやすい制度への見直しを図り恒久的措置とすることについて】

○不法投棄防止及び離島地域の費用負担軽減を目的としたメーカー等による助成措置とは

不法投棄対策に積極的な市町村及び離島独自のコスト要因である海上輸送コスト等について、収集運搬の効率化に努力している離島に対する助成措置として、各家電メーカーから要請を受けた財団法人家電製品協会が主体となり、平成21年度より「不法投棄未然防止事業協力」及び「離島対策事業協力」（支援措置）の助成措置が実施されています。

○地域の实情に十分対応した利活用しやすい制度への見直しとは

この制度は、申請が市町村に限られており、また事業実施年度の期間が市町村の会計年度と異なるなど、利用上支障となる点があります。そこで、制度の活用を一層促進するため、事業の実施対象者を市町村以外にも拡大すること及び応募要件の緩和や事業年度の期間の見直しを望みます。

○恒久的措置とは

一般財団法人家電製品協会の助成措置については、実施期間が平成26年度までとされていることから、制度の恒久的実施を望みます。

【2 廃家電適正処理の一層の推進を図るため、再商品化等料金の前払い方式の導入など必要な制度の見直しを行うことについて】

○再商品化等料金の前払い方式の導入とは

現行では再商品化等料金について、廃棄物として排出される際に支払う方式（後払方式）となっており、排出時における消費者の負担感から家電リサイクル法に基づく適正な処理が行われないことが懸念されます。そこで、家電リサイクル法の対象となる家電製品の販売価格に、あらかじめ回収やリサイクルにかかる費用を含める方式（前払方式）とすることを望みます。

○必要な制度の見直しとは

現行の後払い方式を、前払い方式に見直すことにより、リサイクルの推進や排出時の不法投棄防止が期待されます。

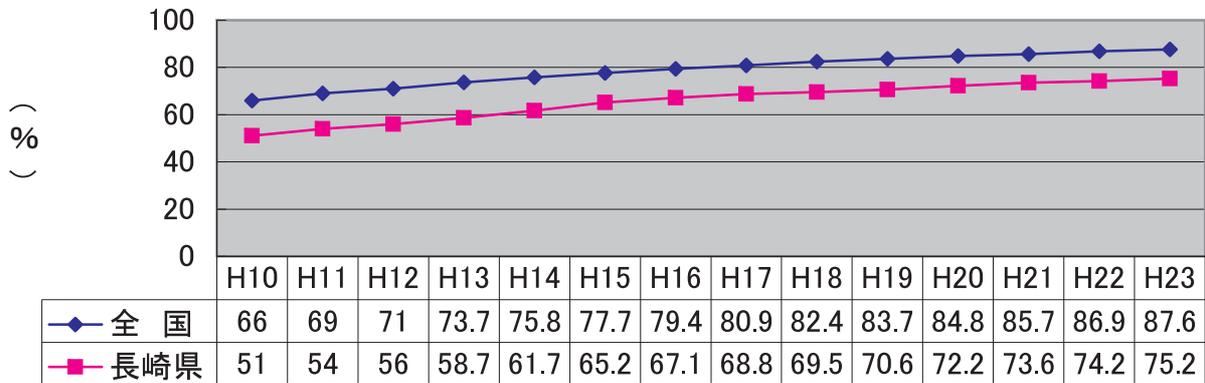
43 水環境対策の推進について

【農林水産省、国土交通省、環境省】

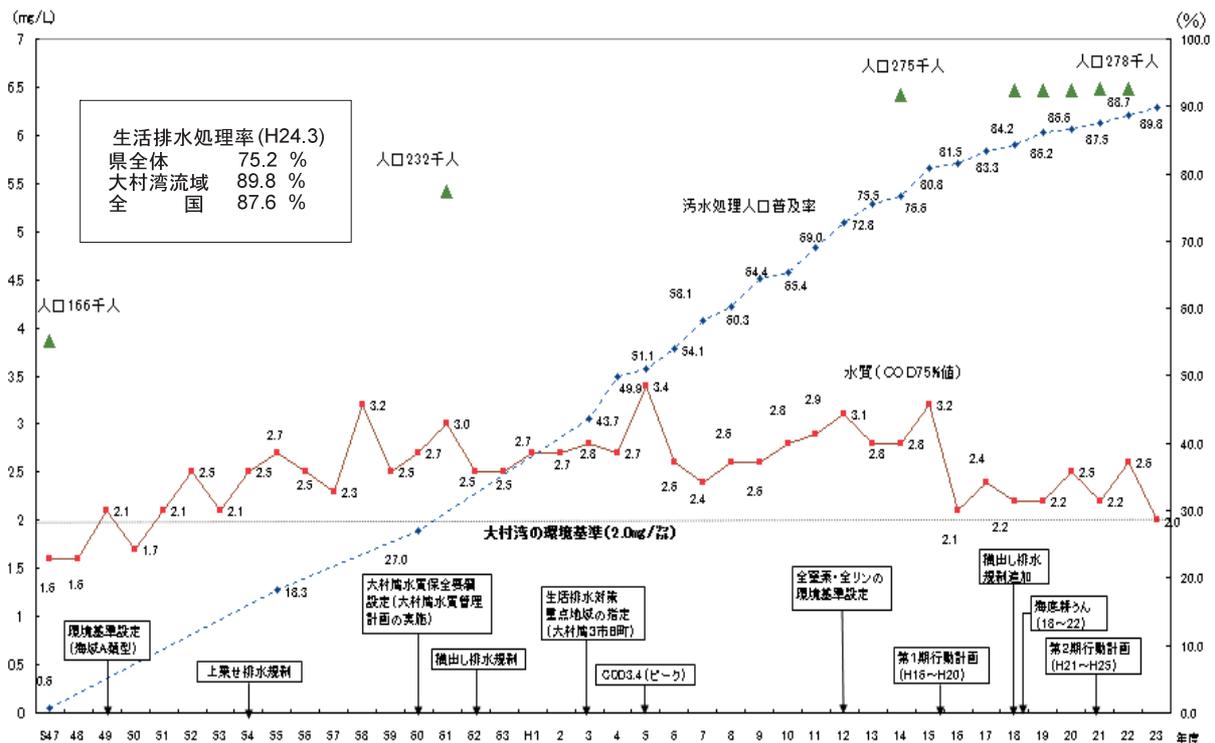
【提案・要望の具体的内容】

- 1 硝酸性窒素による地下水汚染対策の強化及び財政支援
- 2 公共下水道をはじめとした汚水処理施設の整備促進のための財源確保と離島地域の交付率の嵩上げ
- 3 閉鎖性水域である大村湾の環境保全と水産資源の回復を図るための特別措置法（「中小閉鎖性海域環境保全特別措置法（仮称）」の制定並びに十分な財源確保

長崎県汚水処理人口普及率(%) ※H22は岩手県、宮城県及び福島県を
H23は岩手県、福島県を除く



大村湾流域における水質等の経年変化



【1 硝酸性窒素による地下水汚染について】

○地下水汚染対策の強化とは

地下水汚染の主な要因と考えられる家畜排せつ物や農地への施肥、生活排水について、環境の視点から法的な規制を強化することや安価で新しい窒素低減技術開発の実用化を進めることを望みます（畜産系の排水処理施設の義務付けや排出基準をさらに低く設定すること。浄化槽設置においては、窒素を低濃度まで削減する高度処理型浄化槽の設置を法律で義務付けることなど）。

○地下水汚染対策への財政支援とは

浄化槽設置に係る交付金の国の負担割合の向上（1/3→1/2）や畜産農家へのふん尿処理施設導入への財政支援を強く望みます。

【2 公共下水道をはじめとした污水处理施設の整備促進について】

○整備促進のための財源確保とは

平成23年度末現在の本県の污水处理人口普及率（75.2%）は、全国平均（87.6%）に比べ大変低く、全国順位は34位です。生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るためには、公共下水道、農業・漁業集落排水、浄化槽等の整備をさらに促進する必要があります。

しかしながら、これら事業予算が交付金化で縮減されており、市町が要望する各種事業の財源を満額確保していただくことを望みます。

○離島地域の交付率の嵩上げとは

平成23年度末現在、離島地域の污水处理人口普及率は31.7%と、本土地域の79.9%に比較し大きく遅れている現状にあります。このため、財政力の弱い離島市町において污水处理施設の整備促進が図られるように、国費の交付率の嵩上げをしていただくことを望みます。

事業名		交付率	
		現 在	要 望
下水道	管 渠	1 / 2	5.5 / 10
	処理場	1 / 2、5.5 / 10	5.5 / 10、6 / 10

【3 大村湾の水質保全について】

○中小閉鎖性海域環境保全特別措置法（仮称）の制定とは

大村湾については、厳しい排水基準を設定するとともに、県平均を大きく上回る污水处理施設の整備等を進めているところですが、極めて閉鎖性が強いこともあって水環境の改善が進まず、水産資源の減少等も招いているのが実状です。かつて、瀬戸内海が瀬戸内海環境保全特別措置法が制定されることで浄化対策が進んだように、水質及び底質の改善等環境保全事業を促進するための国の財政支援が可能となる大村湾を対象とした「中小閉鎖性海域環境保全特別措置法（仮称）」の制定を望みます。

○十分な財源確保とは

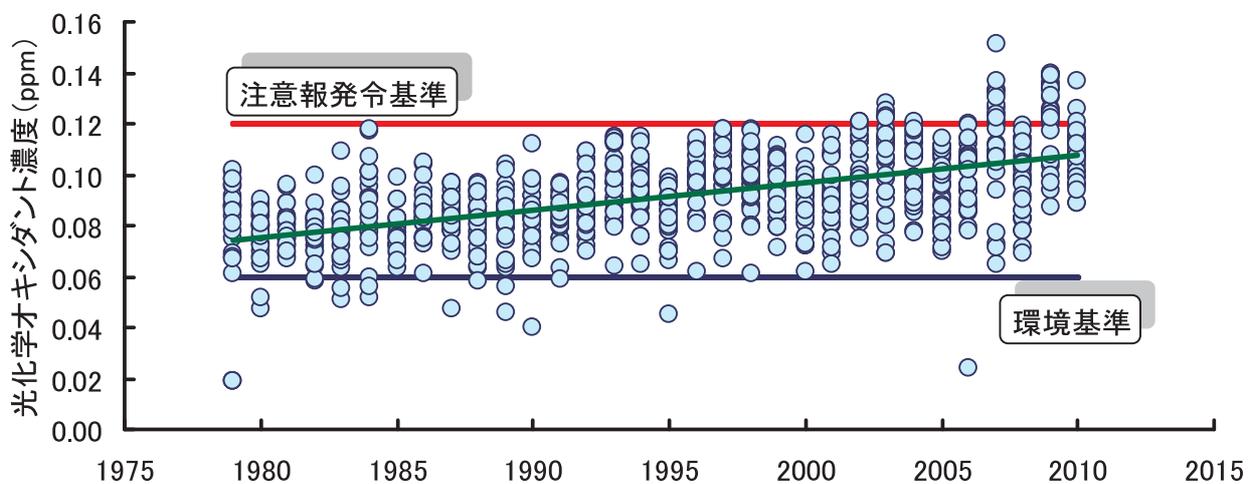
大村湾の環境保全対策を進めると共に、水産資源の回復等を図るため、沿岸の公共下水道、農業・漁業集落排水事業及び浄化槽整備事業、流入河川・海岸の改修事業、港湾海岸保全事業及び底質改善や貧酸素水塊の抑制、軽減等の各種対策事業について、十分な財源を確保していただくことを望みます。また、特別措置法を制定し、各事業に離島振興法と同様の高率補助を適用していただくことを望みます。

44 高濃度の光化学オキシダント等の原因究明及び対策強化について

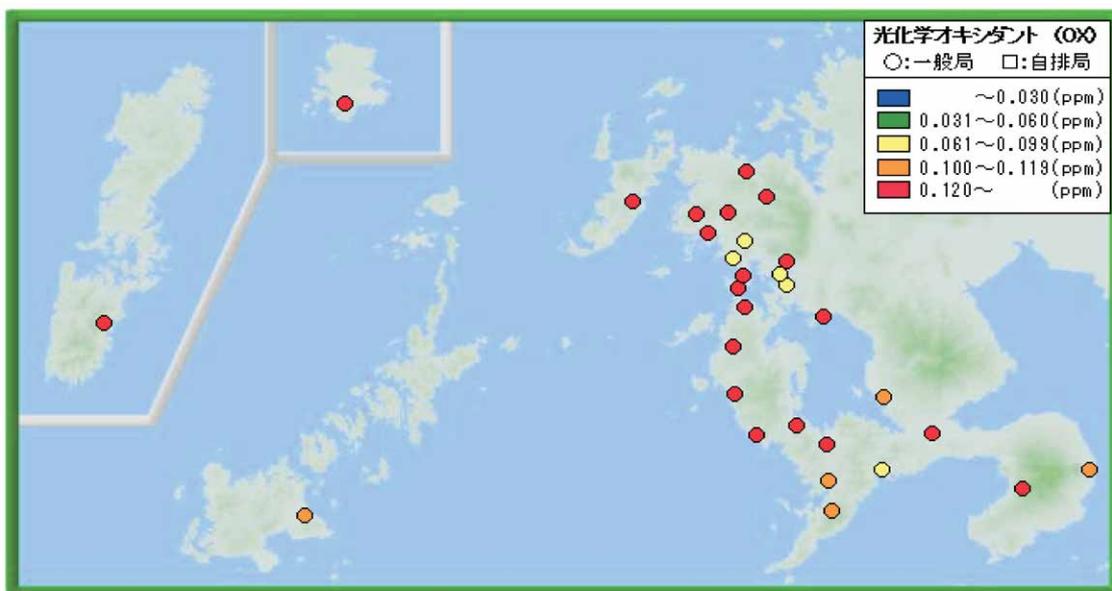
【環境省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 大陸からの汚染物質の移流状況に関する測定体制の整備、発生メカニズムの解明など早急な汚染原因の究明を行うこと
- 2 国際的な対応を視野に入れた光化学オキシダント対策を実施すること
また、PM2.5についても同様の対策を実施すること



図一 県内観測地点におけるオキシダントの年間最高値の経年変化
・観測以来、徐々に上昇し、近年は注意報発令基準超過がみられるようになった。



図二 オキシダント注意報発令時の状況（2009年5月8日）
・発令市町数：10市8町 最高濃度：0.14ppm
・翌日も4市4町で連続発令

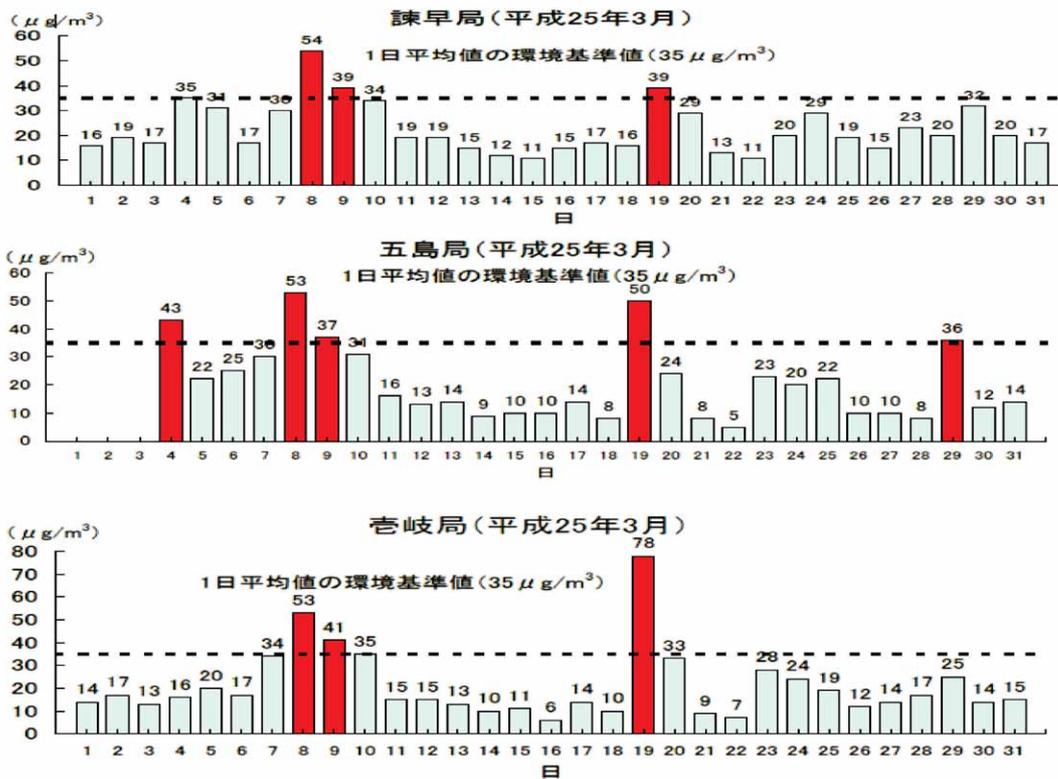


図-3 県内のPM2.5の状況 (2013年3月)

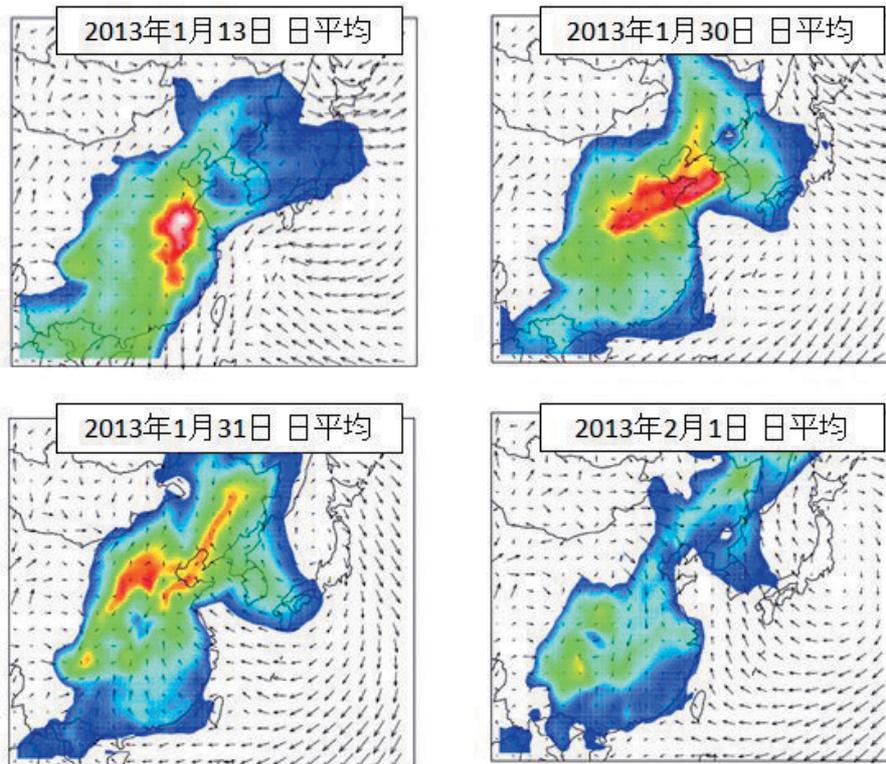


図-4 国立環境研究所によるシミュレーションモデルで計算されたPM2.5地上濃度と地上風

(図中の矢印は向きと長さで 風向風速を表し、色は青 (10 μg/m³) から赤 (140 μg/m³) でPM2.5濃度を示します。大陸で発生したと考えられるPM2.5の高濃度気塊が北東アジアの広域を覆い、その一部が日本列島の一部に及んでいる様子が伺えます。)

【1 この要望の背景・必要性は以下のとおりです。】

近年、本県をはじめ北部九州を中心とする広い地域で高濃度の光化学オキシダント（構成物質のほとんどは酸化力の強いオゾン）が観測されており、注意報を発令する事態がしばしば起こっています。

本現象については、上空オゾン層から地上へオゾンが降下することによる影響と併せて、気象条件によっては、大陸から移流してくる汚染物質がその要因の1つと指摘されております。このため、進展著しい東アジア地域での産業経済活動を考慮すると、同地域での大気汚染の進行が心配され、環境濃度の推移によっては、今後、注意報を発令する事態が長期に継続し、ひいては生活環境や人の健康へ影響することも懸念されます。特に本県は大陸と最も近く、その影響を最も受けやすいことから、オキシダント対策は喫緊の課題となっています。

本県のオキシダント濃度は図－1に示すとおり徐々に上昇し、近年の注意報発令状況は以下のとおりとなっており、広域化の傾向がみられます。

- ・平成18年度（2006） 5月30日
- ・平成19年度（2007） 4月27日、5月8日、5月27日
- ・平成21年度（2009） 5月8日、5月9日
（図－2のとおり、ほぼ全県的に高濃度、史上初の連日の注意報発令）
- ・平成22年度（2010） 5月8日
- ・平成23年度（2011） 5月16日

また、本県においてもPM2.5による大気汚染が問題となっています（図－3）。平成25年3月19日には壱岐・対馬地域に注意喚起を行いました。

【2 この要望における課題・問題点は以下のとおりです。】

- ・本県の離島部をはじめ、工場・事業場の立地が少ない地域や一般に濃度が下がるといわれる夜間に、高濃度の光化学オキシダントが観測されています。
- ・この発生原因は、上空のオゾン層からのオゾンの降下や大陸からの移流による影響も示唆されていることから、本県のみでの対応では限界があり、国際的な対応を視野に入れた対策が必要と考えます。
- ・PM2.5についても、大陸からの移流による影響が示唆されており、同様の対策が必要と考えられます（図－4）。

【3 本県の望むことは以下のとおりです。】

- ・既に大陸からの汚染物質の移流状況に関する測定体制については国により、五島、対馬にオゾン計が整備されていますが、更に、発生メカニズムの解明などに貢献する測定体制・測定項目の整備や早急な汚染原因の究明を望みます。
- ・平成25年5月8日北九州で開催された日中韓環境大臣会合においてPM2.5など大気汚染問題について政策対話の場が設置されましたが、大陸からの移流による越境汚染も考えられることから、現在取り組まれている日中韓間三カ国環境大臣会合の合意に基づき研究協力などを推進され、更なる国際的な対応を視野に入れた光化学オキシダント及びPM2.5対策の実施を望みます。

【4 要望が採択されることによって、以下が可能となります。】

- ・測定体制の強化により、よりの確で迅速な対応（注意報発令、健康被害の防止等）が図られます。
- ・発生原因が究明され、効果的なオキシダントやPM2.5削減対策が実施されることにより、県民の光化学オキシダント及びPM2.5による健康等への影響が減少します。

45 町村福祉事務所の設置促進について

【総務省、厚生労働省】

【提案・要望の具体的内容】

生活保護を含むすべての福祉サービスが、住民のより身近な市町村で実施されることは、地域の実情に即したきめ細かな対応を可能とし、住民にとっても、利便性の面から大きなメリットとなる。このため、町村が新たに福祉事務所を設置運営していく場合、市と同様、普通交付税による財政措置を講じること。

○本県における市町村合併に伴う、町村数等の減少（平成25年3月現在）

時 期	町 村 数	県事務所数	町村の生活保護世帯数
平成16年2月	71町村	8所2支所	4,092
平成25年3月	8町	3所	1,142
比 較	△63町村	△5所2支所	△2,950

○町別の生活保護世帯数等（平成25年3月現在）

県福祉事務所名	所在地	管轄町	生活保護世帯数
西彼福祉事務所	長 崎 市	長 与 町	191
		時 津 町	235
東彼・北松福祉事務所	佐 世 保 市	東 彼 杵 町	67
		川 棚 町	89
		波 佐 見 町	87
		佐 々 町	157
		小 値 賀 町	31
上五島福祉事務所	新上五島町	新上五島町	285
計		8町	1,142

○本県における町村福祉事務所の設置状況（平成25年4月現在）

設置町名	設置年月日	生活保護世帯数
小値賀町	平成25年4月1日	31

※生活保護世帯数は平成25年3月現在

○全国における町村福祉事務所の設置状況（平成25年4月現在）

大阪府	奈良県	三重県	島根県	鳥取県	計
1町	1村	1町	10町1村	12町1村	
岡山県	広島県	山口県	長崎県	鹿児島県	42町村
1町2村	8町	1町	1町	2町(長島、屋久島)	

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

少子高齢化の急速な進展等に伴い、福祉サービスに対するニーズがますます多様化・高度化していく状況にあります。また、市には福祉事務所の設置義務がありますが、町村の場合は、任意となっていることから、本県においては、小値賀町を除く全7町を県が設置する福祉事務所で所管しています。

こうした中、生活保護を含むすべての福祉サービスが、住民のより身近な市町村で実施されることは、地域の実情に即したきめ細かな対応が可能となり、住民にとっても、利便性の面から大きなメリットがあります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

・福祉事務所の運営費は、市の場合は、普通交付税で措置されますが、町村の場合は、特別交付税で措置されることから、以下の課題があります。

- (1) 特別交付税は、大規模災害や他の突発的な事情による特別の財政需要に対する措置であることから、普通交付税に比べて安定性に欠けていること。
- (2) 普通交付税と比較して、特別交付税は交付時期が遅い（普通交付税は4～11月、特別交付税は12月）ため、資金繰りに悪影響を及ぼすこと。
- (3) 特別交付税は、経常収支比率の算式上、分母（経常一般財源等）に算入されないため、経常収支比率を高める要因となること。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

・町村が新たに福祉事務所を設置運営していく場合、市と同様、普通交付税により財政措置されることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

・各町との協議結果から、運営経費が特別交付税であることが課題として示されており、特別交付税ではなく普通交付税であれば、町村にとっては、財源措置がより明確となり、円滑な福祉事務所運営に資することになることから、町村福祉事務所の設置が推進されることが期待できます。

・町村福祉事務所の設置による効果としては、

- (1) 福祉分野において、市と同等の権限を有することになります。
- (2) 町民ニーズに対し、総合的に完結可能なサービス提供体制が整備できます。
- (3) 迅速な事務処理や地域の実態に即したきめ細かな対応が可能となり、住民の利便性の向上につながります。
- (4) 他の福祉部門等との連携により、住民の保健・医療・福祉に関するニーズの把握が容易となり、総合的なサービスを迅速に提供することが可能となります。

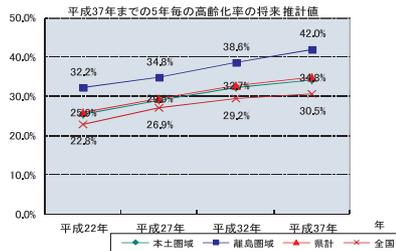
46 介護保険制度における施策の充実強化について

【厚生労働省】

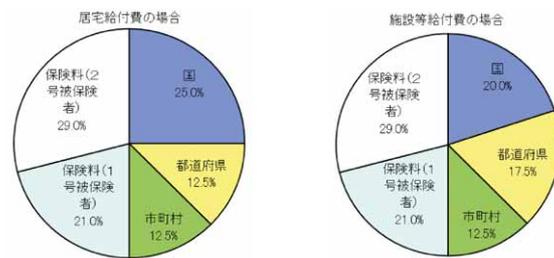
【提案・要望の具体的内容】

- 1 保険給付費に対する国庫負担割合の引き上げなど費用負担の抜本的な見直しによる保険料負担の軽減を図ること
- 2 「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業」の拡充
 - (1) 軽減制度の対象について、現行の加算制度全てを網羅するよう拡大すること
 - (2) 軽減額について、利用者超過負担額の全てに拡大すること
- 3 介護人材を安定的に確保するため、介護職員等の処遇改善を拡充すること
 - (1) 介護職員処遇改善加算制度の加算率を見直すなど介護職員等と他業種との賃金格差是正を図ること
 - (2) 介護職場の全体的な処遇改善を図るため、加算対象事業所及び職種を拡大すること
 - (3) 介護職員等の処遇改善にあたっては、県、市町及び利用者の負担増とならないよう配慮すること

○保険料負担の軽減について



≪現在の公費費用負担の状況≫



第5期(H24～26)保険料基準額

<都道府県の状況(高い順)>

順位	都道府県名	保険料基準額
1	沖縄県	5,880円
2	新潟県	5,634円
3	石川県	5,546円
4	富山県	5,513円
5	和歌山県	5,501円
6	青森県	5,491円
7	長崎県	5,421円
↓		
47	栃木県	4,409円
		全国平均
		4,972円

≪保険者等の将来予測≫

現在でも保険料が全国でも高い水準となっており、高齢化進展の対策として、介護サービスの拡充や介護施設の整備等を行えば、公費負担の増大や更なる介護保険料の上昇が見込まれることから、現行の費用負担割合では被保険者の負担が増大し、保険者の介護保険財政の破綻を招く恐れが予測される。

○離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業

<離島加算制度と軽減事業の対比>

	離島加算制度	利用者負担額軽減事業
対象サービス	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
対象者	利用者全て	市町村民税非課税者のみ
対象事業所	全事業者	社会福祉法人等のみ
利用者負担	介護報酬(加算前)の11.5%	介護報酬(加算前)の10.35%

○賃金格差について

所定内給与(月額)比較 単位:千円

	全産業
長崎県	246.8
全国	297.7

※平成24年賃金基本構造統計調査(厚生労働省)

介護事業所の所定内賃金(月額) 単位:円

職種	長崎県	全国
全体	187,961	216,086
訪問介護員	156,621	188,975
介護職員	165,066	195,247
看護職員	242,943	264,395

※平成23年度介護労働実態調査(介護労働安定センター長崎支部)

○離職率について

単位:%

職種	離職率	
	長崎県	全国
介護職員等※	16.5	16.1

※訪問介護員、介護職員の合計

※平成23年度介護労働実態調査(介護労働安定センター長崎支部)

【1 保険料負担の軽減について】

○保険給付費に対する国庫負担割合の引き上げとは

介護給付の費用負担割合は、公費負担として国が25%（施設等給付費20%）都道府県12.5%（施設等給付費17.5%）、市町村が12.5%となっています。

また、保険料負担として第1号被保険者分が21%、第2号被保険者分が29%となっています。

このうちの国負担分である25%（施設等給付費20%）の割合を引き上げていただくことを望みます。

○費用負担の抜本的な見直しとは

本県においては、被保険者の支払う介護保険料が全国でも高い水準となっています。今後も保険給付費の増加が予測されることから、現行の負担割合では被保険者の負担能力を超えた介護保険料が賦課されることとなり、保険料未納額が増大し、介護保険財政の破綻を招く恐れもあります。そのため、前述の国庫負担分の割合を引き上げることも含めて、現在の費用負担の仕組みの全体的な見直しを行い、被保険者の負担を軽減していただくことを望みます。

【2 「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業」について】

○軽減制度の対象とは

離島地域等においては、移動等に時間を要し事業運営が非効率にならざるを得ないため、在宅訪問系サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護）を提供した場合に事業者を支払われる報酬は15%加算されます。そのため利用者の1割負担についても15%加算され、離島地域等の利用者は本土地域の利用者と同様のサービスを受けても利用者負担が重くなるという不合理な格差が生じています。このために、「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減事業」がありますが、その対象となる事業は訪問介護事業及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業だけとなっております。

○現行の加算制度全てを網羅するよう拡大とは

「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減事業」の対象を訪問入浴介護事業及び訪問看護事業にも拡大していただくことを望みます。

○軽減額について、利用者超過負担額の全てに拡大とは

「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減事業」の対象者は市町村民税非課税者のみであり、対象となる事業所も社会福祉法人等が運営する事業所のみです。

また、軽減事業の対象となったとしても、利用者の負担は、本来の1割負担を超えるものであり、本土の利用者との格差は解消されません。

よって、この格差を完全に解消するために、対象者及び対象事業者を全ての利用者、全ての事業者とし、更に本土と比較した場合の超過負担額全てを軽減の対象としていただくことを望みます。

【3 介護職員等の処遇改善について】

○介護職員処遇改善加算制度の加算率を見直すとは

介護職員処遇改善加算（以下「加算」という）制度は、介護職員処遇改善交付金（以下「交付金」という。）制度の仕組みを踏襲したのですが、長崎県においては依然として他業種との賃金格差が生じていること、また、離職率が高いこともあり、介護人材の安定的な確保には、なお一層の処遇改善（賃金格差是正策等）が必要です。

（平成23年度 交付金による処遇改善実績 13,900円/人・月額換算）

○加算対象事業所及び職種を拡大することとは

介護（施設）事業所は、介護職員以外の職種でも他の事業所等と比べて、賃金水準が低いことから、現在、加算の対象外となっている訪問看護等も加算対象事業所とすること。

また、看護師等の介護職員以外の職種についても加算対象職種とすることを望みます。

○県、市町及び利用者の負担増にならないよう配慮とは

加算に係る費用については、利用者の負担分も含め保険給付費に対する国庫負担の割合を引き上げるなどの見直しをしていただくことを望みます。

47 重度障害者医療費助成制度の創設について

【厚生労働省】

【提案・要望の具体的内容】

生活の安心を下支えする制度として、全国の地方自治体で同様の事業が実施されている重度障害者医療費助成制度について、国において制度を創設すること

重度障害者医療費助成制度の実施状況

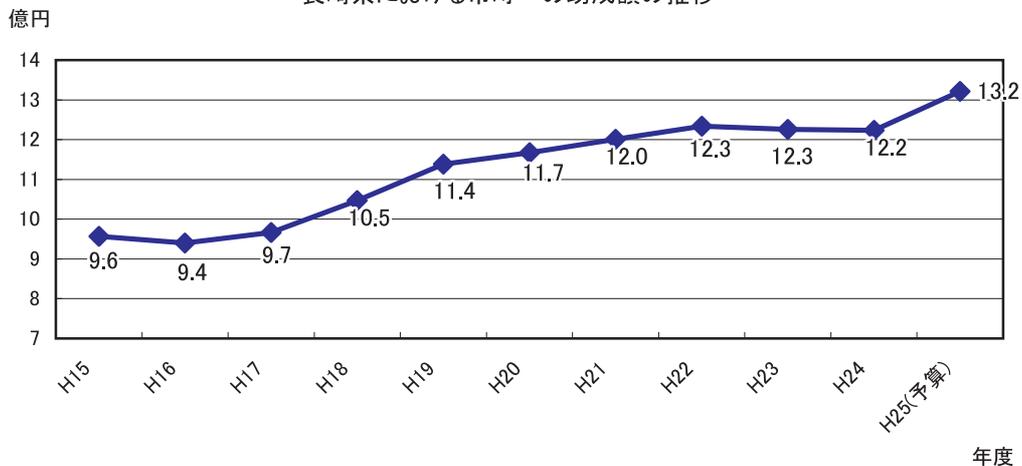
【全国の実施状況】

- ・対象者
 - 身体障害者 重度：47都道府県
中度：22都府県
 - 知的障害者 重度：47都道府県
中度：10県
 - 精神障害者 重度：21道県
中度：8県
 - ・自己負担 有： 28都道府県
無： 19府県
 - ・支払方法 現物給付：22道府県
償還払い：18県
併用： 7都県
- 事業主体の市町村に対し、事業費の概ね
1/2を道府県が補助
(東京都は都が直接実施)

【長崎県の制度】

- ・対象者
 - 身体障害者 身障手帳1～3級所持者
 - 知的障害者 療育手帳A1、A2、
B1所持者
 - 精神障害者 対象外
- ・自己負担 同一医療機関ごとに
1日 800円
(月上限1,600円)
- ・支払方法 償還払い

長崎県における市町への助成額の推移



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

重度障害者医療費助成制度は、重度障害者であり、かつ、医療費の支払が困難な者を対象とした医療費の助成を措置する福祉施策であり、全国の地方自治体で同様の事業を実施しています。

障害者は疾病に対する抵抗力が弱く、罹患率も高いので、本人及び介護にあたる保護者とその家族の経済的・精神的負担の軽減を図ることができます。

本県における、平成25年3月31日現在の受給者数は36,931人であり、介護にあたる保護者やその家族を含めた、多くの方々の経済的・精神的負担の軽減が図られています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

障害者に係る経済的・精神的負担の軽減を図るためのものであり、全国一律の制度であるべきところ、財政力などに差があることから、助成の内容が各自治体により異なります。

また、重度障害者医療費助成制度は、各都道府県及び市町村の一般財源のみで運営されていることから、以下の課題があります。

- (1) 対象者である重度障害者の増加が今後も見込まれることもあり、各都道府県及び市町村の財政にかなりの負担となっていること

本県においても、対前年度比では横ばいであるものの、傾向としては増加傾向を示しています。

また、現在は見送られている70歳から74歳までの医療費の2割負担（現在は1割負担）が実施されることによる負担増も見込まれます。

- (2) 平成25年10月から対象者範囲を拡大することにより、更なる財政負担が生じることとなること
当制度の対象者拡大の要望を受け、現在は対象外である精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の1級所持者（通院のみ））及び後期高齢者医療制度が適用となる中度障害者を平成25年10月から新たに対象に加えることとしており、新たな財政負担が生じることとなっています。

- (3) さらに対象を拡大するにあたっては、現在の財政の状況を踏まえると自己負担額の増などを検討しなければ制度を維持できず、対象者に対して新たな負担が生じる可能性があること

精神障害者については、平成25年10月から、精神障害者保健福祉手帳の1級所持者（通院のみ）を対象とすることとしているが、入院も対象とすること及び対象範囲の拡大について引き続き要望があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

障害者本人及び介護にあたる保護者とその家族の生活の安心を下支えする制度として重度障害者医療費助成制度を国において創設され、必要な財政措置をされることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

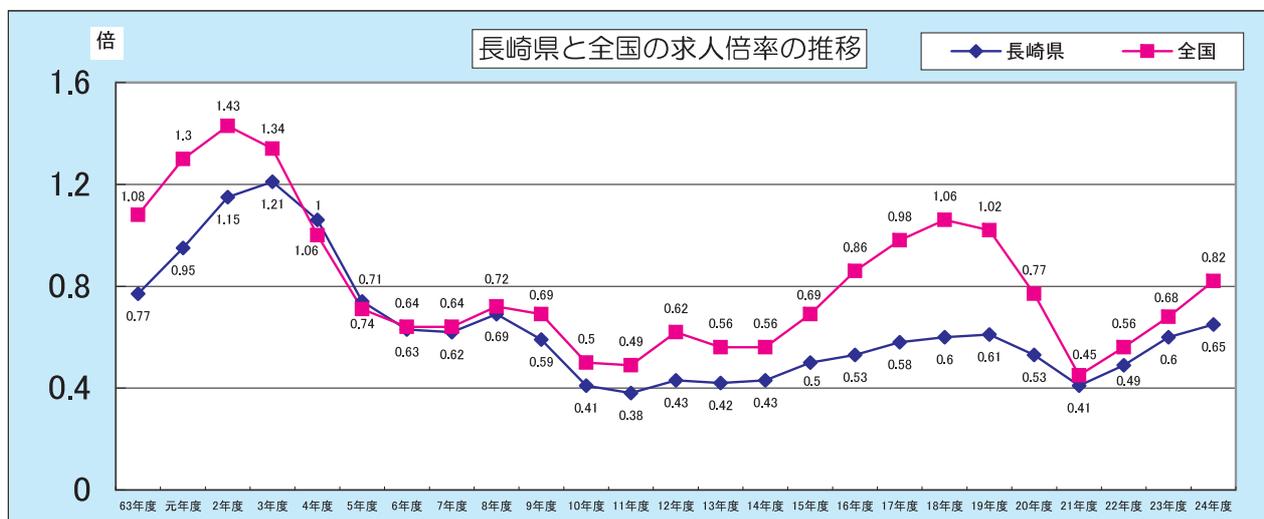
国における制度として、障害者が全国どこに住んでいても同じ助成を受けられることとなり、また、必要な財政措置がなされることにより、より安定的な制度運営が可能となります。

48 雇用対策について

【厚生労働省】

【提案・要望の具体的内容】

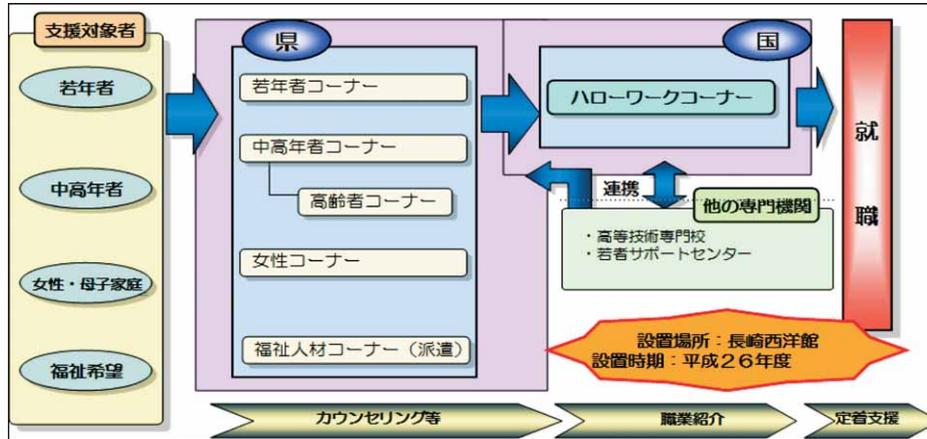
- 1 若年者、中高年、女性など様々な求職者に対して、県の就業支援施設とハローワークが一体となって、相談から職業紹介までワンストップでサービスを提供する総合就業支援センターの整備に対して、支援を行うこと
- 2 障害者等の就職促進のため、障害者雇用率未達成企業に対する指導強化を図るとともに、障害者就業・生活支援センターに障害者求人開拓員（仮称）を配置し、障害者等に対する支援体制の充実を図ること
- 3 離島地域における障害者の厳しい雇用環境の実情を勘案し、障害者就業・生活支援センターの設置要件の緩和を講じること
- 4 高齢者の就業機会の確保のため、シルバー人材センター事業について、補助金の確保・拡充等を図ること
- 5 社会経済のグローバル化に対応するため、我が国への就職を希望する留学生に対し留学生求人開拓員（仮称）の配置や受入企業への助成金制度の創設を行うなどの就職支援策を講じること
- 6 企業活動の存続と従業員の生活の安定が図られるよう、「雇用調整助成金」について、現行の助成内容等の拡充を図ること
- 7 公共職業能力開発施設及び民間機関を活用し、地域の実情に合った職業訓練機会の充実強化を図ること



【1 総合就業支援センターについて】

○総合就業支援センターの整備とは

本県では、様々な求職者に対応できる多様な支援機能とハローワークの職業紹介機能を併せ持つ総合的な就業支援施設を整備し、ハローワークと連携した相談から職業紹介、職場定着までをワンストップで支援することとしており、施設整備に伴う国の財政的支援等を望みます。



【2 障害者等の就職促進について】

○障害者雇用率未達成企業の指導強化や障害者等の支援体制の充実とは

約4割にのぼる雇用率未達成企業の解消を図るとともに、仕事に就くのが困難な障害者や難病患者等の就業支援をきめ細かに行き就職を促進するため、障害者就業・生活支援センターに障害者求人開拓推進員（仮称）を配置するなどの支援体制の充実を望みます。

【3 離島地域における障害者就業・生活支援センターの設置要件の緩和について】

○障害者就業・生活支援センターの設置要件の緩和とは

国においては、障害福祉圏域に1つのセンター設置を目指すこととしていますが、離島地域においては、就業機会が少ないなどにより設置要件を満たす法人が無い場合、センターの設置要件の引き下げを望みます。

※障害者就業・生活支援センター

社会福祉法人が受託するセンターでは、障害者の方の就職の促進や職場定着を目的に、関係機関と連携しながら、就業による自立とそれに伴う日常生活や社会生活に必要な指導・助言などの支援を行っています。

（参考）年間委託料（平成24年度）厚生労働省 就業支援約1,200万円 生活支援約680万円

※センター設置の要件

障害者の就業に関する支援活動が

- ・過去3年間で就職者10名以上
- ・過去3年間で職場実習のあっせんが20件以上

【4 高齢者の就業機会の確保について】

○シルバー人材センター事業についての補助金の確保・拡充等とは

①補助金の確保・拡充とは

シルバー人材センターは、働く意欲のある高齢者に就業の機会を提供し、高齢者の能力を活かした活力ある地域づくりに寄与しており、超高齢化社会において、その果たすべき役割はますます重要です。しかしながら、行政刷新会議の事業仕分けにより、国の平成23年度におけるシルバー事業関係予算は、平成21年度に比べ、32.8%、約44億9千万円の削減がなされました。なお、平成24年度以降については、前年度とほぼ同額の予算が確保されているものの、センター運営の要である職員の削減を余儀なくされるなど、シルバー事業の運営は非常に厳しい状況となっています。

今後、シルバー人材センターの円滑な運営を図るため、事業推進に必要な補助金の確保・拡充を望みます。

②派遣契約期間の適用除外とは

シルバー人材センターからの派遣労働者については、派遣先の常用労働者の代替になるとは考え難いため、派遣法第40条の2の規定による派遣契約期間の制限の適用除外の措置を望みます。

③発注促進税制の創設とは

シルバー人材センターへの発注額が増えた企業に対しては、障害者施設等への発注額が増えた企業に対する法人税等の税制優遇（発注促進税制）と同様の優遇措置の創設を望みます。

【5 留学生の就職支援について】

○留学生に対する就職支援策とは

社会経済のグローバル化に対応するためには、留学生の受入れを増進するなどの積極的な取り組みが必要です。このため、大学等に在籍する留学生を卒業後に国内へ就職させるために、留学生の就職を促進するための留学生求人開拓推進員（仮称）の配置や留学生を採用した企業への助成金制度の創設など就職支援の強化を望みます。

【6 雇用調整助成金の助成内容等の維持・継続について】

○現行の助成内容等の継続とは

数次にわたる助成内容等の拡充により雇用維持が図られ、本県の厳しい雇用情勢の下支えとなっているところです。本県の経済・雇用情勢は、全国と比較して、中小企業の割合が相対的に高く、有効求人倍率もやや持ち直しつつあるものの、全国と比べて低い状況が続いており、助成金の活用状況は依然として高い状態であることから、「雇用調整助成金」において現行の助成内容（支給要件や支給限度日数）の拡充を望みます。

【現行の助成内容等】

・支給要件

- ・最近3ヶ月の生産量、又は売上高等の指標が前年同期と比べて10%以上減少
- ・東日本大震災の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた企業の場合、通常の実業要件に加え、生産量又は売上高等の指標が前々年同期との比較も可
- ・助成率

大企業1/2、中小企業2/3

・教育訓練費

大企業2,000円、中小企業3,000円

・支給限度日数

1年間で100日（3年間で300日） ⇒ 平成25年10月1日以降設定する場合からは、
1年間で100日（3年間で150日）

【7 職業訓練機会の充実について】

○地域の実情に合った職業訓練機会の充実とは

- ・成長が見込まれる分野やものづくり分野の推進をうたっている国の職業能力開発基本計画の内容を具体化するため、ポリテクセンターにおけるものづくり訓練や専門学校等の民間教育訓練機関を活用した職業訓練の充実強化（介護福祉士養成訓練の充実、離島における訓練単価増など）を望みます。
- ・公共職業能力開発施設整備事業は高度化・多様化するニーズに対応した訓練実施に必要な事業であり、十分な予算の確保を望みます。

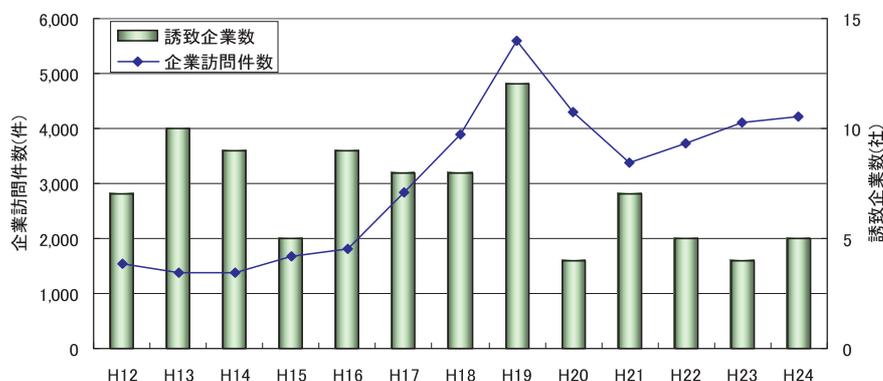
49 大規模工業団地の整備について

【経済産業省】

【提案・要望の具体的内容】

大規模な企業の集積により県民の「働く場」を確保し、低迷する地域経済の活性化を図るため、地元自治体のみでは整備が困難な大規模工業団地について、国やその関連団体による整備、又は、地元自治体の工業団地整備に対する財政支援を行うこと

1. 本県における企業誘致活動の実績



2. 本県における工業団地整備への取組

(1) 市町営工業団地整備支援事業

助成対象：市町村（分譲面積2ha以上の工業団地整備）
 対象事業：工業団地の造成、周辺インフラ整備等
 対象経費：整備事業費一分譲収入見込額、起債償還利子
 助成率：分譲面積 2～10haの場合 対象経費×1/2
 分譲面積 10～20haの場合 対象経費×1/2+10haを超える部分に係る起債利子×1/2
 分譲面積 20ha超の場合 対象経費×1/2+10ha以下の部分を含む起債利子全体×1/2

(2) 平成25年度以降分譲開始となる工業団地

	工業団地名	所在地	事業主体	分譲用地面積(ha)
1	波佐見町営工業団地	波佐見町	波佐見町	2.9
2	ウエストテクノ佐世保	佐世保市	佐世保市	16.7
3	松浦市東部工業団地	松浦市	松浦市	6.0
4	長崎テクノヒル茂木	長崎市	長崎市	2.4
5	佐世保つくも工業団地	佐世保市	長崎県	5.3
	計			33.3

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

本県は、本土最西端に位置し、大消費地から遠く、離島・半島が多いなど、地理的、地勢的に不利な条件下にあります。産業構造では、全国と比べて第1次産業の従事者割合が高く、第2次産業の割合が低いという特徴があり、実質経済成長率は、この10年間概ね1%前後の低い水準で推移し、有効求人倍率も全国を下回る0.4~0.6倍台となっているなど、厳しい状況が続いております。

そのため、本県では、力強い地域経済を実現し、製造業を中心とした産業の振興、「働く場」の確保を進めるため、今後益々拡大するアジアの新興市場も見据え、北部九州に集積が進む自動車関連企業を始め、精密機器、産業用機械、情報通信関連企業などを主な対象として、積極的な企業誘致に取り組んでいるところです。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

本県では、年間数千件に及ぶ企業訪問など、積極的な企業誘致活動に取り組むとともに、市町の工業団地整備に対する県独自の支援制度を設けて工業団地の整備を推進していますが、山がちで平坦地が少ないという地形的要因から造成経費が嵩むことなどもあって、大きな雇用を創出する規模の大きな工場集積が可能な大規模工業団地の整備は、地元自治体のみの力では限界があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

地元自治体のみでは整備が困難な大規模工業団地について、国や独立行政法人中小企業基盤整備機構など国の関連団体による整備に取り組んでいただくこと、又は、地元自治体の工業団地整備に対する財政支援を要望します。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

規模の大きな企業進出の受け皿となる大規模工業団地が整備されることにより、製造業を中心とした産業集積を推進し、地域における雇用の場の確保、県内経済の活性化が可能となります。

50 ベっ甲原料の確保方策について

【経済産業省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 国内でのタイマイ増養殖事業の実現に対する支援
- 2 タイマイの輸入再開に向けた取組

長崎べっ甲業界におけるタイマイ輸入制限前の状況と現状の比較

項目	平成元年度①	平成24年度②(※)	増減数	比率②／① (%)
事業所数(事業所)	102	48	△54	47.1
生産額(億円)	31	2	△29	6.5

(※) べっ甲業界実態調査(一般社団法人日本べっ甲協会)より

歴史と伝統に培われたべっ甲職人の技



現在の長崎べっ甲細工



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

日本は、昭和55年のワシントン条約加盟後も、べっ甲の原料であるタイマイについては留保したため、その種については締約国とみなされず、輸入を継続してきましたが、米国の野生生物製品（養殖真珠等）輸入制限という制裁発動の圧力を受け、留保の撤回を決定し、平成4年12月末をもって輸入することができなくなりました。

3年おきに開催されるワシントン条約締約国会議において、ダウンリスト（ワシントン条約における附属書Ⅰから附属書Ⅱに移ることで、一定の条件のもと取引が可能）の機運が高まった時期もありましたが、平成25年3月にタイ国で開催された第16回会議においてもダウンリストの提案は行われず、依然として輸入再開は厳しい状況です。

国においてはべっ甲等資源確保対策事業として、タイマイの国内増養殖技術開発や貿易取引再開に向けた国際的取組への支援が行われており、平成24年度には、タイマイ養殖の事業化に向けて、養殖効率化の研究や事業運営計画の検討を行うなど着実に進展しております。長崎県においても、平成3年度から長崎べっ甲対策として各種支援を行いながら、伝統工芸であるべっ甲産業の育成を図っています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・タイマイの輸入再開の目途がたっていない中、タイマイに代わる材料が存在しないため、300年以上も続いてきた、歴史的・文化的に貴重なべっ甲産業は存続の危機に直面しています。
- ・タイマイの増養殖技術開発が成功した後、その研究成果を活用し、べっ甲産業界が単独で増養殖事業を実現していくには多大な費用がかかり、事業継続の困難が懸念されます。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・技術開発の成果を活用したタイマイ増養殖事業を実現させ、べっ甲の原料として低廉な価格で取得・取引が可能となるような対策等を措置されることを望みます。
- ・タイマイの取引再開に向け、ワシントン条約に関する情報収集や関係国際機関等への働きかけなどの取組を実施されることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

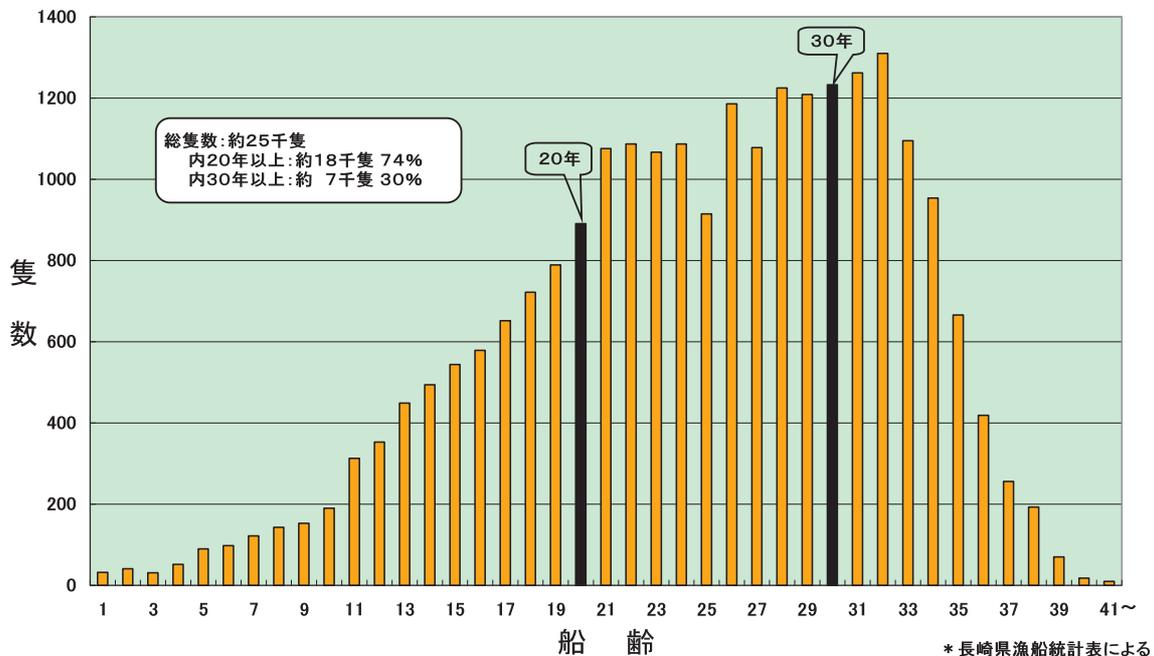
- ・タイマイの安定的かつ継続的な確保が可能となり、原料の枯渇を避けることができれば、後継者の育成や産業の存続が可能となります。

51 FRP漁船の廃船処理対策について

【農林水産省、国土交通省、環境省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 FRP船リサイクルシステムについて、より利用しやすくするための見直しを行うこと
- 2 FRP漁船の廃船処理（リサイクル）に係る法的な整備並びに処理費用の預託・積立制度等を構築すること
- 3 特に、老朽化が進み長期間放置・係留等が懸念されるFRP漁船については、廃船処理費用に係る財政的な支援措置を至急講じること



長崎県におけるFRP漁船の船齢別隻数 (H22年12月末現在)

長崎県におけるFRP船リサイクルシステムと産業廃棄物処理における処理費用の比較例 (12m未満船の場合)

処理方法	処理費用/隻	備 考
リサイクルシステム	31~34万円	一斉処理、一斉処理+前処理等
産業廃棄物処理	15~22万円	一斉処理、一斉処理+金属リサイクル処理等

※平成21、22年に県内で比較実施

全国（九州）におけるFRP船リサイクルシステムの処理実績（隻）

年	H17	H18	H19	H20	H21	H22
処理実績	146(20)	629(41)	786(27)	758(59)	707(26)	758(61)

※(社)日本舟艇工業会資料より抜粋

【1 「FRP船リサイクルシステム」について】

○より利用しやすくするための見直しとは

長崎県のFRP漁船の7割以上は船齢20年以上となっており、老朽化が進んでいます。

また、全国の状況も本県と同様であり、FRP漁船の使用年数（一般的に30～40年）から判断すると、今後10年程度で使用を終え、廃船が大量に排出され始めると予想されます。

現行のFRP船リサイクルシステムは、高額なリサイクル料や搬送料に加え、受付期間や取引場所が限定される等の課題があり、処理実績は伸びていません。現在、廃FRP船の多くは、処理コストが割安な産業廃棄物で処理されていますが、処分場の残余容量より、大量の廃FRP漁船が排出されると、すべての廃船を処分することは難しくなるのではないかと懸念されます。

今後予想される廃FRP漁船の大量排出に備え、当該システムの割高な処理コストや限定的な取引場所・受付期間等を改善し、排出者がより利用しやすいシステムを早急に構築する必要があります。

【2 「法的な整備並びに処理費用の預託・積立制度等」について】

○法的な整備並びに処理費用の預託・積立制度等とは

全国の都道府県を対象にFRP漁船の廃船処理に係るアンケート調査を行ったところ、回答県の約8割から、国等による財政的な支援や処理費用を予め預託・積立制度の構築が必要であるとの回答が得られました。廃船処理対策の抜本的な解決には、自動車や家電製品のようなリサイクル法の整備並びに業界も巻き込んだ中での処理費用の預託・積立制度等の構築が必要と考えます。

なお、法的な整備を進めるにあたっては、FRP漁船は自動車や家電製品と比べて、①再生率が低く、処理費用が割高、②使用年数が長く、転売等で所有者が変更になる等、一貫した管理が困難、③関連業界が大手企業から中小、零細企業まで多岐にわたっていることから、統一的な対応が難しいといった課題があり、今後これらの解決が必要です。

【3 「廃船処理費用に係る財政的な支援措置」について】

○財政的な支援措置とは

廃船処理には高額な処理費用や手間を要することから、漁港や港湾等に長期間放置・係留されるFRP船が全国的に確認され、問題化しています。本県の漁港区域においては117隻の放置船が確認されており（平成24年9月末現在）、今後、行政側が放置船を処理するケースが増えると、行政負担の増大も懸念されます。

排出者負担が原則ではありますが、特に船齢30年以上の船については、廃船まであまり期間がないことから、所有者の経済状態や所在不明等、長期間放置される可能性の高い船の廃船処理に要する経費について、特例として財政的な支援措置を至急講じる必要があります。

52 漁業の安全操業確保への環境整備について

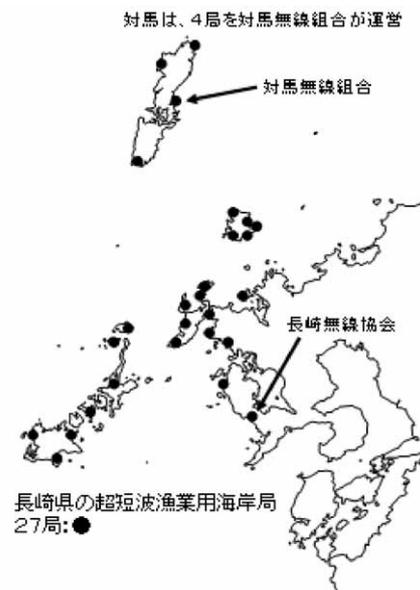
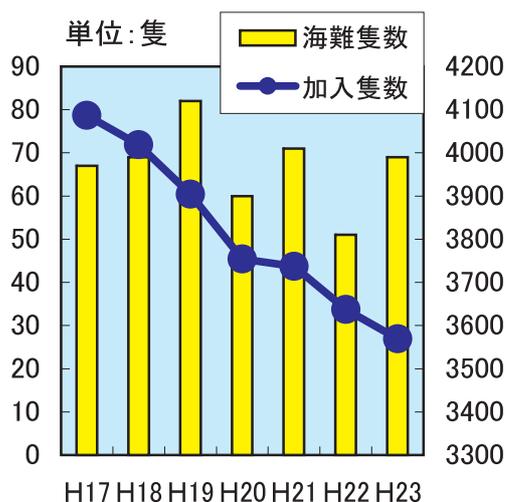
【農林水産省、国土交通省、総務省】

【提案・要望の具体的内容】

「東日本大震災」の被災実態等を踏まえ、津波災害や予期せぬ事故から漁業者の命と漁船等の財産を守るため、緊急時連絡通報手段の確保対策を講じるとともに、海上作業に従事する漁業者へのライフジャケット着用が義務化されるよう提案する

- 1 緊急情報を自動受信可能な漁業無線への加入促進を図るため、漁船の漁業無線海岸局への加入義務化並びに漁業無線設置への支援措置を講じること
- 2 漁業無線事業の継続のために、統廃合等の合理化を行う団体に対し、支援措置を講じること
- 3 漁業操業の安全・適正化を確保するだけでなく、離島における漁業は国境監視等の役割も果たしているため、離島の漁業無線存続のために支援措置を講じること
- 4 沖合漁場での通信には、衛星船舶電話を使用している実態もあるため、2014年の全面的な通信システム変更に伴う漁業者の負担増に対し、費用助成等の支援を行うこと
- 5 漁業者の安全操業を確保するため、「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」を改正し、全面的なライフジャケット着用義務化の措置を講じること

長崎県における漁船海難隻数と海岸局加入隻数



※ 海難事故は毎年発生しているが、漁業無線海岸局に加入し、航海警報や位置情報等の交信を行う漁業者は年々減少している。

(出典) 海難隻数：第7管区海上保安部「漁船海難月報」
加入隻数：漁業取締室調べ

【1 漁船の漁業無線海岸局への加入義務化の措置を講じることについて】

- 漁船の航行並びに操業の安全確保はもとより、災害発生時等の緊急時の漁船への連絡には、漁業無線の一斉通報が有効な通信手段です。
- H23.3.11東日本大震災の際、停泊中の漁船の中には、高台にある無線局から津波の目視情報を受信し、漂流物を避けて津波の中を沖合いに向け航行し、避航した船舶が確認されています。
- しかしながら、漁船には漁業無線海岸局への加入義務がないため、携帯電話の普及等により、漁業無線海岸局への加入船舶が減少しています。無線事業の運営が困難となった団体が無線業務を廃止すれば、漁業者の安全操業が確保できなくなる恐れがあります。
- 漁船の海岸局への加入を義務づけることは、規制緩和と逆行することとなりますが、漁業者の安全操業確保のために漁船は海岸局に加入し、陸上と確実に通信できる手段が確保されることが必要不可欠です。

【2 統廃合等の合理化を行う団体に対し、支援措置を講じることについて】

- H23.3.11東日本大震災の際に、被災を免れた岩手県釜石漁業無線局は、地震発生と同時に大津波の来襲が予想されたため、漁船への避難呼びかけ、津波情報や安否情報を繰り返し発信し、これにより被災を免れた数多くの船舶が確認されています。
- 漁業無線事業のみに特化した漁業協同組合等の団体は、組合員の賦課金のみが事業収入であることから、組合員の減少により非常に厳しい事業運営を強いられています。
- よって漁業無線通信事業を将来にわたり継続していくためには、漁業無線海岸局の存続について国が支援を行うことが必要です。
- そこで、漁業無線事業の統廃合等の合理化に取り組む団体に対しては、無線施設の整備（増設や改修等）にかかる経費を助成することで統廃合が促進され、無線局の体制強化が図られます。

【3 離島地域の安全操業を確保するための通信手段に対する支援措置を講じることについて】

- 離島地域における漁業無線事業は、操業の安全・適正化を確保するだけでなく、国境監視等の役割を担っています。
- そこで、漁業無線通信を維持・継続するためには、離島の漁業無線海岸局の存続に対して、国が支援措置を講じる必要があります。
- また、沖合漁場での僚船間の通信には、衛星船舶電話の使用が拡大していますが、2014年の通信システム変更に伴い、通信機器の交換による漁業者の負担増が懸念されます。そのため、費用助成等による負担軽減対策を要望します。

【4 ライフジャケット着用義務化の措置を講じることについて】

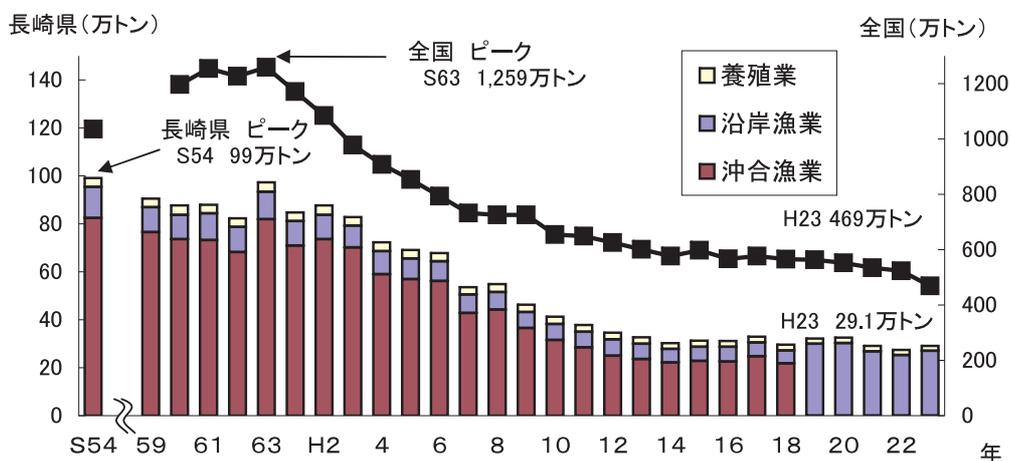
- 現行の「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」では、漁業者に適用するライフジャケットの着用義務について、「航行中の小型漁船に一人で乗船して漁ろうに從事している場合」と規定しており、2人以上が乗り込んでいる漁船や、漁場に向けて航行している場合などには着用義務が生じないことから、漁業者の生命と安全の確保のため、従事形態や乗船人数にかかわらず、全面的にライフジャケットの着用を義務化しなければならないと考えます。

53 東シナ海等における国際的資源管理の推進について

【農林水産省、外務省、国土交通省、文部科学省、独立行政法人水産総合研究センター】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 東シナ海等における水産資源の保存・管理措置の確立と安全操業の確保等について
 - (1) 日中暫定措置水域・中間水域並びに日韓暫定水域における水産資源の保存・管理措置を早急に確立するとともに、関係国と中間ラインでの境界画定のための交渉を推進すること
 - (2) 我が国排他的経済水域における中国・韓国漁船の操業条件について本県漁業者の意向を踏まえた見直しを行うこと
 - (3) 日台漁業取決め水域においては、我が国漁業者の操業実態を踏まえ、将来に亘り安定的な操業が確保できるよう必要な措置を講ずること。
 - (4) 我が国の領海及び排他的経済水域における海上保安庁、水産庁の取締監視体制の一層の拡充強化の他、国境監視の役割を担う沿岸漁業者の監視活動への支援及び監視通報を行う本県漁業取締体制への助成を行うこと
 - (5) 東シナ海等における本県漁業者の操業の安全を確保すること
 - (6) 外国船の避泊対策を行うこと
 - ①入域者の、緊急避難ルールの遵守の徹底
 - ②指導、監視体制の強化
 - ③本県漁業等への影響を防止する措置の実施
- 2 東シナ海等の資源の維持増大に向けた研究等の充実について
 - (1) (独)水産総合研究センター西海区水産研究所等における東シナ海等の資源の維持増大に向けた研究を充実させること
 - (2) 国立大学法人長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科附属環東シナ海環境資源研究センターの充実を図るとともに、昭和60年に進水後、27年が経過し老朽化がみられる練習船「長崎丸」の代船建造を早急に進めること
 - (3) 日中韓の三国間の連携による東シナ海・黄海の資源研究等の充実を図り適切な資源管理に繋げるとともに、東シナ海・黄海資源管理機構（仮称）の創設及び東シナ海等の資源研究の拠点である新長崎漁港地区への設置を行うこと



注) 19年から統計調査項目の変更により沿岸、沖合の区分ができなくなり沿岸漁業へ合算

当該海域を利用する沖合漁業の漁獲量（平成18年）はピーク時（昭和54年）の3分の1以下に減少

協定発効後の本県周辺海域の外国漁船の拿捕状況（七管及び九調）

年	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
韓国	19	24	21	22	21	15	7	7	8	17	10	11	8	6
中国		5	8	10	5	1	1	1	2	1	1	1	2	1
計	19	29	29	32	26	16	8	8	10	18	11	12	10	7



写真1：五島市玉之浦港における中国船避泊状況（平成24年8月27日）



写真2：長崎大学漁業練習船『長崎丸』

【1 東シナ海等における水産資源の保存・管理措置の確立と安全操業の確保等について】

(1) 日中暫定措置水域及び中間水域、日韓暫定水域

○水産資源の保存・管理措置の確立とは

中国・韓国と我が国の、双方の排他的経済水域への入漁、操業条件等を内容とする新漁業協定が発効して久しくなりますが、排他的経済水域の境界に対する関係国間の見解の相違等から境界が画定されず、中国漁船や韓国漁船の操業に対し、我が国の権限が及ばない日中暫定措置水域、日中中間水域及び日韓暫定水域が広範囲に設定されています。

これらの水域においては、ここ数年間で急増した中国虎網漁船をはじめ多数の外国漁船が集中して操業し、本県漁船の操業が著しく困難な状況が生じているとともに、資源管理措置が確立されていないため、資源状態の悪化が懸念されています。

このため、双方の排他的経済水域の境界を中間ラインで画定し、当該水域の資源管理を自国で行う必要がありますが、当面は東シナ海等全般にわたる日中韓三国の取組による資源管理措置を早急に構築する必要があります。

○関係国と中間ラインでの境界画定のための交渉を継続とは

暫定措置水域等における資源の保存・管理措置の早期確立と、我が国が主張している排他的経済水域を中間線で境界画定するための交渉の継続を要望します。

(2) 我が国排他的経済水域

○中国・韓国漁船の操業条件とは

日中・日韓新漁業協定に基づく政府間交渉により、毎年、お互いのEEZにおける操業可能隻数、漁船規模、操業区域、操業期間、制限又は条件等が漁業種類毎に定められています。

(参考)

2012年漁期の漁獲割当量及び隻数（双方とも等量等隻で合意）

日中：9,874トン、346隻（漁期：H24.6月～H25.5月）

日韓：60,000トン、870隻（漁期：H24.3月～H25.2月）

○本県漁業者の意向を尊重した見直しとは

本県漁業者からは、韓国はえ縄漁船の操業禁止区域を五島西沖海域から東経128度以東海域へとする禁止区域の拡張、韓国はえ縄漁業によるタチウオ漁獲割当量の削減、中国及び韓国漁船に投棄漁具を出させない取組の実施、韓国中型機船底びき網の操業禁止期間の変更、韓国まき網漁船の集魚灯の光力制限設定、本県しいら漬漁場での漁具被害の発生抑止などの要望がっており、具体的要望事項として毎年別途提出しているところですが、これら本県漁業者の意向を尊重した操業条件の見直しを要望します。

(3) 日台漁業取決め

○将来に亘り安定的な操業が確保できるよう必要な措置とは

当該海域は、本県の大中型まき網漁業、東シナ海はえ縄漁業の操業区域であり、大中型まき網漁業では当該海域で年間漁獲量の3割を占める経営体もあります。

これまで、台湾船との漁場競合等のトラブルは特に生じておりませんが、今後、台湾虎網漁船等の大量進出が懸念されるため、将来の安定的操業の確保が図られるよう、操業条件の設定や資源管理等への取組が必要です。

(4) 取締監視体制

○海上保安庁、水産庁の取締監視体制の一層の拡充強化並びに監視通報を行う県漁業取締体制への助成とは

我が国領海及び排他的経済水域においては、依然として外国漁船による無許可操業や操業日誌不実記載等の違反行為が後を絶たない状況であり、特に、平成23年末には本県五島市鳥島付近の領海において、中国漁船が領海侵犯操業により拿捕されるという悪質な事案も発生するなど、県内漁業者の不安は高まっています。

このため、海上保安庁の巡視船及び水産庁の漁業取締船の高速化や人員の増強など、監視体制の強化を図ることを要望します。

併せて、我が国排他的経済水域等の監視について、現在、日中暫定措置水域、日中中間水域及び日韓暫定水域の監視等を国事業により漁業者が行っているところですが、監視区域の拡大など事業の充実を要望します。

さらに、本県の漁業取締船は、広域的な哨戒時に外国漁船の状況把握に努め、情報を国の取締機関に通報することとされており、監視体制の一翼を担っています。そのため、漁業取締船と連携を取っている県内漁協自警組織による監視活動を含む、本県の漁業取締体制への助成を望みます。

(5) 操業の安全確保

○本県漁業者の操業の安全確保とは

東シナ海においては、中国によるガス田開発や尖閣諸島海域における中国漁船の衝突事故など本県漁船の安全航行・操業に支障をきたすような問題も生じていることから、本県漁船の安全航行・安全操業を含めた当該海域での安全性の確保について要望します。

(6) 避泊対策

○入域者の、緊急避難に係るルール遵守と、指導、監視体制の強化とは

荒天時の外国漁船の緊急避難については、新漁業協定及び業界間で取り決めた緊急避難に際してのルールに基づき、中国漁船による本県玉ノ浦港への避泊が行われており、現地においては、五島市を中心に関係機関で「玉ノ浦港中国漁船等避泊対策協議会」を組織し連絡体制整備や情報交換などを行っています。

また、避泊時には、現地において水産庁や海上保安庁が監視・指導を実施していますが、過去には養殖いかだの破損事案等が発生し、また、無通報などルールに反した入港も見られたことから、避泊漁船に対するルールの徹底指導・監視体制の強化が必要です。

(参考)

- ・中国船避泊隻数：H19 62隻、H20 43隻、H21 46隻、H22 85隻、H24 268隻 (H23:0)
- ・破損事案等：H14 養殖いかだ50台、83百万円被害、その他、ごみ不法投棄、不法上陸など（近年は破損事案等なし）

○漁業等への影響を防止する措置の実施とは

避泊地までの誘導ブイの設置や、環境保全を目的とした注意喚起用看板の設置について要望します。

【2 東シナ海等の資源の維持増大について】

○(独)水産総合研究センター西海区水産研究所等における東シナ海等の資源の維持増大に向けた研究の充実とは

同研究所は東シナ海、黄海などにおける日中韓の共有資源であるアジ、サバ、イワシ等について、その資源状況の評価や管理に関する調査研究を行っていますが、東シナ海等の水産資源の維持増大のためには、資源評価の精度向上等が必要であり、(独)水産総合研究センター西海区水産研究所等の研究の充実に望みます。

○国立大学法人長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科附属環東シナ海環境資源研究センターの充実及び長崎丸の代船建造とは

同センターは、地球規模の環境の変化が東シナ海・黄海などの海洋生物に及ぼす影響や、海洋生物の多様性の保全と資源回復のための情報発信など、海洋の環境と生物に関する各種研究活動を行っていますが、今後の大学院研究施設の増設や教授陣の充実など体制整備の充実に望みます。

長崎丸は長崎大学の練習船として、昭和61年から学生の実習や調査に用いられていますが、進水後27年を経過し、老朽化がみられるため、代船建造を望みます。

○三国間における、東シナ海・黄海資源管理機構（仮称）の創設とは

東シナ海等の水産資源の維持増大のためには、海洋環境や水産資源に関する調査研究体制を強化する必要があります。現在、日中及び日韓の2国間の資源評価の枠組はありますが、3カ国が協調した本格的な資源評価は行われておらず、今後、日本、中国、韓国の3カ国が連携の上、資源評価を実施し、同評価に基づく資源の共同管理体制の構築が必要です。

さらに、富栄養化、大型クラゲの発生、海洋汚染等の国を跨る環境問題に対しても、3カ国の連携した取組が必要です。

このため、資源管理のための海洋環境と水産資源に関する科学的知見を取りまとめるとともに、資源評価の枠組形成を担う日本、中国、韓国の3カ国による国際的な共同資源管理機構の早期の創設と具体的な取組を望みます。

○東シナ海等の資源研究の拠点である新長崎漁港地区に設置とは

本県は、「長崎国際マリン都市構想」の一環として、新長崎漁港地区に海洋研究の国際的な交流拠点づくりを推進しています。現在、新長崎漁港地区には、長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科附属環東シナ海環境資源研究センター、(独)水産総合研究センター西海区水産研究所及び県総合水産試験場の3試験研究機関が集積しており、東シナ海等の資源研究拠点となっています。

東シナ海・黄海資源管理機構（仮称）についても、「長崎国際マリン都市構想」に基づき、同地区に設置することを望みます。

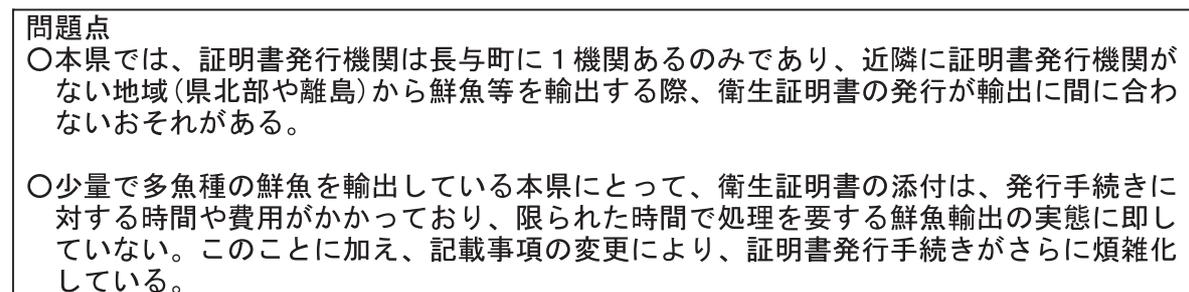
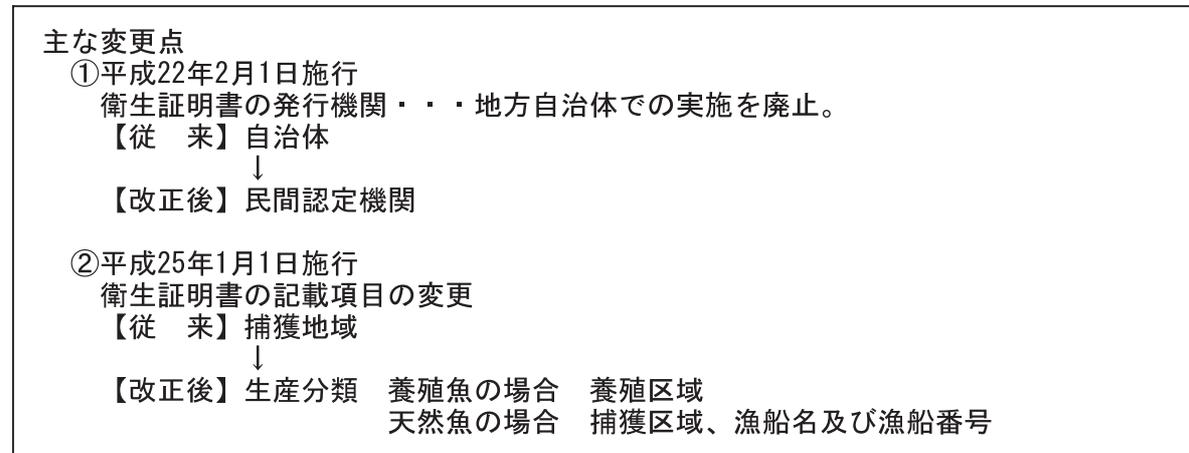
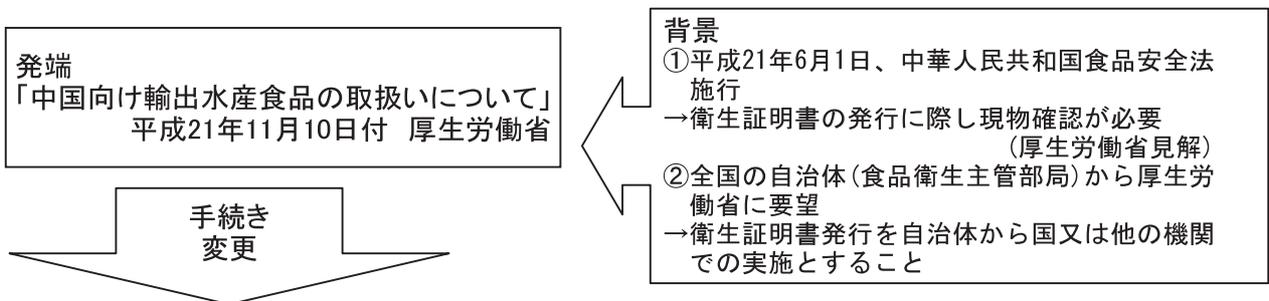
54 中国向け水産物輸出に係る手続きの見直しについて

【厚生労働省、農林水産省】

【提案・要望の具体的内容】

中国向け水産食品の輸出が今後とも継続的に発展可能となるよう、手続きについて次のとおり見直すこと

- ・ 衛生証明書の発行について、現行の証明書発行機関に加え、自治体でも発行を可能とすること
- ・ 鮮魚輸出の場合には衛生証明書の添付を除外又は記載項目の簡略化を行うこと



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・ 本県では、水産物の新たな販売先の確保による適正な魚価の形成と漁業生産体制を維持・強化するため、平成19年に「長崎県水産物輸出戦略」を策定し、水産物輸出を強力に推進しているところです。
- ・ このような中、平成21年11月に厚生労働省から、水産物輸出の手続きの変更等が県及び関係団体に通知され、平成22年2月1日から運用されています。
- ・ 平成22年2月1日に施行された制度改正は、地方自治体による発行が廃止されたことから、中国へ水産物輸出を希望する者のうち、近隣に証明書発行機関がない者にとっては、手続きに時間がかかり輸出の妨げとなっています。
- ・ また、平成25年1月1日に施行された制度改正は、衛生証明書の記載項目が変更されたことから、漁獲した漁船名、漁船番号等の確認が新たに必要となり、限られた時間で処理を要する鮮魚輸出の実態に即しておりません。
- ・ このため、中国向け水産物輸出が今後も継続的に発展可能となるよう、手続きの見直しについて要望します。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・ 現在、長崎魚市場からの鮮魚輸出については、近隣にある県内唯一の証明書発行機関を利用し、中国向け輸出を継続しておりますが、その他の地域から中国向け鮮魚輸出を行う場合、最寄りに証明書発行機関がないため、証明書の発行が輸出に間に合わないおそれがあり、輸出促進の妨げとなります。
- ・ 衛生証明書の記載項目が変更されたことにより、漁獲した漁船名、漁船番号等の確認が新たに必要となったことから、証明書の添付そのものに時間と費用を要している中であって、更に手続きが煩雑化しており、限られた時間で処理を要する鮮魚輸出の特性に即しておりません。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・ 衛生証明書の発行について、現行の証明書発行機関に加え、自治体でも発行を可能とし、鮮魚輸出の場合には衛生証明書の添付を除外又は漁船名の記載省略など記載項目の簡略化が図られるよう、早期に中国側と交渉を行い、「取扱い」の改正を要望します。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・ 中国向けに水産物を輸出する者あるいは輸出を希望する者に対し、最寄りの保健所等で衛生証明書の発行が可能になるとともに、鮮魚輸出の場合には衛生証明書の添付が不要となるなどによって、輸出手続きに対する時間や費用が軽減されることで、輸出拡大のための環境が整備され、魚価の安定による生産者の所得向上も期待されます。

55 新規漁業就業者の確保・育成対策の充実について

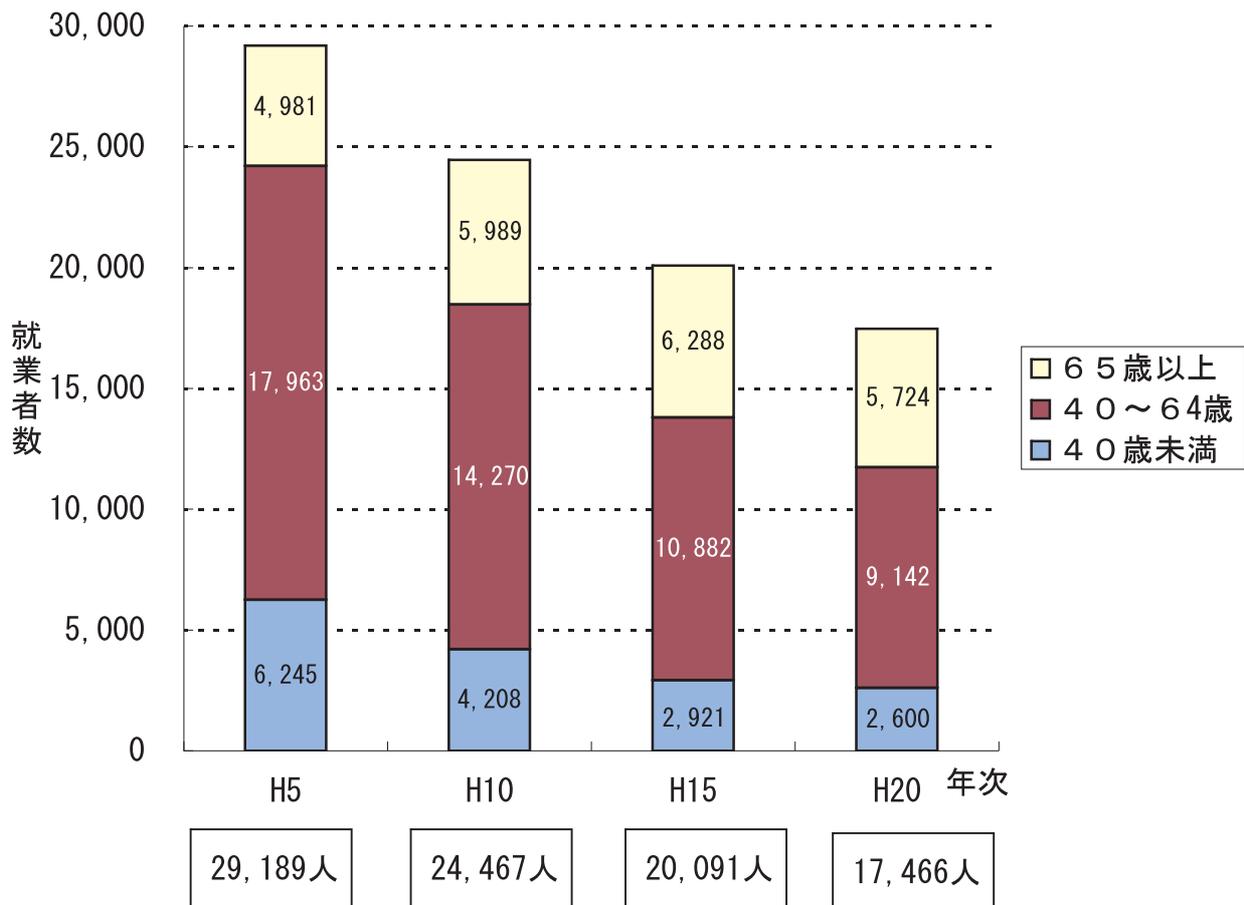
【農林水産省】

【提案・要望の具体的内容】

漁業就業者数の減少及び高齢化が進む中、新規漁業就業者の確保・育成は緊急かつ重大な課題である。しかし、漁業を始める際の初期費用は高額で、安定的な収入を得るにはかなりの経験年数が必要などの課題があり、就業減少に歯止めがかからないのが現状である。

よって、国が平成25年度に拡充している新規漁業就業者への支援制度について、新規就農者に対する所得確保支援制度と同様に、就業後の支援制度についても創設すること

長崎県漁業就業者数の推移



年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
新規就業者数（人）	110	134	147	146	152	152

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

漁業者所得（東シナ海3～5トンの個人経営体）が、昭和63年の2,595千円から平成20年に1,814千円（昭和63年比69.9%）まで減少するなど漁業では厳しい経営環境が続く中、高齢者の引退が進み本県の漁業就業者数は昭和63年の35,445人から平成20年に17,466人（昭和63年比49.3%）まで減少しています。

漁業への就業が期待される漁家子弟が就業を希望せず、漁業外からの参入（U、I、Jターン）も進まず、さらに沖合漁業（以西底曳、大中型まき網）の衰退により雇用先も大きく減少しており、漁業就業者の33%を65歳以上が占めるまで高齢化も進んでいます。

本県にとって水産業は、安全安心の食糧生産に止まらず、水産物流通業や水産加工業、造船業など裾野の広い関連産業をもつ重要な産業であり、特に漁業が重要な基幹産業となっている離島・半島地域では、水産業の衰退は、地域の衰退、さらには地域の存続にも直結しており、新規漁業者の確保は喫緊の課題となっています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

漁業では、対象となる魚種、海域、季節、潮時等に合わせて漁具や漁法を選択して操業する必要があり、さらに年々変化する漁海況に合わせて操業する対応力も必要となります。また、漁船の操船方法やドック、エンジンの保守についても学ぶ必要があります。

このため、新規就業者が指導者なしに操業を開始することは非常に困難であり、外部からの参入が進んでおりません。

指導者に就いて操業を開始しても、漁業は自然条件の影響を受けやすく、漁業技術を習得するには時間がかかることから、一定の期間は安定収入を期待することは困難です。

一方では、雇用情勢等の悪化から、漁業就業への関心が高まっていますので、漁業技術習得研修中や着業初期の生活費等を支援することにより、円滑な就業・定着を促進し漁業就業者を確保することが重要と考えます。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

長崎県では就業定着の意欲と能力があると市町が認める者に対し、市町が漁業技術研修期間中の生活費を支援（15万円/月、生計を一つにする場合10万円/月、最大24ヶ月）する単独の補助制度（県補助率1/2以内）を設けており、平成24年度末までに82名が利用しています。

全国的に漁業就業者が減少する中、国が進める新規就農対策と同様に、漁業就業初期の不安定な生活を緩和するため、平成25年度に創設した就業準備期間中（2年以内）の生活費等の支援に加え長期研修期間中及び就業後（5年）も支援の対象とする制度の創設を提案するものです。特に、青年就業準備給付金の対象を漁業学校以外で漁業者の指導の下で現地研修する技術習得（※）も対象とすることが望まれます。

国における新規就業者支援制度の比較

		就業前		就業後				
		1年目	2	1	2	3	4	5
研修生	農業 (H24年度から)	給付金 ・150万円/年	給付金 ・150万円/年	給付金 ・独立型150万円/年	給付金 ・独立型150万円/年	給付金 ・独立型150万円/年	給付金 ・独立型150万円/年	給付金 ・独立型150万円/年
	漁業 (H25年度から)	給付金 ※ ・150万円/年	給付金 ※ ・150万円/年	(今回要望)				
指導者	農業 (H24年度から)			研修経費 ・雇成型 最大10万円/月	研修経費 ・雇成型 最大10万円/月			
	漁業 (H25年度から)			研修経費 ・独立型 最大28.2万円/月 ・雇成型 最大14.1万円/月	研修経費 ・独立型 最大28.2万円/月	研修経費 ・独立型 最大28.2万円/月		

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

本県では平成17年度から国に先駆けて、研修期間中の生活費等の支援や、新規就業者に貸与する漁船を取得する漁協を支援したところ、事業実施後の新規就業者数は8年間で1,155名と、年間平均就業者は実施前5カ年間の1.2倍に増加しており、新規漁業就業者への直接的な支援が効果的に機能していると考えられます。

さらに、漁業着業初期の生活費の支援を行うことで、着業前後の経営がより安定し、漁業就業者の確保・定着が促進され、若い漁業者による漁村地域の活性化が期待されます。

56 森林吸収源対策のための財源の確保と林業公社に対する支援制度の拡充について

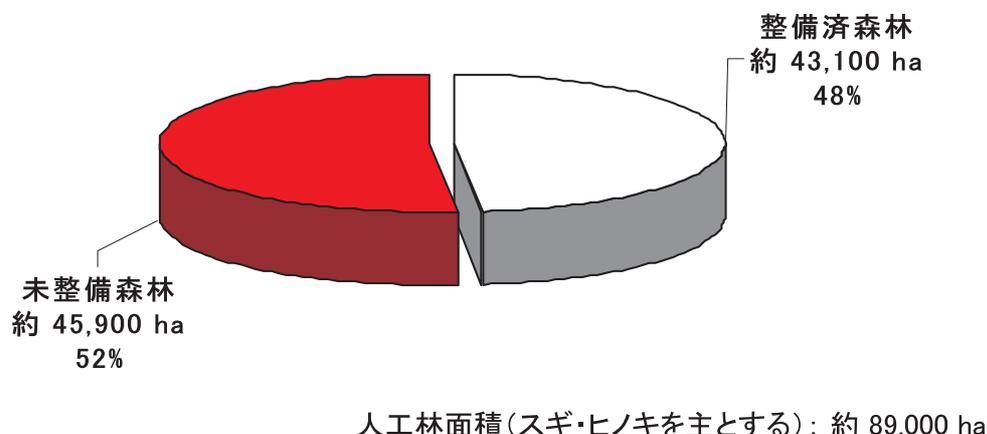
【総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、環境省、日本政策金融公庫】

【提案・要望の具体的内容】

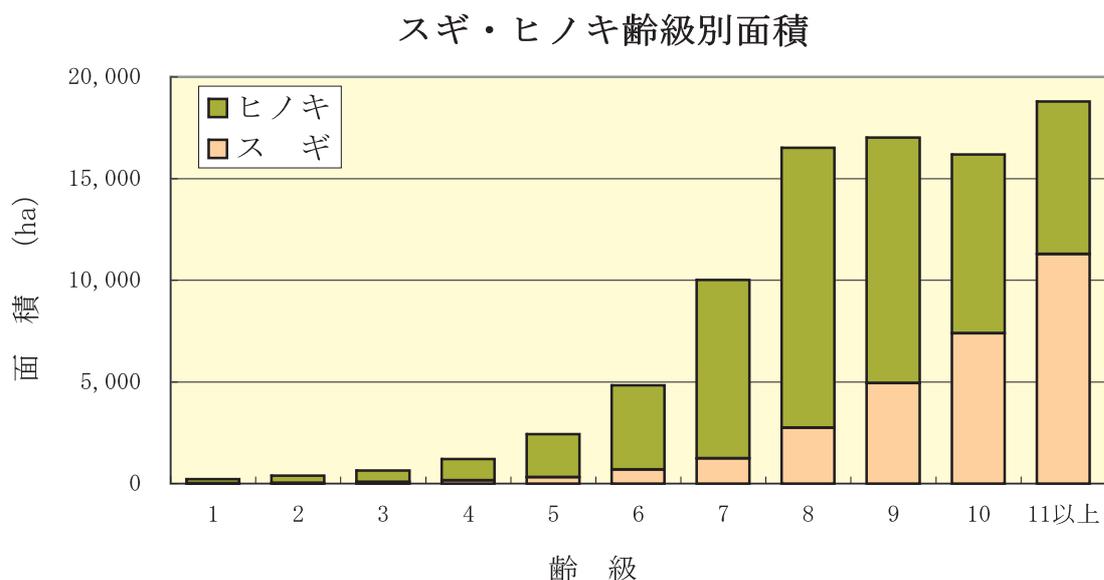
- 1 森林吸収源対策の推進については、森林の整備が大きな役割を担っており、整備を進めていくためには、森林所有者の費用負担をさらに軽減するなど、補助制度の拡充が不可欠であるため、「地球温暖化対策のための税」の用途に、森林吸収源対策を位置付け、制度拡充をおこなったうえで、森林整備を着実に推進するための安定的な財源として確保すること
- 2 林業公社に対する支援制度を拡充すること
 - (1) 株式会社日本政策金融公庫の融資制度等を改正すること
 - ① 利用間伐推進資金の借入条件を緩和するとともに償還円滑化資金に対する国による利子補給制度を創設すること
 - ② 高金利の貸付金に対する任意繰上償還制度または借換制度を創設すること
 - (2) 長伐期・複層林化施業のための分収林契約変更に対応した制度を整備すること
 - ① 分収林契約の変更等を一定以上の権利者の同意により可能とする制度を創設すること
 - ② 森林整備法人が行う登記に係る登録免許税を免除すること
 - (3) 森林整備法人の経営安定化等を図る地方公共団体への財政支援を拡充すること
 - ① 地方債を拡充すること
 - ② 特別交付税措置を継続し拡充すること

森林吸収源対策のための財源の確保について

○ 人工林の整備の状況（平成23年度末現在）



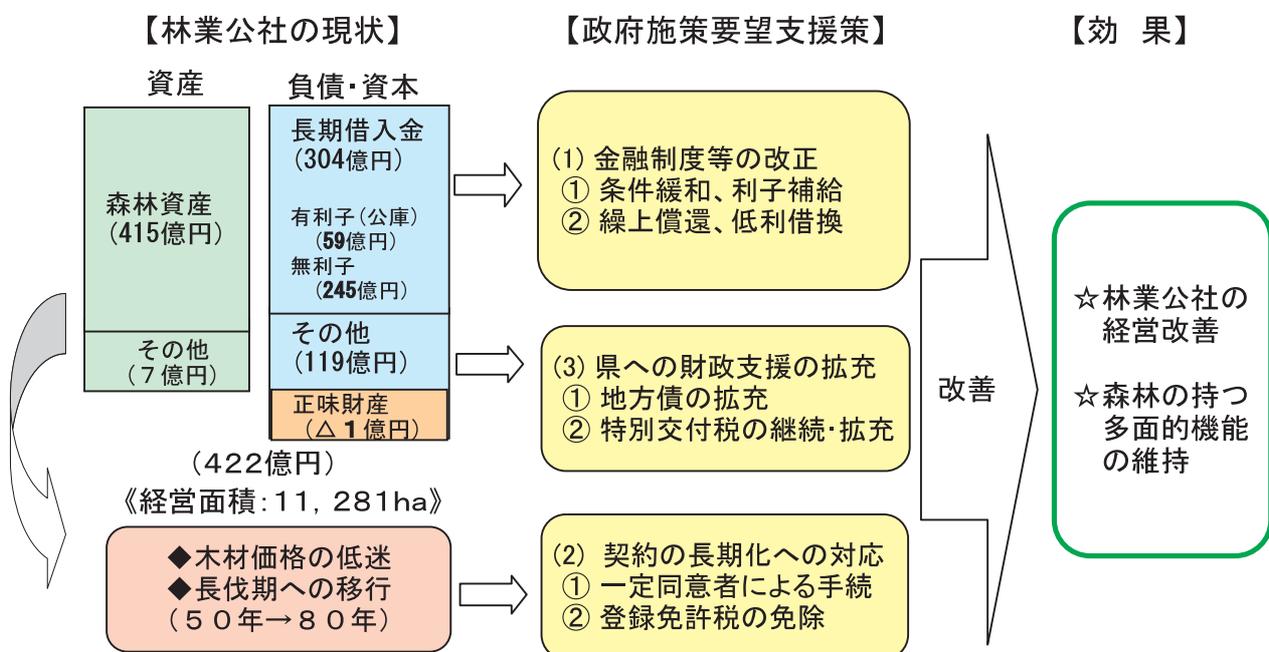
○ スギ・ヒノキ齢級別面積



※ 年齢級: 林齢を5年ごとに「ひとくくりにしたもの

林業会社に対する支援制度の拡充について

○ 林業会社の現状



【森林吸収源対策のための財源の確保について】

- 国において「森林吸収源対策として、COP17等で国際的に合意されたルールに沿って、森林吸収量の算入上限値3.5%分を最大限確保することを目指す」としています。
- 経営の成り立たない森林においては、森林所有者の費用負担があると、なかなか整備が進みません。そのため、県の独自課税である「ながさき森林環境税」を活用し、森林所有者の負担を軽減して、森林保全のための整備を実施していますが、整備の必要な荒廃した森林は、まだまだ多い状況です。
同様に、搬出間伐においても、森林所有者の収入が十分に期待できる箇所は少なく、その整備が進んでいません。
また、人工林の林齢構成をみると、林齢の高い森林が著しく多く、持続可能な森林経営がおこなえるバランスのよい林齢構成となっていません。そのため「伐って植える」という林業本来の生産活動が必要となりますが、伐採による収入だけでは再生林の経費がまかなえず、持続可能な森林経営が成り立たない人工林が多く存在します。
さらに、森林整備等を推進するにあたって、整備を実施する林業の担い手不足が顕著化しており、林業事業体の育成が課題となっています。
- 森林吸収源対策の推進に大きな役割を担っている森林整備等を進めるためには、補助率の嵩上げや搬出間伐にかかる搬出経費を補助対象にするなど森林所有者の負担を軽減するとともに、林業事業体が健全な経営をおこなうために必要な一般管理費相当額を補助の対象として認めるなど、既存の補助制度の拡充が不可欠であるため、「地球温暖化対策のための税」の用途に、森林吸収源対策を新たに位置付け、制度拡充をおこなったうえで、森林整備を着実に推進するための安定的な財源として確保することを望みます。

【株式会社日本政策金融公庫の融資制度等について】

- 利用間伐推進資金の借入条件の緩和とは
「利用間伐推進資金」のうち「償還円滑化のための資金」は、各年度の償還元金の90%を借入できる有利子資金ですが、「利用間伐に必要な資金」と併せて借りる必要があることから、利用しづらいものとなっておりますので、各々の資金を単独で借りることができる制度にすることを望みます。
また、林業公社が進めている長伐期施業における伐採時期に合わせた償還となるよう償還期限の延長を望みます。
- 償還円滑化資金に対する国による利子補給制度の創設とは
林業公社にとって「償還円滑化のための資金」の借入は、実質的な償還期限の延長になるものの、新たな金利負担の発生になりますので、借入後の金利負担を軽減し経営改善を図るため、「償還円滑化のための資金」に対して国が利子補給を行う制度の創設を望みます。
- 高金利の貸付金に対する任意繰上償還制度または借換制度の創設とは
林業公社においては、日本政策金融公庫からの高金利（最高利率6.5%）の借入金も現在も多く残っており、その金利負担が経営に大きく影響しておりますので、高金利の貸付金に対する任意繰上償還または低利借換が実施できる制度の創設を望みます。

【長伐期・複層林化施業のための分収林契約変更に対応した制度について】

○分収林契約の変更等を一定以上の権利者の同意により可能とする制度の創設とは

林業公社では、現在、森林の公益的機能を重視した長伐期施業への移行を推進しておりますが、土地所有者について多数の相続人や消息不明者が存在するなどの場合、分収林契約の期間延長や登記等の手続きが非常に困難な状況となっております。

複雑化する権利関係の保全を的確に進めるため、一定以上の権利者の同意により分収林契約の変更や登記等を可能とする分収林特別措置法の改正を望みます。

○森林整備法人が行う登記に係る登録免許税の免除とは

林業公社では、長伐期施業への移行等のために分収林契約を変更し、必要な登記を行っておりますが、これは国が目指す森林の公益的機能に配慮した森林の造成を推進するために必要な手続きでありますので、独立行政法人等と同様に、登録免許税の手数料免除の措置を望みます。

【森林整備法人の経営安定化等を図る地方公共団体への財政支援について】

○地方債の拡充とは

平成21年12月に総務省から示された「林業公社に係る転貸債の取扱いについて」は、分収林事業の特殊性が反映されていないため、平成23年3月に策定された「林業公社会計基準」を反映させるなど、起債要件の緩和を望みます。

○特別交付税措置の継続及び拡充とは

都道府県が林業公社の経営安定化のために行う無利子貸付金及び利子助成金については、現在、算定された利息相当額の1/2が特別交付税で措置されていますが、今後とも継続するとともに措置率の引き上げを望みます。

57 強い経営力を持った農林業経営体の育成に向けた施策の推進について

【農林水産省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 国際競争力を持った力強い農林業経営体の育成と農山村地域の活性化を図るため、農林業・農山村の構造改革を強力に押し進める施策を国策として実施すること
 - (1) 担い手への農地集積の加速化に資する農地の基盤整備については、農家負担軽減の観点から、国庫補助率の嵩上げを図ること
 - (2) 担い手への農地集積や集落営農組織の育成を加速化させるため、人・農地問題解決推進事業による県市町が行う人・農地プラン作成活動への支援継続に加え、集落リーダーの育成や活動に対する支援措置を拡充すること
 - (3) 農地の借受け・貸付けの中間的受け皿組織となる農地保有合理化法人等が農地集積の加速化を図るため、中間保有に要する費用負担や農地の復旧に要する経費、農地の整備や施設の更新に要する経費及び体制の整備に要する経費についても支援すること
また、農地の出し手に対する支援措置である農地集積協力金の拡充、要件の緩和を図ること
 - (4) 担い手農家が経営規模拡大に必要な雇用労働力を安定的に確保するため、地域労力支援システムの構築に対する支援措置を講じること
 - (5) 耕作放棄地を解消し農地のフル活用を図るため、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金については、制度の拡充、要件緩和を行ったうえで、平成26年度以降においても制度を延長すること
- 2 農業の多面的機能を評価した「日本型直接支払」及び新たな経営所得安定対策制度を中心とする「担い手総合支援」制度の構築にあたっては、中山間地域等の条件不利地域においても経営が安定し、農業が継続できるような制度とすること
特に離島では生産並びに出荷の両面において掛かり増し経費が発生することから加算措置を設けること
- 3 農畜産物の輸出拡大に向けて、諸外国の輸入検疫条件の緩和に向けた働きかけを強化すること
特に、条件が厳しい中国に対して、本県特産のイチゴ、柑橘や牛肉など輸入可能品目の拡大を働きかけること
- 4 県域を越えて産地が存在する作目の、長期的国家戦略に基づく育種事業を創設すること
- 5 農家子弟の円滑な就農を促進するため、青年就農給付金における親元就農の場合の支援要件を緩和すること
- 6 野菜価格安定事業については、国内の野菜の流通形態の多様化に対応するため、産地要件「出荷に関する条件（共販率）」を撤廃すること
- 7 畜産・酪農経営安定対策及び配合飼料価格安定対策について、制度の継続と充実を図ること

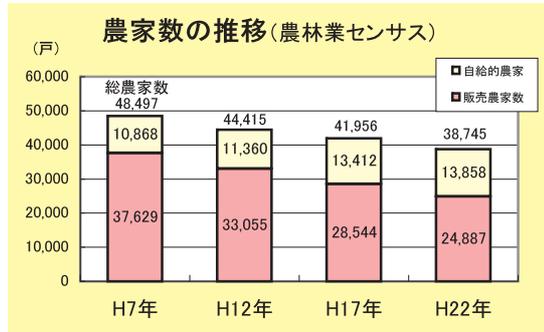
【本県農林業の現状】

1. 立地条件

本県は多くの離島と半島から成り立っているため、海岸線が長く地形が複雑で、急傾斜地が多く、耕地条件には恵まれていない。大消費地から遠隔地にあり、地理的・地形的な条件には恵まれていないが、温暖多雨な気候であり、地域の特性を生かした多様な農林業が展開されている。

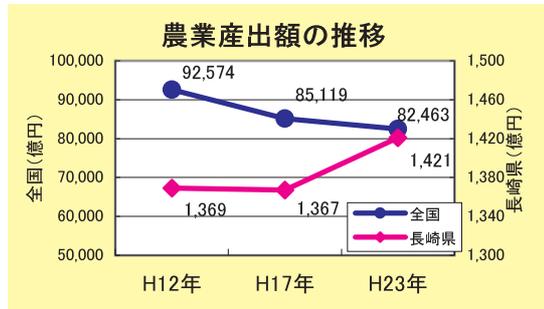
2. 農家数

平成22年の総農家数は3万8,745戸で、平成17年に比べて3,211戸（8.3%）減少。販売農家数は総農家数の64%を占め、そのうち主業農家は7,901戸で販売農家の32%に当たる。



3. 農業就業者

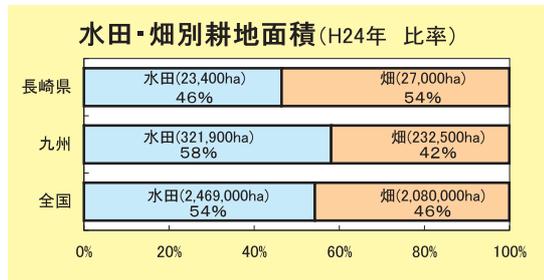
平成22年の農業就業人口は40,936人でこの20年間で半減している。65歳以上の高齢率は55.7%となっており、担い手の確保が大きな課題。24年度の自営新規就農者数は174人。



4. 農業生産

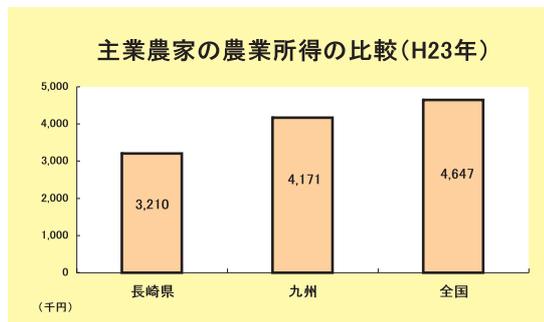
平成23年の農業産出額は1,421億円で、全国的に減少傾向にある中、本県は近年増加傾向で推移している。

(上位品目)	順位	品目	産出額 (億円)
	第1位	肉用牛	186
	第2位	米	151
	第3位	ばれいしょ	124
	第4位	豚	118
	第5位	いちご	90



5. 耕地面積

平成24年の耕地面積は5万500haで年々減少傾向にある。水田が46.4%、普通畑が39.8%、果樹・茶などの樹園地が13.8%であり、他県に比べ畑の比率が高い。また、急傾斜農地の割合が高く、地形的な制約が大きいこと等により、土地基盤整備が遅れており、一戸当たりの耕地面積も1.31haと小規模である。



6. 農業経営

平成23年の主業農家の農業所得は、1戸当たり3,210千円で、全国平均（4,647千円）の約69%となっている。

7. 本県が目指す農林業・農山村の将来の姿

○本県の農林業に従事する世帯員の総所得が、他産業に従事する世帯並かそれ以上の所得を安定的に確保し、職業として農林業に従事することを希望する人が増加している。

○経営の発展や後継者の確保を目指し法人化を進める経営体が増加するとともに、血縁関係以外の後継者が農林業を継承する体制が構築されている。

○県民や国民に対し食料を安定的に供給する農地、全ての県民に対し公益的機能による恩恵を与えてきた森林や農山村地域を、農林業に携わる者と県民が一体となって守っている。

○農山村地域に農林業に関連する新たな雇用の場が創出され、集落を守る人材が確保されている。

○農林業・農山村の重要性が国民・県民に十分認知され、本県農林業経営体の発展、農山村の活性化に向けて県民が積極的に参加している。

【この要望の背景・必要性】

本県は、離島・半島地域を多く抱え、平坦地に乏しく、水資源にも恵まれないという厳しい営農条件にあります。このため、土地利用型農業に加え、温暖な気候と新しい技術や品種を活かし、果樹や施設園芸・畜産などの付加価値が高く多様な作物の生産振興を図ってきました。

しかしながら、近年の経済低迷に加え、原油や飼料用穀物等の輸入価格の高止まりなどにより、農業所得は大幅に減少しており、加えて、高齢化や担い手不足等深刻な状況にあります。

このため、平成23年度から「ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づき、主業農家に農地の集積を図り、規模拡大を進めるとともに、雇用型農業への転換や6次産業化による所得の向上を目指す農業者を重点的に支援し、その実現を図ることとしています。更に、これらの成功事例を情報発信することで、新規就農者の確保・育成を目指すこととしており、本県が目指す強い経営力を持った経営体の育成に支援をお願いします。

【1 強い経営力を持った農林業経営体の育成について】

○農林業を継承できる経営体の増大とは

本県では、地域の特性を生かした農林業や本県で培われた技術等を引き継ぎながら、新たな情勢変化に対応し、魅力にあふれ可能性を秘めた職業として、誇りを持って農林業を営む経営を増大させることとしています。

そのため、県民一人当たりの雇用者報酬と同等の400万円以上の農業所得を確保する経営体を、1,015経営体（平成22年度）から、2,100経営体（平成32年度）まで育成することとしています。

○強い経営力を持った経営体の育成とは

認定農業者の経営改善計画の達成を支援するとともに、雇用型農業への転換に向けて、更に所得向上（農業所得600万円以上）を目指す主業農家を育成し、これらを牽引役として、経営力の底上げ、成功事例の情報発信による、新たな農業後継者の育成・確保を図るものです。

【1-1) 農地の基盤整備の農家負担軽減について】

○農家負担の軽減とは

農地の基盤整備における農家負担は、現状では新規に取り組む場合の事業推進の足かせとなっている場合が多く、基盤整備が進まない要因の1つとなっております。

そのため、農家の負担軽減のため、農地の基盤整備事業における国の補助率を国営事業なみの補助率とすることを強く要望します。

【1-2) 人・農地プランについて】

○ 本県では、高齢化と担い手の減少が進行しており、今後、集落・地域の農業を誰が担うのか、農地をどう集積するのか、地域農業のあり方（生產品目、6次産業化等）をどうするのかについて、集落内での話し合いによる未来の設計図「人・農地プラン」の作成を加速化させることが必要です。

○ しかし、プラン策定を進める中で、混住化や出入作が進んだ地域、担い手が極端に少ない地域では話し合い自体が進まないことや、「地域の中心となる経営体」への農地の集積が遅れているなどの課題があります。

今後、集落内の合意形成を進め、適切な人・農地プランの作成を加速化するためには、調整能力の高い集落リーダーの育成と活動への支援が必要であることから、関連予算（人・農地問題解決推進事業）の拡充・継続を要望します。

H24年度 作成市町及びプラン数：17市町、132プラン
集落カバー率：34%

H25年度 作成（予定）市町及びプラン数：21全市町、243プラン
集落カバー率：79%

※集落は「全域が市街化区域に含まれる」集落以外の農業集落カバー率

【1-3】 農地の中間受け皿となる農地保有合理化法人などへの支援について】

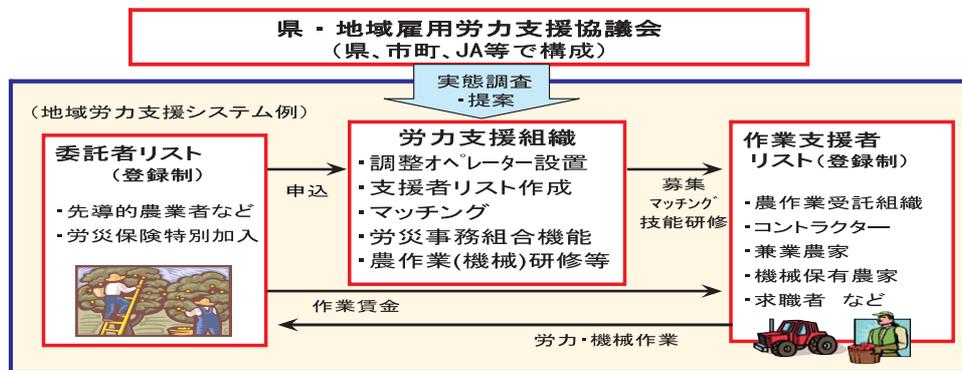
- 平成25年4月「攻めの農林水産業」の具体化の方向には、「担い手への農地集積や耕作放棄地の解消を加速化し、法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業等の多様な担い手による農地のフル活用を目指す。また、その手段として、確実に農地の借受け・貸付けの中間的受け皿となる公的機関を整備・活用する」とされており、その組み立てにあたっては、地域の実情に合った体制整備や財政支援の強化を要望します。
- 担い手への農地集積をさらに進めるために、農地集積協力金の拡充及び要件の緩和を要望します。
 - ・分散錯圃解消協力金を規模拡大交付金なみに増額する
 - ・遊休農地の所有者も農地集積協力金の対象とする

【1-4】 労力支援システムの構築について】

○労力支援システムの構築とは

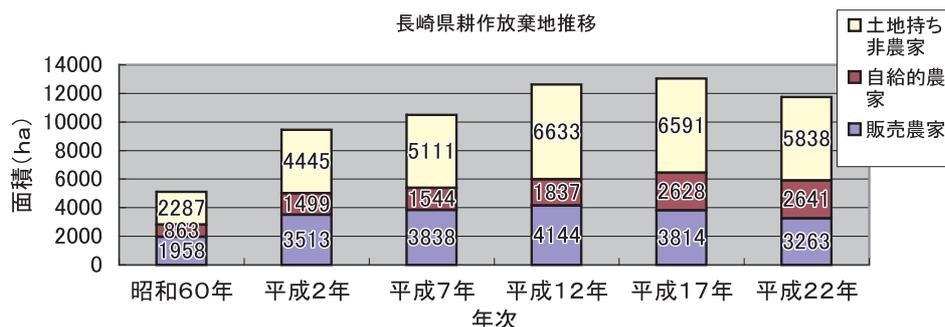
規模拡大に必要な地域労力を確保するため、地域全体の労力調整を図る仕組みづくりが必要です。このため、本県では24年度から、労力支援組織（JA等）が作業支援者を雇用して農作業を請け負う方式や、作業支援者を募集し農業者へ紹介する方式により認定農業者等の労働不足を補完するため、労力支援システムの構築を支援する事業を県単独で実施しています。こうした取り組みに対する国の支援を要望します。

○地域労力支援システムの構築例（職業紹介方式）



【1-5】 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の制度延長について】

- 本県では、離島・中山間地域が多く、耕作放棄地の率としては日本一高い水準にあり、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を利用した解消を進めています。
- 解消された農地は、認定農業者、新規就農者等に貸付を行なったうえで営農再開することで、担い手への農地集積、経営の安定化に寄与しています。
耕作放棄地の解消のニーズは多く、耕作放棄地の有効活用にむけた対策は必要不可欠であり、引き続き制度の継続を要望します。
- また、更なる解消に向けた以下の制度の拡充、要件緩和を要望します。
 - ・戦略作物等の作付をしない場合での、自作地の解消への助成
 - ・鳥獣害対策への助成
 - ・農業用機械の購入に対する助成
 - ・農業用ハウス助成の上限金額の向上
 - ・3年目以降の土壌改良の助成



【2 新たな担い手総合支援制度について】

○中山間地域等の条件不利地域においても経営が安定し、農業が継続できる制度とは

旧制度では、食料自給率向上を目指すため、麦、大豆、飼料作物等の戦略作物に特化され、交付単価も全国一律単価でありました。本県は、離島・半島が多く耕地条件が恵まれないなかで、野菜や果樹等の園芸作物や畜産を主体とした複合経営が営まれているため、経営所得安定対策については、このような生産条件不利地域においても経営が安定し、農業を継続できるような制度を望みます。

また、農業者が安心して参加できるように、法に基づく制度とするなど将来への継続性を担保する必要があります。

【3 農産物の輸出拡大について】

○諸外国の輸入検疫条件の緩和に向けた働きかけとは

農畜産物を諸外国に輸出するためには、相手国の検疫条件を満たす必要があります。

輸入検疫は、国外から病害虫が侵入し、これらが蔓延して農作物に被害を及ぼすことを防ぐために行われる輸入の禁止や輸入農産物等の検査、検査結果に基づく消毒・廃棄等の処理です。

アジア地域のうち、香港やシンガポールへの輸出においては、植物防疫証明書無しで輸出することができますが、その他の国・地域においては、検疫条件が付されています。

日本政府から、諸外国・地域に対し、検疫条件の緩和による輸出の解禁について働きかけられるよう要望します。

○中国に対する輸出拡大の働きかけとは

特に中国においては、現在、リンゴ、ナシ以外の青果物の輸出は認められず、本県特産のイチゴ、柑橘や牛肉等について、政府間の検疫条件の緩和要請・協議に一層取り組み、輸出を可能とするよう働きかけを強化することを強く要望します。

【4 全国的視点、長期的視野で行う育種プロジェクト研究事業の創設について】

- 現在、バレイショやピワなど複数の県に産地が存在するものの、国が品種育成を行っていない作物は各県が分担して育種を行っています。本来、これらは国家戦略として国ないし独立行政法人が取り組むべき事業ではありますが、立地条件などから独法等での実施が著しく困難なものは指定試験事業として都道府県に委託されていたものです。

しかし、平成23年度より当事業は廃止され、人件費も含む品種育成の事業費は各県の負担となっていますが、厳しい予算状況の中、各県単独での維持は困難です。

- 代替措置として「実用技術開発事業」（競争的研究資金）での公募が用意されましたが、採択は不確定であり、採択された場合でも3年という短い事業期間に品種登録などの成果を出すことを求められています。
- 平成24年6月、国は「作物育種研究の今後の進め方について」を策定され、農政上の重要な課題に対応した実用品種の育成対象品目として「バレイショ」、「ピワ」も位置づけられたところでもあります。
- 作物育種は自給率向上、食料の安定供給、ひいては栽培農家の所得向上、経営力強化をめざす上で今後とも必要不可欠なものです。このことから、育種事業は継続性を持って行っていくべきもので、期間が短い競争的研究資金（3年間）やプロジェクト研究（5年間）にはなじまないと考えます。
- そのため、長期的視野に立ち、効率的な育種を進めていくために国、県で役割分担を明確にし、作物ごとの育種研究プログラムを策定した新たな育種プロジェクト研究事業の創設を望みます。

【5 青年就農給付金（経営開始型）について】

- 人・農地プランの関連施策である青年就農給付金の経営開始型（年間150万円・経営開始から最長5年間）については、経営初期段階の所得確保を支援するものであり、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着に有効な施策であります。要件として「農地の所有権又は利用権を給付対象者が有してしており、原則として給付対象者の所有と親族以外からの貸借が主である」こととなっており、農家子弟の円滑な就農を図るため「親族以外からの貸借が主」とする要件の緩和が必要です。
H24年度 経営開始型給付実績：139人、56,125千円
H25年度 経営開始型給付計画：261人、369,000千円

【6 野菜価格安定事業の充実強化について】

- 野菜価格安定事業とは
野菜の価格暴落時に価格差補給金を交付する事業であり、補給金の交付により野菜農家経営を安定させ再生産を促し、生鮮野菜の安定生産を図っています。また、卸売市場への計画的な出荷を定めているため、国民生活に不可欠な野菜の安定供給に大きく寄与しています。
- 流通の多様化とは
実需者、消費者のニーズに対応するため、6次産業化や契約取引、直接販売等に取り組む生産者等が増加し、流通形態が多様化しています。
一方、消費地に安定的に野菜の必要量を供給するためには、今後も従来からの市場流通も必要です。
- 産地要件「出荷に関する条件（共販率）」の撤廃とは
野菜価格安定事業では「出荷に関する条件（共販率）」が定められていますが、流通形態の多様化や大規模法人の出現等により要件の維持が困難になり、全国的に指定産地数が減少しております。また、指定産地の解除により野菜価格安定事業の対象外となった産地においては、農家経営の不安定化により産地の縮小につながっており、本県においても全国2位の品目である「ばれいしょ」等で要件割れによる産地解除が発生するとともに、「たまねぎ」の指定産地内に新たに加工・業務用たまねぎの取り組みが始まり共販率が低下し指定産地の維持が困難となっております。
今後、新たに加工・業務用野菜産地を育成しつつ、国産青果用野菜の安定供給を行うためには、青果用野菜の指定産地を維持することが必要であり、現状の共販要件の撤廃を要望します。

【7 畜産・酪農経営安定対策並びに配合飼料価格安定対策について】

- 畜産・酪農経営安定対策とは
生乳、肉用子牛や肥育牛、肉豚、鶏卵価格が低落した場合でも経営が継続できるよう、あらかじめ、国・県及び生産者が基金を造成し、一定以上の価格の低落時に、生産者に対して生産者補給金を交付する制度で、畜産経営の安定に寄与しています。
- 配合飼料価格安定対策とは
配合飼料の主原料であるとうもろこし等飼料穀物の価格高騰や円安の急激な進展を受け、配合飼料の価格高騰による生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための対策です。
- 制度の継続と充実とは
畜産農家の経営継続と発展のためには、恒久的な経営安定対策が必要であることから、制度の継続並びに財源の確保を要望します。特に配合飼料価格安定対策については、生産者と飼料メーカーが拠出する通常補填基金が財源不足になっている現状から、それを補完する異常補填基金（国と飼料メーカーが拠出）の財源確保並びに現在の発動条件以下への引き下げ（発動条件は、輸入原料価格が直前1ヵ年の平均と比較し115%を超えた場合となっているが、現在は飼料価格高騰に対応するため、平成25年度第2四半期までは同112.5%を超えた場合となっている）を要望します。

58 有害鳥獣による農作物被害防止対策の強化について

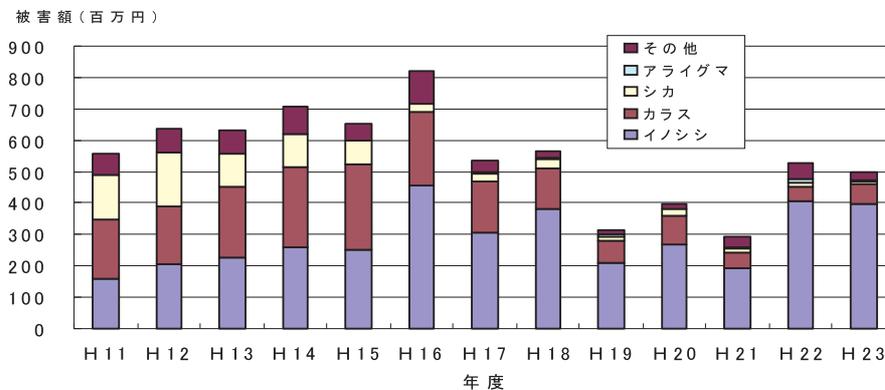
【農林水産省、環境省】

【提案・要望の具体的内容】

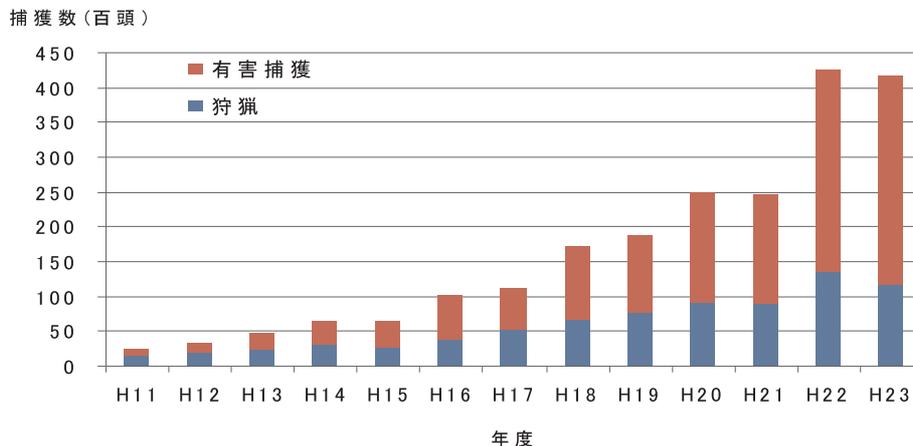
農作物の被害が拡大していることにあわせて、町中にイノシシが出ることによる人的な被害を防ぐためにも、農村部における被害防止対策を強化すること

- 1 鳥獣被害防止対策を実施するために必要な予算を確保すること
- 2 被害防止のために必要な防護柵の設置について、補助対象となる受益戸数を緩和すること
- 3 イノシシによる農作物等の被害防止対策を効果的に実施するため国において必要な研究をすすめること
 - ・イノシシの繁殖抑制技術など革新的な個体数調整技術の研究開発
 - ・イノシシの分布行動調査に基づく、効果的な捕獲技術の研究開発
- 4 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内においてイノシシ等の鳥獣を捕獲する場合、狩猟免許を受けていなくても、「囲いわな」に限って許可を受けて捕獲できることとなっているが、これに「はこわな」を追加すること

■有害鳥獣による農作物被害額の推移



■イノシシ捕獲頭数の推移



【1 必要な予算の確保について】

○鳥獣被害防止対策を実施するために必要な予算の確保とは

本県の有害鳥獣による農作物の被害額は、平成16年度以降、減少傾向を示していましたが、平成22年度は約5.3億円、23年度は約5億円と高止まりの状況となっています。

このため、被害軽減対策として、ワイヤーメッシュ柵を中心とした防護対策をはじめ緩衝帯の整備による棲み分け対策、捕獲機器の整備による捕獲対策の3対策を推進し、平成23年度は約2,004kmの防護柵の整備のほか、約562基のわなの整備などを進めています。

特にイノシシの生息域の拡大に伴い、被害地域も広がりを見せており、このままでは、営農意欲の低下につながり兼ねない状況であり、引き続き被害対策を推進する必要があるため、防護柵の設置をはじめとする被害防止対策に係る予算の十分な確保を望みます。

【2 受益戸数の要件緩和について】

○防護柵整備に係る受益戸数を2戸以上とするとは

本県は、離島・半島地域を多く抱え、平地に乏しく、農地が点在する地域が多く見られるなど、厳しい自然条件にあります。

このため、「鳥獣被害防止総合対策交付金」の対象となる受益戸数3戸以上を確保できず、交付金を活用した被害対策が実施できない地区が少なくなく、被害の拡大の要因となっています。

ついては、交付金を活用した被害防止対策が効果的に推進できるよう、対象受益戸数を2戸以上とするよう採択要件の緩和を望みます。

【3 イノシシ対策に係る研究の推進について】

○イノシシ被害防止対策を実施するために必要な研究の推進とは

本県の鳥獣による農作物等への被害の8割は、イノシシによるものであり、3対策を総合的に推進しているところですが、生態等不明な点も多く、効果的な対策を取りにくい状況です。

また、新たにイノシシが侵入した島しょ部においては、初期段階での対策が急がれ、調査と同時進行で捕獲対策を進めているところですが、イノシシの行動パターンや生息頭数の推定、生息域の拡大などについて基本的なデータや予測手法が不足しているため効率的な対策を進めるのが困難な状況にあります。

このため、イノシシの生態研究をすすめ、繁殖抑制技術などの革新的に個体数を調整できる技術開発を図るとともに、生息頭数を推定する方法の開発や行動を解明する調査研究に取り組み、生息環境や分布行動調査に基づく効率的・効果的な捕獲技術の開発について国における試験研究を行うことを望みます。

【4 「はこわな」の追加について】

○狩猟免許を受けていない農林業者が、事業地内で使用できる猟具に「はこわな」を追加するとは

鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、捕獲対策を推進しており、平成23年度にはイノシシ4万2千頭を捕獲していますが、依然として農地等へのイノシシの出没は収まらず、近年では、市街地周辺に出没ケースも増加しており、捕獲対策の推進は喫緊の課題となっております。

捕獲対策推進のためには捕獲従事者の確保が不可欠ですが、狩猟免許所持者の高齢化等による捕獲従事者減少が懸念されるところです。

現在、狩猟免許を受けていない農業者が自らの事業地内で行なう捕獲については「囲いわな」に限って許可を受け捕獲が認められておりますが、本県でのイノシシ捕獲については「はこわな」によるものが「わな」捕獲の80%以上を占めるなど、最も効果的であるとの結果が出ています。また、クマの生息していない地域においては、錯誤捕獲の危険性も低いいため、自らの事業地内で狩猟免許を受けていなくても使用できる猟具に「はこわな」を追加することを望みます。

59 まちづくり事業の推進について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

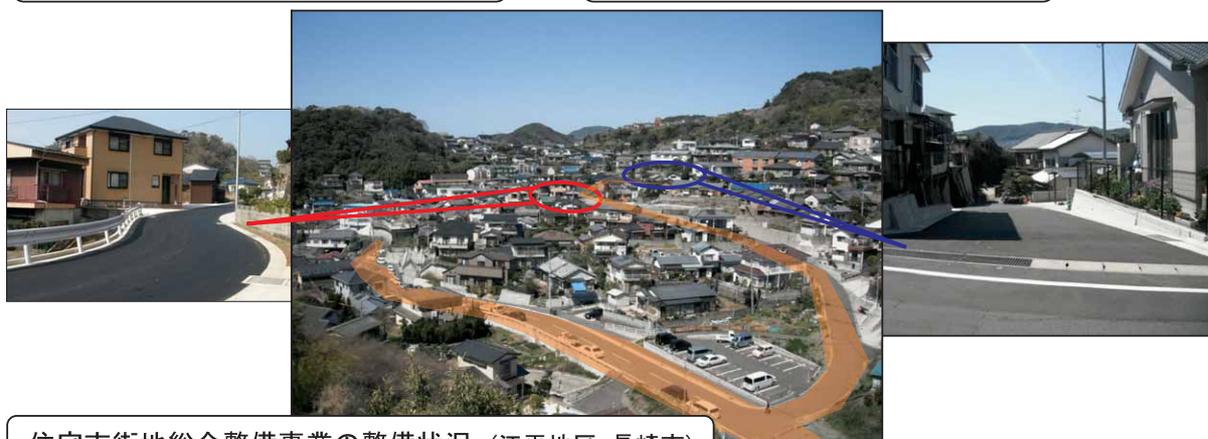
- 1 住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業の促進を図ること
- 2 公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進を図ること



市街地再開発事業
(栄・常盤地区完成予想図:佐世保市)



市街地再開発事業
(栄町東西街区完成予想図:諫早市)



住宅市街地総合整備事業の整備状況 (江平地区:長崎市)



公営住宅整備事業(深堀団地:長崎市)



公営住宅ストック総合改善事業
(磯道団地:長崎市)

【1】この要望の背景・必要性は、以下のとおりです。

・住宅市街地総合整備事業及び市街地再開発事業の促進

本県の多くの地域では平地が少なく斜面市街地が多いという厳しい土地条件であり、この斜面市街地には老朽建築物等が密集し、防災上、居住環境上多くの問題を抱えています。また、限られた平地部分の市街地では、老朽化した低層の商業施設等が密集しています。

このため、斜面密集市街地では、公共施設が不足し、老朽建築物等が密集しているために、防災上等の観点からも住環境の改善を行う必要があります。しかし、平地に比べ多額の費用を要し、継続的な財源確保が難しい状況にあります。

また、平坦地の市街地では、低層で老朽化している建物が多いため、効率的な土地利用がなされておらず、市街地としての機能が低迷し拠点性を失いつつあるため整備が必要です。しかし、整備を行うためには、短期間に多額の財源を確保する必要があるため、地方自治体単独での財源確保が困難な状況です。さらに、市街地再開発組合に対する融資については、地元銀行の融資が非常に厳しい状況にあり、公的機関の融資に依存せざるを得ない状況です。

・公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進

低所得者層が安定した生活を営むために良質な住宅ストックへの更新を行い良好な住環境を形成する必要があります。このため、各事業主体において策定した公営住宅等長寿命化計画等に基づき、県営住宅と市町営住宅で役割分担を勘案しながら、建替・改善の手法を的確に見極め、事業を計画的に進めています。しかし、地方自治体単独での財源確保が困難な状況にあります。

【2】本県が望むことは、以下のとおりです。

・住宅市街地総合整備事業及び市街地再開発事業の促進

○住宅市街地総合整備事業の今後の予算確保を望みます。

平成26年度以降全体事業費：18,184百万円

国費要望額：8,343百万円

○市街地再開発事業の今後の予算確保を望みます。また、住宅金融支援機構の融資制度のうち、市街地環境の整備・改善に資する事業に対し、計画段階から建設工事・分譲に至るまでの間融資を行うまちづくり関連融資の制度継続及び予算の確保を望みます。

平成26年度以降全体事業費：10,553百万円（補助対象外事業費を含む）

国費要望額：1,121百万円

・公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進

○社会資本整備総合交付金の「地域住宅計画に基づく事業」について、予算の確保を望みます。

地域住宅計画に基づく事業

基幹事業：公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業

提案事業：公営住宅等の関連施設整備、駐車場整備、公営住宅建替事業に伴う移転費等

【3】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

・住宅市街地総合整備事業及び市街地再開発事業の促進

○住宅市街地総合整備事業について12地区の整備が行われ、密集状態の改善、公共施設の整備、防災上の住環境も改善されます。

長崎市（十善寺地区、江平地区、稲佐・朝日地区、北大浦地区、南大浦地区、水の浦地区、立神地区、立山地区）

佐世保市（矢岳・今福地区、戸尾・松川地区、福田・中通地区、東山地区）

○市街地再開発事業について3地区の整備が行われ、中心市街地の活性化が図られます。

佐世保市（栄・常盤地区、塩浜地区）

諫早市（栄町東西街区）

・公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進

○公営住宅整備事業

県営深堀団地（長崎市）外

○公営住宅ストック総合改善事業

エレベーター設置高齢者対応改善事業（毛井首団地：長崎市）

（新田団地：佐世保市）外

60 義務教育に係る確実な財源保障について

【文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

義務教育への財源措置については、教育水準に地域間格差が生じないよう、義務教育費国庫負担金とともに、地方交付税による調整機能も含め、国において確実に必要な財源が確保されること

○義務教育費国庫負担金決算額の推移（非常勤講師報酬分を含む）

（単位：百万円）

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24当初	H25当初
義務教育費	34,716	28,993	24,035	24,033	23,894	23,307	22,724	22,510	22,562	21,717
公立養護 学 校 費	1,612	1,273	/	/	/	/	/	/	/	/
計	36,328	30,266	24,035	24,033	23,894	23,307	22,724	22,510	22,562	21,717



△60億円 △62億円



全国で8,500億円の減額
方針が示され、そのうち
4,250億円をH17で減額

国庫負担割合
1/2→1/3

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・ 離島や過疎地域のへき地学校が、県全体の約3分の1を占める本県においては、義務教育費国庫負担制度により、離島等に住んでいても、国が保障する一定の教育水準が保たれています。
- ・ 平成25年度予算編成にあたっての「財務省・文部科学省合意」（平成25年1月27日）
 1. (略)
 2. 今後の少人数学級の推進については、習熟度別指導等とあわせ、文部科学省において、その効果について平成25年度全国学力・学習状況調査等を活用し十分な検証を行いつつ、教職員の人事管理を含めた教職員定数の在り方全般について検討する。
 3. 「2.」の検討を見つつ、今後の少子化の進展や国・地方の財政状況等を勘案し、教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うことその他の方策を引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・ いわゆる「三位一体の改革」により、平成18年度から国庫負担の割合が従来の2分の1から3分の1へ引き下げられています。
- ・ 国による国庫負担金とともに地方交付税の財源調整機能も含めた確実な財源措置が行われなければ、都道府県の財政力格差により、教育水準にも格差が生じることとなります。
- ・ 少人数学級の推進等教職員定数の改善にあたっては、国において確実に財源措置がなされることが必要です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・ 離島やへき地学校を多く有する本県においては、現在国庫負担金及び地方交付税により、平成24年度の決算ベースで約94%の財源が確保されており、国が保障する一定の教育水準が保たれています。
教育水準に地域間格差が生じないよう、義務教育費国庫負担率を2分の1に復元することを含め、地方交付税による調整機能とともに、引き続き国において確実な財源保障がなされることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・ 県内どこに住んでいても、憲法上の要請に基づく「教育の機会均等・教育水準の維持向上」が確保されます。

61 特別支援教育の充実に必要な財源の措置について

【総務省、文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 インクルーシブ教育システムの構築に向けて特別支援教育の充実を図るため、学校教育法等に「特別支援教育支援員」及び「看護師」を明確に位置付け、必要な財源措置を行うこと
 - (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における、発達障害を含む様々な障害のある幼児児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う「特別支援教育支援員」の配置
 - (2) 特別支援学校における、障害の重度・重複化により医療的ケアが必要な児童生徒の安全・安心な学校生活の確保のための「看護師」の配置
- 2 障害のある幼児児童生徒の通学環境改善のため、特別支援学校のスクールバス運行に係る経費について、国による財政支援措置を講じること

○特別支援教育支援員配置状況 【市町立幼稚園、小・中学校】

区分	配置校（園）数				配置人数			
	幼稚園	小学校	中学校	計	幼稚園	小学校	中学校	計
H22	17	255	87	359	25	295	96	416
H23	15	261	93	369	31	305	106	442
H24	17	270	91	378	33	334	112	479

○特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の状況

区分	H20	H21	H22	H23	H24
医療的ケアが必要な児童生徒数	76	70	97	89	88
全児童生徒数	1,294	1,277	1,307	1,359	1,397
全体に占める割合	5.9%	5.5%	7.4%	6.5%	6.3%

○特別支援学校における看護師の配置状況

区分	H20	H21	H22	H23	H24
看護師配置人数	8	8	9	9	12
医療的ケアを受けている児童生徒数	63	67	80	73	80

※長崎県では、医療的ケアの必要な児童生徒の安全・安心な学校生活を確保するため、平成16年度から「障害のある子どもの医療サポート事業（県単独予算）」を実施し、県立特別支援学校に看護師を配置している。

○スクールバス運行学校数及び予算額

学校数	スクールバス	
	運行	運行なし
24校（分校2校、分教室9室含む）	本校7校、分教室1室	本校6校、分校2校、分教室8室
H25年度スクールバス運行予算額	94,311千円	

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・平成18年6月に学校教育法が改正され、特別支援学校はもとより、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等すべての学校において、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するため、「特別支援教育」を行うことが明記されました。
- ・近年、長崎県においても、特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室に在籍する児童生徒数が年々増加しており、「特別支援教育」に対する保護者の期待は大きいものがあります。
- ・インクルーシブ教育システムの構築に向けて、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」の理念を実現するため、必要な職員の配置を促進する必要があります。
- ・特別支援学校の幼児児童生徒数の増加や障害の重度・重複化の傾向にある中、自宅から通学させたいという保護者の意向が強いことや、保護者の送迎負担が大きいことなどから、通学手段としてスクールバス運行の要請が高まっています。
- ・本県は、離島やへき地などの交通不便地を多く有しており、特別支援教育の地域間格差が生じないようにするためにも通学環境を整備する必要があります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

○特別支援教育支援員

- ・近年、発達障害を含む教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒が、幼稚園、小・中学校等の通常学級にも多く在籍しています。
- ・国において、障害のある幼児児童生徒の日常的な介助や学習支援等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため地方財政措置が行われていますが、市町の厳しい財政状況等から、幼児児童生徒のニーズに応じた十分な配置が進んでいるとは言い難い状況です。

○看護師

- ・近年、障害の重度・重複化により、医療的ケアが必要な児童生徒が県立特別支援学校に多く在籍しています。
(注) 医療的ケアとは、たんの吸引や経管栄養、導尿など、日常的、応急的な医療的行為のことを指す。本来であれば、医療的行為については、医師法等の規定により、医師又は医師の指示を受けた看護師しか行うことはできない。ただし、医療的ケアが必要な子どもの保護者は、その行為が許容されている。
- ・長崎県においては、医療的ケアが必要な児童生徒が多い県立特別支援学校8校に12名の看護師を配置していますが、それ以外の学校にも医療的ケアが必要な児童生徒が在籍しており、安全・安心な学校生活の確保や保護者の負担軽減のための対策が求められています。

○通学手段の確保

- ・スクールバスは、障害のある幼児児童生徒の通学環境の改善を図るうえで、大変有効な通学手段ですが、運行経費の負担は、都道府県の単独財源であり、大きな財政負担となっています。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・特別支援教育の充実のため、次のことを要望します。
 - (1) 重要な役割を持つ「特別支援教育支援員」や「看護師」が定数措置できるよう学校教育法等で明確に位置付けられ、国の責任において必要な財源が措置されること
 - (2) スクールバスによる通学環境の改善が図られるよう運行経費について、国による財政支援措置を講じること

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・「特別支援教育支援員」や「看護師」が学校教育法等で明確に位置付けられ、必要な財源措置が行われることによって、離島やへき地の学校においても配置が促進され、県内どこに住んでいても、同じような特別支援教育が受けられるようになります。
- ・通学手段の確保により、幼児児童生徒の通学環境が改善され、特別支援教育の機会の充実が図られます。

62 公立高校の授業料無償制の堅持について

【総務省、文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

公立高校の授業料無償制については、保護者の経済的負担を軽減し、教育の機会均等にも寄与するものであることから、今後も制度を堅持していくこと

なお、所得制限の導入に当たっては、現行制度の検証及び制度変更が及ぼす様々な影響等を十分検討し、拙速な導入は避けること

■ 授業料無償制の堅持

○授業料不徴収交付金

(単位：円)

区 分		全日制	定時制 単位制	通信制	特支 (高等部)	計	備考
H22年度	生徒数	29,364	1,328	1,102	637	3,090,923,877	平成22年10月1日生徒数 (標準授業料月額×生徒数×12月)×0.872796059998 (授業料減免相当分への調整率)
	交付金額	3,488,443,200	43,027,200	6,876,480	3,057,600		
H23年度	生徒数	28,302	1,250	1,081	670	2,989,689,166	平成23年10月1日生徒数 (標準授業料月額×生徒数×12月)×0.876038024285 (授業料減免相当分への調整率)
	交付金額	3,362,277,600	40,500,000	6,745,440	3,216,000		
H24年度	生徒数	27,519	1,092	1,024	726	2,912,324,759	平成24年10月1日生徒数 (標準授業料月額×生徒数×12月)×0.878658537652 (授業料減免相当分への調整率)
	交付金額	3,269,257,200	35,380,800	6,389,760	3,484,800		

○標準授業料月額

(単位：円)

区 分	全日制	定時制	通信制	特支 (高等部)
標準授業料月額	9,900	2,700	520	400

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・平成22年度から導入された公立高校の授業料無償制は、地方公共団体が授業料を不徴収とし、国が地方公共団体に対し、授業料収入相当額を国費により負担することとなっており、本県における成果としては、家庭の教育費負担の軽減や中途退学者の減少、高校進学率の上昇、教職員の事務的な負担軽減等の効果が表れております。
- ・文部科学省は、平成26年度からの所得制限の在り方を含めた高校生の修学支援方策について、総合的に検討を行うとしており、現行制度への影響が懸念されます。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・公立高校の授業料無償制については、保護者の経済的負担を軽減し、教育の機会均等にも寄与しているため、今後も制度の継続が必要です。
- ・公立高校の授業料無償制の導入に伴い、授業料収入相当額については授業料不徴収交付金として国から地方公共団体に交付されているが、地方に新たな財政負担が生じることがないように、国において確実な財源措置が必要です。
- ・特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分が廃止されたことにより、授業料が低廉な定時制・通信制及び授業料の負担がない特別支援学校高等部の生徒を持つ家庭については授業料無償化の効果よりも増税分が上回るため、その是正が必要となります。
- ・所得制限が導入されれば、修学機会や負担の公平性などへの影響、保護者や学校現場の混乱、事務的な負担等が危惧されます。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・公立高校の授業料無償制については、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会の実現につながることから、今後も国の責任において制度を継続していくことを望みます。
- ・現行制度における授業料減免相当分や地方公共団体が不徴収とした分を含めた全額について、交付金として確実に財源措置されることを望みます。
- ・公立高校の授業料無償制の導入に伴う税制改正により負担が増えることになった世帯について、不均衡を是正するための修学支援方策が講じられることを望みます。
- ・所得制限の導入に当たっては、修学機会や負担の公平性などへの影響がないよう十分に配慮しながら、現行制度の検証及び制度変更が及ぼす様々な影響等について十分に検討を行い、拙速な導入は避けていただくことを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・保護者の経済的負担を軽減し、教育の機会均等に寄与し、すべての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会の実現につながります。

63 高等学校奨学金事業の安定的な運営について

【文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

平成17年度に、(独)日本学生支援機構から都道府県へ移管された高等学校奨学金事業については、その財源が国からの交付金によって賄われているが、これまでの貸与水準を維持しつつ、将来にわたって継続的かつ安定的な運営が行われるよう必要な財政措置を講じること

○ 収支予測（平成25年度から平成34年度まで）

単位：千円

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
貸与額	941,100	941,100	924,300	904,200	882,300	852,300	827,700	799,200	779,100	759,000
県補助金 (国交付金)	466,583	313,058	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金取崩し	705,460	678,118	570,546	239,307	0	0	0	0	0	0
返還金	447,069	520,364	593,061	659,709	720,551	765,793	798,147	824,878	841,805	854,004
その他収益	106	106								
不足額	0	0	0	不足額 (H28~H31) 約2億8000万円 5,184	161,749	86,507	29,553	△ 25,678	△ 62,705	△ 95,004
積立金	678,118	570,546	239,307	0	0	0	0	0	0	0

※ 国交付金は10年間で総額72億円を見込んで試算している。

○ 過去5年間の返納額・滞納額（高等学校等奨学金・移管事業）

	H20	H21	H22	H23	H24
返納額	57,739千円	138,362千円	213,938千円	312,177千円	432,650千円
返還者数	832人	1,678人	2,753人	3,876人	5,089人
返還率	95.1%	93.1%	90.8%	89.4%	89.3%
滞納額	2,977千円	10,274千円	21,623千円	36,848千円	51,651千円
滞納者数	137人	322人	518人	784人	1,033人

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・ 平成17年度に独立行政法人日本学生支援機構から都道府県に移管された高等学校奨学金の貸付財源は、国からの高等学校等奨学金事業交付金によって賄われています。
- ・ この交付金は、概ね10年から15年間にわたって、全都道府県に対し、総額2,000億円程度を措置することが示されており、本県においても、平成26年度までに約72億円が措置されることを見込んでいます。(平成24年度までに約64億円が措置されています。)
- ・ 現在の貸与水準を維持しつつ収支予測を立てた場合、近い将来に一定期間、貸付財源の不足が見込まれます。
- ・ 移管に伴う貸与者の大幅な増加に伴い、平成40年頃まで債権回収業務が増加傾向にあります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・ 現在の貸与水準を維持しつつ収支予測を立てた場合、現在見込まれる交付金の額では、平成28年度から平成31年度にかけて、約2億8千万円の貸付財源が不足する見込みです。
- ・ 財源不足を解消するために、普段から行っている電話・文書・訪問督促のほか、サービスへの債権回収業務委託や督促手続オンラインシステムの利用による法的措置手続きの簡素化などを行って、債権回収に努めているところですが、今後は、返還者数が大幅に増加するため、債権回収業務に携わる人員を増加させるなど体制の強化が必要です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・ 高等学校奨学金事業が、現在の貸与水準を維持しつつ、将来にわたって継続的かつ安定して運営していけるよう、国の責務として各県の実情に応じて交付金を配分するなど、必要な財源が措置されることを望みます。
- ・ 増加する債権回収業務に対する事務経費について、交付税措置の明確化を図るとともに、十分な財政措置が講じられることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・ 現在の貸与水準を維持しつつ、将来にわたって高等学校奨学金事業を継続的かつ安定的に運営することができます。

64 離島の学校教育の充実について

【文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

離島の小・中学校における教育水準の維持向上を図り、本土部の学校との教育格差を生じさせないため、離島の学校に対する教員加配制度を創設すること

○児童生徒数の減少 (単位：人)

	離島部	本土部
平成19年度	12,586	117,049
平成24年度	10,220	105,042
減少数 (減少率)	△ 2,366 (△ 18.8%)	△ 12,007 (△ 10.3%)

※離島部は、対馬市、壱岐市、五島市、小値賀町、新上五島町の小中学校

○教員数の減少 (単位：人)

	離島部	本土部
平成19年度	1,515	7,860
平成24年度	1,275	7,489
減少数 (減少率)	△ 240 (△ 15.8%)	△ 371 (△ 4.7%)

○複式学級の状況【平成24年度】 (単位：校)

(小学校)	離島部	本土部
複式学級を有する 学校数	49	70
学校数	81	295
複式学級を有する 学校の割合	60.5%	23.7%

(単位：校)

(中学校)	離島部	本土部
複式学級を有する 学校数	3	5
学校数	37	141
複式学級を有する 学校の割合	8.1%	3.5%

○免許外教科担任発生の状況【平成24年度】 (単位：校)

(中学校)	離島部	本土部
免許外教科が発生 している学校	30	85
学校数	37	141
免許外教科が発生し ている学校の割合	81.1%	60.3%

○養護教諭未配置の状況 (平成24年度)

養護教諭未配置校21校のうち、7校が離島部の学校

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

多くの離島を有する本県では、離島の急激な人口の減少に伴い、児童生徒数も減少し、離島の学校の小規模化が進んでいます。

離島の小規模校の多くが、複式学級の増加や中学校の免許外教科担任、養護教諭の未配置といった教育課題を抱えており、本土部の学校との教育格差を生じさせないため、その改善・解消が急務です。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・本県の離島部の市町における複式学級を有する小学校は、60%に上ります。また、免許外教科担任が発生した中学校は、81%と、いずれも本土部に比べ、著しく高い状況にあります。
- ・本県においては、可能な限り複式学級支援や免許外教科担任解消のための非常勤講師の配置を行っていますが、財源に限りがあることのほか、離島における人材の確保についても難しい状況があります。
- ・離島の小中学校の養護教諭未配置校は、7校に上り、本土部に比べ医療環境が脆弱な離島での養護教諭未配置の状態は、健康管理や緊急医療対応等において児童生徒や保護者の不安を抱かせる状況となっています。
- ・こうしたことから、離島の学校においては、本土の学校と同じ教育が受けられない、免許を有する教諭から専門的な教育が受けられない、児童生徒の健康と安全の確保に課題があるなど、離島と本土の教育格差が広がっていく可能性があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

離島の厳しい自然的社会的条件に鑑み、複式学級、免許外教科担任、養護教諭未配置等を改善・解消するための離島の学校を支援する加配制度の創設を要望します。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・複式学級の改善・解消、免許外教科担任の解消等により、離島部の学校の児童生徒も本土の学校と同様の教育を受けることができるようになり、教育水準の維持向上が図られ、本土部との教育格差が是正されます。
- ・島民に不可欠な基礎的環境である学校教育の充実は、離島の定住を促進し、活性化を図る離島振興の重要な施策の一つです。

65 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの国庫補助制度の充実について

【文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

児童生徒の抱える問題は、年々深刻化・複雑化しており、いじめ・不登校等の多くの問題行動の解決に取り組むため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門家の活用は不可欠である。

このようなことから、配置を希望するすべての学校や市町に配置できるよう「スクールカウンセラー等活用事業」、「スクールソーシャルワーカー活用事業」の補助率を引き上げるとともに、予算を確保すること

1 配置状況について

(1) スクールカウンセラー等活用事業

	平成23年度	平成24年度	平成25年度（予定）
①配置	163校	169校	173校
②配置希望	209校	221校	243校
差（①－②）	△46校	△52校	△70校

(2) スクールソーシャルワーカー活用事業

	平成23年度	平成24年度	平成25年度（予定）
①配置	7市	8市	9市
②配置希望	10市町	14市町	14市町
差（①－②）	△3市町	△6市町	△5市町

2 児童生徒の課題解決に向けて取り組んだ件数について

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
スクールカウンセラー等	16,373件	17,771件	15,351件
スクールソーシャルワーカー	283件	340件	485件

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

昨今、いじめが背景事情として認められる生徒の自殺事案などが発生しており、社会全体が一丸となっていじめの問題に取り組んでいくことが求められています。

このような状況の中で、「スクールカウンセラー等活用事業」については、平成20年度から国庫補助率が1/2から1/3に引き下げられ、平成24年度は、「スクールカウンセラー等活用事業」、「スクールソーシャルワーカー活用事業」とともに、当初計画していた必要額が措置されない状況にあります。

本県といたしましては、報酬単価や配置時間数の減など、配置方法を工夫することで、配置数を増加させておりますが、希望する学校や市町はそれ以上に増加しており、配置できない学校等が増えております。

このようなことから、希望するすべての学校や市町に配置を行うとともに、カウンセリングに必要な時間を十分に確保することができるようにする必要があります。

【参 考】

1 予算について（平成24年度）

(1) スクールカウンセラー等活用事業（1/3補助）

当初計画 171,178,834円（補助対象経費）

交付決定額 154,059,000円（補助対象経費）

※当初計画の90%

(2) スクールソーシャルワーカー活用事業（1/3補助）

当初計画 16,215,675円（補助対象経費）

交付決定額 13,521,000円（補助対象経費）

※当初計画の83.4%

2 報酬単価について（平成24年度）

○S C 1時間 5,000円（H20年度まで5,500円）

○準S C 1時間 3,000円（H20年度まで3,500円）

○S S W 1時間 3,000円（H23年度まで3,500円）

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

希望するすべての学校や市町にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置できないこと、また、配置校等における年間総時間数が減じられたことにより、必要とされるカウンセリング等が十分確保できていない状況にあります。

さらには、スクールカウンセラー等の報酬単価の減により、優秀な人材が他の機関（病院等）へ流出するとともに、新たな人材の確保が困難となります。

このようなことから、必要な予算措置を行うことにより、カウンセリング等のための十分な時間を確保するとともに、人材の流出を防ぎ、優秀な人材を任用し、教育相談体制の充実を図る必要があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを希望するすべての学校や市町に配置し、カウンセリング等に必要な時間を十分に確保することができるよう、補助率の引き上げと、予算の確保を要望します。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

希望するすべての学校や市町にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置することにより、児童生徒や保護者への適切な働きかけが行われ、不安や悩みの軽減や、不登校・いじめ・暴力行為などの問題行動等の早期解消を図ることができます。

また、専門的な見立てを基にして、教職員への指導、助言等が行われ、児童生徒理解の深化や相談技能の向上等が図られるなど、学校における教育相談体制の充実が図られます。

66 県民の安全・安心を確保するための地方警察官増員について

【警察庁】

【提案・要望の具体的内容】

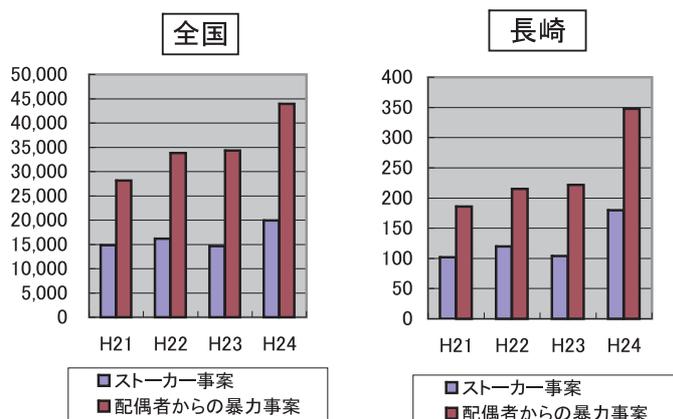
昨今の厳しい治安情勢を勘案し、更なる治安維持の向上を図るためには、警察官の増員が必要である。

特に本県は多くの離島を有し、離島地区に5警察署を設置して治安維持に当たっているが、離島署は体制が弱い上、有事の際の警察本部、隣接署等からの早期の応援が困難なため、初動対応の迅速化を図るためには体制の強化が必要である。

これらを踏まえ、以下のとおり、地方警察官増員について要望する。

- 1 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案対応のための体制強化
- 2 警察安全相談業務の体制強化
- 3 暴力団対策のための体制強化
- 4 警察署鑑識体制の強化

ストーカー・配偶者からの暴力事案に関する現状

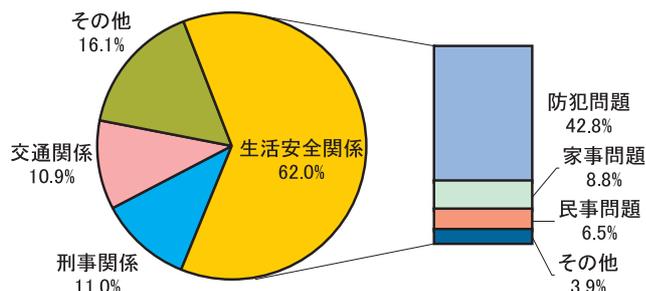


市民による暴力団排除活動



警察安全相談の取扱い状況

平成24年中の警察安全相談受理件数 29,535件



鑑識活動



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- 1 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案については、全国、本県ともに急増しています。
また、これらの事案の中には、状況が急展開して重大事件に発展したり、当事者のみならず遠隔地の家族や親族にまで危害が及ぶ事例なども発生しています。
- 2 最近の複雑・多様化する社会情勢や家庭、地域社会等における問題解決能力の低下などを反映して、警察の相談窓口には多種多様な相談が日々数多く寄せられています。
- 3 暴力団は、近年、資金源を獲得するために民事事案へ介入したり、企業活動を仮装し、あるいは暴力団と共生する者を利用して不当要求行為を敢行し、社会の経済活動への侵食を強めています。
また、暴力団の意向に沿わない事業者等に対する凶悪な襲撃事件を相次いで敢行したり、暴力団同士による対立抗争事件が長期にわたって発生しているなど、その情勢は極めて厳しいものとなっています。
- 4 裁判員制度の導入や近時の無罪判決を受け、物的証拠収集等の裏付け捜査を徹底する必要性が強まっており、そのために迅速な現場鑑識活動を行い、科学捜査力を一層活用することが犯罪の早期解決や犯罪の確実な立証を実現する上で重要となっています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- 1 近年、当事者自身の身の安全確保はもちろん、遠隔地の家族や親族に対する保護対策も重視されており、また、他県で認知した事案に対する捜査協力など、この種事案に対する警察活動は多様化しており、より適切な対応を図るためには、体制の強化が必要です。
- 2 寄せられた相談の中には、事件化や緊急な措置を要するものもあり、常に当事者の立場に立ち心情に配慮した迅速・的確な対応が求められています。相談内容は多種多様であり、相談受理件数も増加傾向であることから、適切に対応するためには体制を強化する必要があります。
- 3 地域社会から暴力団を排除するため、本県では暴力団排除条例を制定してその取組を強化しているところですが、暴力団排除の気運を失墜させず、今後さらに県民の参加を呼びかけるためには、これに関わる県民の保護対策を確実かつ継続的に推進する必要があります。
また、本県には抗争中の暴力団の傘下組織や関連施設があることから、県民が事件等に巻き込まれることがないようにその封圧・検挙対策を推進する必要があります。
- 4 重要犯罪等の発生が急増する夜間帯には、必ずしも鑑識係員が警察署に常駐しておりません。高度な鑑識技術を駆使し、巧妙化する犯罪の物的証拠の採取の徹底ができなければ、被疑者の検挙や裁判での立証が困難になります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- 1 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対応及び当事者等の保護対策を強化するため地方警察官の増員を望みます。
- 2 困り苦しむ人からの相談に対し、迅速・的確に組織的な対応ができる体制を強化するため地方警察官の増員を望みます。
- 3 暴力団排除活動や、これに関わる県民の保護対策、暴力団抗争事件の封圧・検挙対策等を的確かつ継続的に推進する体制を強化するため地方警察官の増員を望みます。
- 4 昼夜を問わず犯罪現場等における物的証拠の収集を徹底できる警察署の鑑識体制を強化するため地方警察官の増員を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- 1 当事者及び関係者の身の安全が確保され、被害の拡大防止または未然防止に繋がります。
- 2 寄せられた相談により適切に対応することができるようになり、当事者等の安全・安心に寄与します。
- 3 県民の安全が確保され、暴力団排除活動がより一層推進されることとなります。
- 4 鑑識体制の強化により、適正かつ高度な初動捜査が行われ、被疑者の早期検挙や裁判における確実な立証の実現につながります。

長崎県の現況

1 人口

○平成 22 年国調人口 1,426,779 人（平成 22 年国勢調査総務省発表速報値 [H23. 10. 26 公表]）

○前回（平成 17 年）国調との対比

・減少数 全国第 7 位 減少率 全国第 6 位

○国勢調査人口の推移

（単位：人）

調査年	県計	指数
昭和 35 年	1,760,421	100
平成 7 年	1,544,934	88
平成 12 年	1,516,523	86
平成 17 年	1,478,632	84
平成 22 年	1,426,779	81

○離島の人口推移

（単位：人）

調査年	本土	指数	離島	指数
昭和 35 年	1,432,825	100	327,596	100
平成 7 年	1,365,495	95	179,439	55
平成 12 年	1,348,443	94	168,080	51
平成 17 年	1,326,312	93	152,320	46
平成 22 年	1,289,796	90	136,983	42

※各年の本土と離島の数値は、平成 25 年 4 月 1 日現在の離島振興法指定有人島の人口

2 県内総生産からみた産業構造の状況（平成 22 年度）

国と比べると、第 1 次、第 3 次産業の割合が高く、第 2 次産業が低い。

（単位：％）

	第 1 次産業	第 2 次産業		第 3 次産業
			うち製造業	
本県	2.5	20.0	15.0	77.5
国	1.2	25.2	19.5	73.6

国値：平成 24 年度版国民経済計算年報（平成 22 年暦年値）

3 産業活動の状況

①県内総生産額 43,770 億円（平成 22 年度）

②一人あたり県内総生産 3,068 千円（平成 22 年度）

③一人あたり県民所得 2,297 千円（平成 22 年度）

④産業別生産額

・観光消費額 2,677 億円（平成 23 年）

・農業産出額 1,421 億円（平成 23 年、全国第 22 位）

・海面漁業・養殖業生産額 960 億円（平成 23 年、全国第 2 位）

・製造品出荷額等 15,945 億円（平成 23 年、全国第 39 位）

⑤有効求人倍率 0.68 倍（平成 25 年 2 月、全国 0.85）

⑥誘致企業数の年度別推移

H6～H10	H11～H15	H16～H20	H21～H24				
				H21	H22	H23	H24
17	35	41	20	6	5	4	5

4 地域指定の状況（平成 25 年 4 月現在）

市町数	離島	過疎	半島	辺地
21	10	12	10	16

※しまの数 594（うち法指定有人島 51）

5 県財政の状況

	単位	平成 23 年度		
		長崎県	全国	順位
財政力指数		0.29417	0.46523	40
歳入に占める県税の構成比	％	15.8	23.9	36
歳入に占める交付税の構成比	％	32.3	24.5	6
自主財源比率	％	33.1	43.3	41
県民一人あたり県税	円	76,743	124,234	46
県民一人あたり地方債残高	円	835,620	689,150	20

6 市町村合併の状況

		H11.3.31 現在	H25.3.31 現在	減少率
市町村数	市	8	13	—
	町	70	8	—
	村	1	0	—
	計	79	21	73.4％
うち人口 1 万人未満		56	2	96.4％

[2013]

全国の高校生の文化の祭典
長崎で開催！

2013
7/31^水▶▶▶8/4^日

第37回 全国高等学校総合文化祭
しおかぜ総文祭
集え長崎 帆を張れ文化の船に



めいろん
美龍

[2014]



長崎 **がんばらんば** 国体 2014
長崎 **がんばらんば** 大会 2014

第69回国民体育大会 / 第14回全国障害者スポーツ大会 君の夢 はばたけ今 ながさきから